

令和 5 年（2023年）12月 8 日（金曜日）

第 3 号

令和5年第4回
北海道議会定例会
予算特別委員会第2分科会会議録

第3号

令和5年(2023年)12月8日(金曜日)

出席委員 交代委員

委員長

大越農子君

副委員長

小泉真志君

高田真次君

千葉真裕君

田中勝一君

中村守君

瀧上綾子君

佐々木大介君

檜垣尚子君

太田憲之君

佐藤伸弥君

平出陽子君

吉田正人君

滝口信喜君

出席説明員

農政部長 水戸部 裕君

農政部次長 山口和海君

食の安全推進局長 野口正浩君

生産振興局長 牧野 充君

農業経営局長 小原啓吾君

農村振興局長 高崎 悟君

農政部技監 大西峰隆君

競馬事業室長 安田貞彦君

技術支援担当局長 山野寺元一君

活性化支援担当局長 鹿野訓久君

農政課長 大浦正和君

食品政策課長 大塚真一君

農産振興課長 花岡弘毅君

畜産振興課長 黒島誠計君

環境飼料担当課長 辻 哲也君

技術普及課長 鈴木章代君

経済部長 中島俊明君

経済部観光振興監 榎 信彦君

経済部食産業振興監 仲野克彦君

経済部
ゼロカーボン推進監 今井太志君

経済部次長
兼経済企画局長 佐藤秀行君

経済部次長
兼誘客担当局長 小田桐俊宏君

食関連産業局長 林 優香君

観光局長 近藤広秋君

ゼロカーボン推進局長 高山圭一君

地域経済局長 磯部政志君

産業振興局長
兼スタートアップ
推進室長 伊藤雅実君

資源エネルギー局長
兼風力担当局長 西岡孝一郎君

労働政策局長 鶴 蒔 徹君

経済企画局次長 石丸幸夫君

アドベンチャートラベル
担当局長 後藤知佳子君

地球温暖化対策
担当局長 西 清人君

ゼロカーボン産業
担当局長 川畑 千君

次世代半導体戦略室長 青山大介君
産業人材担当局長 岡本拓司君
総務課長兼経済政策担当課長 上野修司君
経済企画課長 佐藤正人君
経済調査担当課長 吉田光幸君
経済企画課参事 佐藤匡法君
食ブランド担当課長 工藤弘行君
観光振興課長 藤田栄一郎君
国際戦略担当課長 佐藤知至君
観光事業担当課長 渡部泰明君
誘客推進担当課長 大須賀康高君
アドベンチャートラベル担当課長 輿水昌明君
ゼロカーボン戦略課長 三ツ木寛史君
地球温暖化対策課長 鏡法裕君
新エネルギー担当課長 岩崎法彦君
風力担当課長 横山諭君

中小企業課長 菅野則彦君
金融担当課長 佐々木浩司君
次世代半導体戦略室参事 田村耕志君
同 宮崎裕一君
エネルギー政策担当課長 篠原裕史君
雇用労政課長兼働き方改革推進室長 佐川泰隆君
就業担当課長 赤川遼君
産業人材課長 堀内一宏君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 三上健治君
議事課主査 馬場貴史君
同 杉崎正君
同 青柳和彦君
同 福井宏次君
同 甲斐友規君
同 澤田真一君

午前10時1分開議

○大越農子委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔馬場主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

中村守委員
淵上綾子委員

であります。

○大越農子委員長 それでは、議案第1号、第12号、第13号及び第19号ないし第21号を一括議題といたします。

1. 農政部所管審査（続）

○大越農子委員長 12月7日に引き続き、農政部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

佐藤伸弥君。

○佐藤伸弥委員 おはようございます。

それでは、順次質問してまいります。

まず初めに、スマート農業の推進についてであります。道内では、人口減少や少子・高齢化などにより農業の雇用労働力の確保が困難となってきた中、今後とも、道内の114万ヘクタールの農地を守っていくためには、もちろん、担い手の確保策も重要であります。一方で、スマート農業をフルに活用した農作業体系の整備も重要だと考えます。

近年では、水田、畑作、酪農、果樹など農業の様々な分野におきましてスマート農業の実用化が進んでおり、例えば、自動操舵トラクター等の導入は、全国に比べても道内は取組が進んでいると承知をしております。

国においては、今後、スマート農業の振興の法制化も検討されていると聞いておりますが、道内においても、スマート農業の振興をより一層加速化し推進していく必要があると考えます。

そこで、先ほども触れましたけれども、担い手の減少や高齢化が進む中、農産物を安定的に供給し続けるためには、スマート農業技術を導入することにより、生産性の向上への期待や人手不足などの課題を解消することにつながると考えますが、これまでの導入の状況について伺います。

○大越農子委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 スマート農業技術の導入状況についてであります。道が実施している国内の9社からの聞き取り調査によりますと、トラクターを効率的に操作するための最適なルートを表示するGNSSガイダンスシステムの出荷台数は、令和4年度までに、道内では2万3200台が導入されており、また、自動走行が可能な自動操舵システムについても1万6060台が導入されており、GNSSガイダンスシステム、自動操舵システムともに全国の約7割を占めております。

さらに、市町村を通じた搾乳ロボットの調査では、今年の2月時点で、484戸の酪農家において1101台が稼働していると承知しております。

○佐藤伸弥委員 GNSSガイダンスシステム、自動操舵システムともに全国の約7割を占めており、搾乳ロボットにつきましても着実に導入されているとのことですが、道内の地帯別には、どのような技術の導入がなされているのか、伺います。

○鈴木技術普及課長 地帯別の導入技術についてであります。道内では、地域の特色を生かした様々な農業が展開されており、それぞれの営農形態に対応したスマート農業技術の導入が行われています。

例えば、水田地帯では、センサーと自動給水装置を組み合わせることにより水稻の生育に応じた水管理を自動で行う技術、畑作地帯では、耕起作業や播種作業を省略化するためのロボットトラクターや自動操舵システムが導入されています。

園芸地帯では、施設管理を省力化するための温度や日射量、二酸化炭素の量などをモニタリン

【第2分科会 12月8日 第3号】

グする機器や自動かん水装置、酪農地帯では、搾乳作業を省力化するための搾乳ロボットや餌やり作業を自動化する自動給餌機の導入が進んでおります。

○佐藤伸弥委員 それぞれ営農形態に対応した技術の導入が行われているとのことですが、これまでの取組を通して、スマート農業技術の普及と推進に向けてはどのような課題があると感じているのか、認識を伺います。

○大越農子委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 スマート農業技術の推進に向けた課題についてであります。道では、これまで、スマート農業技術の普及推進を図るため、北海道スマート農業推進方針に基づきまして、全道の普及センターに相談窓口を設置し、技術導入に当たっての相談対応のほか、各種研修会の開催や各地の取組事例などの情報発信を行ってきたところでございます。

こうした取組を通じまして、農業者や関係機関の方々からは、ロボットトラクターをはじめとするスマート農業機械は価格が高額であり、容易に導入することができない、地域では、ICT技術や情報通信などのマネジメントやコーディネートを担う指導的な役割を担う人材が不足している、新たな技術の導入に当たっては、多くの実証と成果の蓄積などが必要などの声が寄せられておまして、これらの課題の解決に向けて取組を進めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 課題もあるわけですね。機械そのものの導入費が高いということ、あるいは、それをしっかりと指導してくれる技術者というか、そういった指導者がいないということも課題としてあるわけですが、そのような中であっても、現在、大学や研究機関、農業機械メーカーなどでは、新たなスマート農業技術の開発に熱心に取り組んでいるところであります。

今後、どのような機械が導入されるのか、こういった技術が導入されるのか、道の認識を伺いたいと思います。

○山野寺技術支援担当局長 今後の技術や機械の導入についてであります。現在、国や道の試験研究機関におきましては、生産者のニーズなどを踏まえ、さらなる農作業の省力化や規模拡大に対応したスマート農業技術の開発などが行われているものと承知しております。

具体的には、畑作では、衛星画像分析により、圃場ごとに作物の生育に必要な養分や排水性などを測定する技術、ドローンの空撮画像を処理し、バレイショなどの病気の株を特定する技術、園芸では、一連の収穫作業に手間がかかるブロッコリーやカボチャにおける収穫後の自動搬送装置の開発などが行われておまして、道といたしましては、これらの開発状況などを注視しながら、地域の実態に応じたスマート農業技術のさらなる普及に努めてまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 様々な課題、そして、今後期待される技術について伺ってまいりましたけれども、本道農業の生産能力を維持していくためには、スマート農業技術の一層の導入促進が鍵となってまいります。

今後、どのようにスマート農業を推進していくのか、見解を伺います。

○大越農子委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 スマート農業技術の推進についてであります。農業者の減少や高齢化が進む中、本道の農業・農村が持続的に発展をしていくためには、農作業の省力化や効率化が期待されるスマート農業技術の効果的な導入を推進していくことが重要と考えてございます。

このため、道では、全道の普及センターに相談窓口を設置し、地域それぞれの課題に応じたきめ細やかな対応とともに、各種補助事業を効果的に活用しながら、個々の営農形態に応じた最適なスマート農業技術の導入支援を行ってきたところでございます。

道としては、関係機関や団体と連携を図りながら、引き続き、こうした取組を進めるとともに、各地の取組事例や新たなスマート農業技術の積極的な情報発信、指導人材の育成、さらには、国の実証事業に参画し、スマート農業技術の導入効果の検証を行うなど、地域の実情に即したスマート農業のより一層の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 課題は、先ほど言われましたとおり、農家の方々からも出ているわけですね。一方で、この農業機械については、新たなスマート農業を実験したり、それを導入したいという、いわゆる事業者の皆さん方からしても、様々な法の壁があってなかなかすなりとそういった事業を行えないというような話もありますので、こういったメーカーもそうでありますし、事業者の皆さんともしっかりと連携を取りながら、スマート農業のさらなる推進に努めていただきたいというふうに思います。

次に、本道農業の振興について伺ってまいります。

本道の畑作農業は、経営規模や気象条件、地理的条件など地域の特色を生かした輪作体系が形成され、これまで発展をしてきたところであります。また、主要な作物であるてん菜やバレイショを原料とする製糖工場やでん粉工場は、関連産業として地域の経済や雇用を支える重要な役割を果たしております。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻をきっかけに、肥料や農薬などの経営費が上昇しているほか、昨年末には、てん菜の交付金の交付対象数量64万トンの引下げ、指標面積の設定が決定されるなど、畑作農業をめぐる状況は変化してきており、農家は、今後の経営について大変悩みを抱えております。

このような状況を踏まえて、今後の農業振興などに関し、以下、伺ってまいります。

まず、主要畑作物であります小麦、大豆・小豆などの豆類、てん菜、バレイショに関し、昨年と今年の作付の増減と、その要因についてどのように分析をしているのか、伺います。

○大越農子委員長 農産振興課長花岡弘毅君。

○花岡農産振興課長 主要畑作物の作付動向などについてであります。農林水産省の作物統計によりますと、令和5年産の作付面積は、小麦が13万2300ヘクタールで、前年産から1700ヘクタールの増、大豆が4万5400ヘクタールで、前年産から2200ヘクタールの増、小豆が2万800ヘク

【第2分科会 12月8日 第3号】

タールで、前年産から1700ヘクタールの増となっております。

また、農業団体の調査によりますと、5年産のてん菜の作付面積は5万1100ヘクタールとなっており、前年産の5万5200ヘクタールから4100ヘクタールと大幅に減少、バレイショについては4万5800ヘクタールで、前年産とほぼ同様となっています。

近年、経営規模の拡大に伴い、小麦や大豆の作付が増加傾向にあるものの、小麦などに比べ労力を必要とするてん菜やバレイショの作付は、労働力不足などから減少傾向にあり、特にてん菜については、昨年、国が、てん菜糖への交付対象数量を令和8年度までに段階的に削減する方針を決定したことも、生産者の作付意向に影響を及ぼしているものと考えております。

○佐藤伸弥委員 てん菜は、もともと寒冷地での栽培に適した品目でありますけれども、昨年末の減産決定、さらには今年の猛暑の影響を受けて大変厳しい状況だと地元から声を伺っております。

今年の作柄について伺いたいと思います。

○花岡農産振興課長 てん菜の作柄についてであります。本年は、春先から初夏にかけて平均気温が高く、日照時間も多かったため、順調に生育しておりましたが、8月以降、記録的な猛暑となり、褐斑病が多く発生したところであります。

糖業各社からの聞き取りでは、収量は平年を上回るものの、糖分を蓄積する夏から秋にかけて夜温が高かったことや褐斑病による品質低下などから、例年になく糖度が低く、経営所得安定対策の基準糖度の16.6%を大きく下回ることが見込まれています。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 国の政策、そして、今年のてん菜の厳しい生産見通し、こういったことで、来年以降、てん菜の生産意欲がさらに減退をし、国が定めた令和8年度の指標面積の5万ヘクタールを先んじて下回りかねない状況にあります。

てん菜の持続的生産に向けて、道として今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○大越農子委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 持続的なてん菜の生産についてでございますが、国は、昨年12月、砂糖消費量の減少や、てん菜生産を支える糖価調整制度の累積赤字の拡大などを踏まえ、てん菜等への交付金の対象数量を段階的に削減し、令和8年度の指標面積を5万ヘクタールとする方針を決定したところでございます。

こうした中、本年産のてん菜の作付実績は5万1100ヘクタールで、指標面積5万4500ヘクタールを3400ヘクタール下回ったことに加え、猛暑や褐斑病の発生により品質が低下し、産糖量の大幅な減少が見込まれるなど、今後のてん菜等の安定供給が懸念されているところでございます。

このため、道では、引き続き、てん菜の直播栽培の拡大に向けた機械の導入や、普及センターによる技術指導などにより、てん菜の生産性向上や省力化を進めるほか、今年の猛暑などによるてん菜への影響を解析するとともに、道内における対応事例、国や大学の研究成果などを収集し

た上で、高温に強い品種の開発や選抜、高温下における技術対策を検討し、てん菜の安定生産に取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 てん菜に限らずなのですけども、寒冷地作物を栽培していて、様々、国の制度が変わる中で、数年前までは、コロナ禍の中であって、砂糖が余っているという状況でしたが、現在は、減産傾向にあったらこういった状況で、今度は少なくなるような話になるわけですね。昨日もバターの話が少しありましたけれども、農家は振り回されるのですよ、制度や政策に。そういった中で、今年、大変厳しい作柄になっていますから、農家の声をしっかりと聞いて、今後の対応をしていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、肥料価格の高騰により、農家は大変な状況にあります。窒素、リン酸、カリ等の肥料原料の輸入価格については、若干の下げの傾向もありますけれども、依然として高止まっている状況にあります。

道としては、このような状況の中、どのような対策を進めてきたのか、伺います。

○大越農子委員長 食品政策課長大塚真一君。

○大塚食品政策課長 肥料価格高騰への対応についてであります。昨年から続く肥料価格の高騰は、大規模で専門的な経営を主体とする本道にとって大きな影響があることから、道では、これまで、独自対策として、化学肥料の購入に1トン当たり3125円を支援したほか、国の肥料価格高騰対策事業を活用し、肥料費の増加分の7割を支援するなど、農業者の負担軽減に向けた取組を進めてきたところです。

また、これらの取組と併せ、土壌診断に基づく適正施肥や、堆肥、稲わら、下水汚泥などの国内資源の利用拡大を推進するほか、クリーン農業や有機農業の普及拡大に取り組むなど、化学肥料の使用を可能な限り低減した生産体制の構築に努めているところです。

以上です。

○佐藤伸弥委員 1トン当たり3125円、大体、農家1軒当たり数万円から数十万円の道の補助があって、国が基本的には肥料対策を行っておりますから、道の支援はその補助的なものなのだというふうに思います。

しかし、依然として、肥料価格の高騰は現在も続いておりますから、関係機関・団体としっかりと意見交換をしながら今後の対策を行うよう、私から求めておきたいと思います。

次に、バレイショの用途別作付見通しについて伺いたいと思います。

バレイショは、生食用や加工用、でん粉原料用などの用途別に分類されますが、昨年と今年の作付増減見通しについて伺います。

○花岡農産振興課長 バレイショの作付動向についてであります。農業団体の調査によりますと、本年産のバレイショの用途別の作付面積は、男爵やメイクインなどの生食用は1万2800ヘクタールで、前年産から約200ヘクタール減少し、ポテトチップスなどの加工用は1万4600ヘクタールで、前年産から約200ヘクタール増加、でん粉原料用は1万3900ヘクタールで、前年産から

約100ヘクタール増加しており、用途によって僅かながら増減があるものの、総じて昨年と同様の面積になるものと見込まれております。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 ポテトチップスやでん粉用のバレイショの需要が高まっている一方で、種バレイショをしっかりと確保していくということが今後の課題になってこようかと思えます。

なかなか、今、シストセンチュウ、シロシストセンチュウの発生等、そういった中で、種バレイショを生産していくことが難しいという地域の声も聞かれますけれども、現在の課題と対応について伺いたいと思えます。

○花岡農産振興課長 種バレイショの安定生産についてであります。生産者の高齢化が進行する中、種バレイショの生産は、一般のバレイショ栽培と比べ、圃場の見回りや病株の抜き取りなど労働負担が大きいことや、ウイルス病を見極める技術の習得が求められるほか、地域におきまして、ジャガイモシストセンチュウ類の発生圃場の拡大などが生産を維持拡大していく上で大きな課題となっております。

このため、道では、関係機関・団体と連携し、ドローンで撮影したデータによる病株判定など、スマート農業技術を活用した労働力負担の軽減や、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の導入拡大に取り組むとともに、昨年7月に改定しました北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針に基づく蔓延防止に向けた取組のほか、新たな種バレイショ生産者の確保や産地の育成などを着実に進め、種バレイショの安定的な確保に努めてまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 ただいま答弁をいただきましたけれども、この種バレイショの問題について、私は今回で3年連続で質問をさせていただいております。地域からは、先ほども言いましたけれども、シストセンチュウ、シロシストセンチュウ、こういったウイルス病が発生をして、種バレイショは、やはり、そういった病原体がないところでしか作れないというものでありますから、種バレイショを作る畑がどんどんなくなると。そして、今は、他の地域、例えば十勝だとかそういった地域から種バレイショを買ってきている状況にありますけれども、買うとなれば高いわけですね。そうすると、現状の肥料の高騰があったり、種バレイショが高いということもあったりということで、本当にこのままバレイショを生産できるのかという、そういった生産者の不安の声を私も聞いております。

なかなか、国の防疫の関係で、一度、シストになった畑を卒業させて種バレイショを作るという判断には道も至らないのかもしれませんが、ありとあらゆる様々な課題に対して、私も、毎年、同じような話をしていますけれども、皆さん方も、先進国だとかそういったところもしっかりと視察に行き調査したりして、現状、ヨーロッパでは、シストになった畑を卒業させて種バレイショを生産している国もあるというふうにご存じですので、では、こういった条件でそういったことができたのかということもしっかりと調べていただいて、今後の対策をしていただくよう強く求めておきたいと思えます。

次に、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の「フリア」に代わる品種を早期に開発してほしいという地元からの要望があります。でん粉原料用バレイショの生産振興に関する道の考え方を伺いたいと思います。

○**牧野生産振興局長** でん粉原料用バレイショの振興についてでございますが、本道のバレイショから製造されるでん粉は、国産でん粉の約9割を占め、片栗粉をはじめ、水産練り製品や菓子の原料など多くの用途に使用され、その需要も高いことから、道産のでん粉原料用バレイショを安定的に生産していくことが重要でございます。

こうした中、現在、道が導入を進めているジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の「フリア」につきましては、地域から、でん粉価が低い、塊茎の離れが悪いといった声が寄せられており、収量性が高く、高い抵抗性能力を有した新たな優良品種の速やかな導入が求められているところでございます。

このため、道といたしましては、普及センターによる「フリア」の栽培管理技術の向上に向けた指導などを行いながら、海外で開発された品種の情報収集や導入に向けた検討を行うとともに、国に対し、新たな品種の早期開発を要望するほか、省力化に向けたスマート農業技術の導入など、効率的な生産体制の整備を進め、でん粉原料用バレイショの安定的な生産を支援してまいり考えてございます。

以上でございます。

○**大越農子委員長** 佐藤(伸)委員に申し上げます。

質疑の時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめていただくようお願いします。

○**佐藤伸弥委員** はい。

それでは、今後の畑作農業の振興についての部長の決意を伺いたいと思います。

○**水戸部農政部長** 畑作農業の振興についてであります。本道の畑作は、小麦や豆類、てん菜、バレイショを中心とした輪作体系を基本に、地域の条件に応じた大規模で専門的な農業を確立してございます。

一方、世界的な食料安全保障への関心が高まる中、本道農業が今後とも食料供給地域としての役割を果たしていくためには、需要に応じた畑作物の安定供給と環境に配慮した持続可能な生産活動を展開していくことが重要と考えてございます。

このため、道では、地域における多様な輪作体系の下、関係機関・団体と連携をしながら、輪作体系の維持に重要なてん菜生産の低コスト化や省力化の推進をはじめ、需要の高い加工用とでん粉原料用バレイショの生産拡大や、種バレイショの安定生産、さらには、地域の事情に応じ、野菜など新たな作物や緑肥の導入などを進め、生産者の皆様が将来にわたり安心して営農していけるよう、本道の畑作農業の持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○**佐藤伸弥委員** 最後に、今回、酪農の追加経済対策について、どのような効果を考えて実施するのか、伺います。

○水戸部農政部長 酪農経営についてでございますが、世界的な穀物需要の増加や円安の進行などによりまして配合飼料価格が高止まりをする中、道内の酪農経営は、生乳需要の大幅な減少による生産抑制や、乳用雄子牛、いわゆるぬれ子価格の下落に加えまして、この夏の猛暑の影響により生乳生産量の低下が見られるなど、厳しい環境が続いているものと認識してございます。

このため、道では、土地基盤に立脚した飼料の生産体制の確立を後押しするため、本定例会におきまして、自給飼料の生産拡大やスマート農業技術の活用による生産の効率化、高品質化などに取り組む酪農家に対しまして、搾乳牛1頭当たり5000円を支援いたします自給飼料生産支援酪農対策事業を追加提案したところでございます。

本事業の実施により、自給飼料の生産性の向上などにつながり、外的要因にも左右されにくい体質の強い酪農経営の確立に寄与するものと考えてございます。

以上でございます。

○大越農子委員長 時間が過ぎていきますので、簡潔にお願いします。

○佐藤伸弥委員 はい。

知事から直接伺いたいと思いますので、委員長、よろしく願いいたします。

終わります。ありがとうございます。

○大越農子委員長 佐藤(伸)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中村守君。

○中村守委員 通告に従いまして、以下、農政部所管事項についてお伺いをいたします。

本道の酪農振興についてでございます。

今日、本道の基幹産業である酪農については、輸入飼料の原料価格の高騰、生乳の生産抑制、さらには、乳用雄子牛、いわゆるぬれ子の価格下落——これは、先日、会派として視察しました折にも、ぬれ子を持つだけ赤字になるのだ、こういう話をいただいたところでありまして、厳しい経営状況にあるものと考えております。

酪農は、酪農家のみならず、酪農ヘルパー、また、生乳の輸送、乳業工場など、各段階で多くの方が活躍をされるという裾野の広い産業でもあり、今後とも、本道の酪農が永続的に発展していくことが大変重要と考えてございます。

そこで、現状の認識とこれまでの対応状況、今回の追加対策などにより、どのように取り組んでいくのか、以下、順を追って伺ってまいります。

まず、道内の酪農家の戸数、乳用牛の飼養頭数、1戸当たりの飼養頭数の推移についてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 酪農家戸数の推移などについてであります。国の畜産統計によりまして、道内の酪農家戸数は、令和3年は5710戸、4年は5560戸、5年は5380戸と、年3%程度減少し、乳用牛の飼養頭数は、3年は82万9900頭、4年は84万6100頭、5年は前年から僅かに減少

し、84万2700頭となっており、こうした結果、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し、3年は145頭、4年は152頭、5年は157頭となっております。

以上でございます。

○中村守委員 酪農家の戸数は1年間に150戸程度減っていき、しかし、飼養頭数は直近3年で1万3000頭増加、したがって、1戸当たりの飼養頭数は若干増えている、こういう現状がよく分かりました。

その上で、全国における生乳の需要動向についてどのようになっているのか、あわせて、本道の生産状況についても伺いをいたします。

○黒島畜産振興課長 生乳の需給動向などについてであります。国の牛乳乳製品統計によりますと、全国の生乳生産量は、昨年8月から前年を下回って推移し、本年度は10月までの累計で427万4000トンと、前年同期比で4.6%の減少となっており、このうち、牛乳等向け生乳の処理量につきましては230万4000トンと、前年同期比で3.4%の減少となっております。

また、北海道の生乳生産量につきましては、昨年9月から前年を下回って推移をしており、10月までの累計で244万7000トンと、前年同期比で3.8%減少しております。

以上でございます。

○中村守委員 全国も本道も、生乳生産量は生産抑制が効いて、4%程度減少しているということが分かりました。

次に、国の補正予算の状況について伺ってまいります。

酪農家の減少、生産抑制といった局面にある中で、先般、国においては、経済対策関係の補正予算が成立したところではありますが、酪農関係の主な事業について伺いをいたします。

○黒島畜産振興課長 酪農関係の主な事業についてであります。国の令和5年度補正予算では、飼料生産基盤に立脚した酪農・畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産と利用拡大に向けた耕畜連携などの取組や、飼料生産組織の規模拡大に必要な機械の導入を支援する飼料自給率向上緊急対策に130億円が措置されましたほか、飼料の増産などの生産基盤の強化に必要な施設整備を支援する、いわゆる畜産クラスター事業に291億円、さらに、国産チーズの競争力強化を図るため、乳業メーカーのチーズの生産拡大などに61億円が措置されたところでございます。

また、今般、新たに増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群転換を支援する優良繁殖雌牛更新加速化事業に54億円、長命連産性の高い牛群構成への転換を図る乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業に50億円が措置されたところでございます。

以上でございます。

○中村守委員 国産飼料への転換は、食の安全保障の観点からも大変重要であると思います。大変大きな予算で支えていただいているということがよく分かりました。

次に、畜産クラスター事業の実施状況についてであります。国や道では、畜産クラスター事業において、酪農の規模拡大、収益性向上を図ってきたものと承知をしております。

過去5年間で、どの程度、事業を実施してきたのか、実施件数、総事業費について伺いをい

たします。

○黒島畜産振興課長 畜産クラスター事業についてであります。本事業は、T P P 関連対策として、平成26年度補正予算で措置されて以降、道内では、地域の収益力の向上を目的として、畜舎や搾乳設備といった施設整備などを実施してきたところでございます。

そのうち、酪農関係では、令和元年度は49戸に対して事業費で169億8000万円、2年度は44戸、231億6000万円でありましたが、その後、3年度は38戸、207億1000万円、4年度は28戸、136億1000万円と減少傾向にあり、特に、令和5年度は、近年の酪農をめぐる厳しい生産状況を踏まえ、新規就農者及び自給飼料関連施設の整備に限られましたことから、10戸で19億8000万円と大きく減少する見込みとなっております。

以上でございます。

○中村守委員 次に、経営、生産上の課題についてであります。配合飼料価格の高止まりや酪農家の戸数が減少する中で、酪農の安定的な経営、生産への課題、それに対する対応方針についてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 酪農経営における課題などについてでございますが、本道の酪農経営は、飼料費が生産コストの約4割を占め、配合飼料価格の高騰が経営に与える影響が大きいことから、自給飼料の安定的な生産供給体制を構築していくことが重要でございます。

また、担い手の高齢化や後継者不足などから、酪農家戸数が減少するとともに、恒常的な労働力不足が生じていることなどが課題となっております。

このため、道といたしましては、計画的な草地の整備改良をはじめ、サイレージ用トウモロコシや配合飼料の原料となる子実用トウモロコシの生産拡大に積極的に取り組むとともに、新規就農などの担い手の育成確保や、労働負担の軽減に向けたスマート農業技術の導入、酪農ヘルパーやコントラクターなど営農支援組織の整備を通じて、自給飼料基盤に立脚した外的要因に左右されにくい体質の強い酪農経営の確立を図ってまいります。

以上でございます。

○中村守委員 輸入飼料の価格高騰のあおりを受けづらい、自給飼料に基づく体質の強い酪農経営の確立を願うものでございます。

続きまして、飼料用トウモロコシの作付面積についてお伺いをいたします。

酪農経営の安定化を図るためには、自給飼料の増産を進めていく必要があるものと考えておりますが、飼料用トウモロコシの作付面積の推移についてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 環境飼料担当課長辻哲也君。

○辻環境飼料担当課長 飼料用トウモロコシの作付面積についてでございますが、飼料用トウモロコシは、栄養価の高い粗飼料となるサイレージ用と、配合飼料の原料となる子実用に区分されてきて、道内のサイレージ用トウモロコシの作付面積は、令和2年度は5万7400ヘクタール、3年度は5万8000ヘクタール、4年度は5万9000ヘクタールと年々増加しております。

また、子実用トウモロコシの作付面積は、元年度は345ヘクタール、2年度は601ヘクタール、3年度は843ヘクタールと増加傾向で推移しております。

○中村守委員 サイレージ用も子実用も、共に増産傾向であることが分かりました。

次に、輸入トウモロコシの価格の推移についてであります。

配合飼料の原料となる輸入トウモロコシの価格が高騰しており、酪農経営を圧迫していると考えておりますが、輸入トウモロコシ価格の近年の推移についてお伺いをいたします。

○辻環境飼料担当課長 輸入トウモロコシの価格についてでございますが、公益社団法人配合飼料供給安定機構によりますと、輸入トウモロコシの1トン当たり平均単価は、令和3年の価格高騰までは、おおむね2万円台で推移しておりましたが、国際的な穀物需要の高まりやロシアによるウクライナ侵攻などの影響によりまして、昨年9月に過去最高の5万6837円まで上昇し、その後、やや下落傾向となりましたものの、本年9月現在では4万5789円と、依然として高い水準で推移しております。

○中村守委員 今年に入って若干下がったとはいうものの、令和2年から比べますと2倍強という価格上昇でありますから、これはもう経営を圧迫しているということだろうと思います。

その上で、配合飼料の価格高騰対策として、道としてはどのような対策、取組を行ってきたのか、お伺いをいたします。

○辻環境飼料担当課長 配合飼料の価格高騰対策についてでございますが、配合飼料価格が高止まりする中、道では、国の配合飼料価格安定制度に加入している全ての畜産農家の生産者積立金といたしまして、1トン当たり600円を全額支援する配合飼料高騰対策緊急支援事業を実施しており、昨年度は、9135戸分の配合飼料の年間契約数量393万268トン、23億5940万円の支援を行いますとともに、本年度におきましても、支援を継続し、8960戸分の年間契約数量401万9147トン、約24億2000万円の申請があったところでございます。

○中村守委員 大変大きな予算で支えていただいているということが理解できました。

その上で、今回、新たに補正予算において、自給飼料生産支援酪農対策事業費を計上しているものと承知をしております。

この事業の狙い、それから、事業内容、取組効果についてお伺いをしたいと思います。

○牧野生産振興局長 自給飼料生産支援酪農対策事業についてでございますが、配合飼料価格の高止まりの長期化など、厳しい生産環境が続く中、本道酪農が持続的に発展していくためには、良質な自給飼料の生産と利用の拡大を推進することが重要でございます。

このため、道では、土地基盤に立脚した飼料の生産体制の確立を後押しするため、自給飼料の生産拡大や、スマート農業技術の活用による生産の効率化、高品質化などに取り組む酪農家に対し、搾乳牛1頭当たり5000円を支援する自給飼料生産支援酪農対策事業を本定例会に追加提案いたしました。

道といたしましては、国の対策と併せて本事業を推進することにより、自給飼料の生産性の向上が図られ、酪農経営の安定に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○中村守委員 この価格高騰の出口が全く見えないということが一番の問題であろうかと思しますので、ぜひとも、今後も着実かつ継続的に推進し、支えていただけるようお願いを申し上げます。

最後でございますが、今後の対応についてでございます。

本道酪農に関して、経営の厳しい現状と今回の追加補正予算について、今、伺ってまいりました。

これまで実施してきた配合飼料の価格高騰対策は、短期的には必要な対策であるということは認識しておりますけれども、やはり、外的要因に影響されにくい経営環境を整備していくことが根本的な課題であり、これが重要なのだらうと考えてございます。

今後とも、本道の酪農が永続的に経営を続けていくために、道としてどのような姿勢で取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 今後の対応についてでございますが、我が国の生乳生産量の約6割を占める本道酪農が、今後も、その役割と責任を果たし、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、酪農家の方々が安心して生産できる環境を整えることが重要だと考えてございます。

こうした中、国は、酪農経営を支援するため、緊急対策を実施するとともに、道におきましても、このたびの補正予算を含め、飼料価格の高騰対策や生産基盤の確保対策などの生産者負担の軽減などに取り組んでいるところでございます。

道としては、今後とも、関係機関や団体と連携をしながら、計画的な草地の整備改良や排水対策などの基盤整備、優良品種の普及による自給飼料の生産性の向上、スマート農業技術を活用した省力化や放牧酪農の推進、さらには、多様な担い手の育成確保をはじめ、TMRセンターなど営農支援システムの整備による労働負担の軽減を図るとともに、道産チーズをはじめとした牛乳・乳製品の国内消費の拡大や輸出の促進など、生産と消費の両面からの取組を総合的に展開し、酪農家の方々が将来にわたり意欲を持って営農を続けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

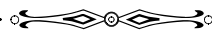
○大越農子委員長 中村委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩



午前10時51分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

[馬場主査朗読]

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、佐藤伸弥議員の委員辞任を許可し、滝口信喜議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 経済部所管審査

○大越農子委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 それでは、私から、経済部所管の事項について、順次質問させていただきたいと思えます。

まずは、先日、追加提案がありました、価格高騰等経済対策に関連する補正予算について、以下、数点伺ってまいりたいと思えます。

このたびの補正予算には、中小・小規模企業が価格高騰に対応するため、業務効率化や生産性の向上、エネルギー価格の抑制等を通じた経営改善を図るため、省エネ設備やデジタル技術の導入を支援する省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業を実施することとしておりますが、道は、5月に開催した第1回の臨時会で、この事業と同様に、中小・小規模事業の新事業展開等を支援するための事業予算を措置しているかと思えます。

この事業の実績はどのような状況となっているのか、まず初めにお聞かせ願います。

○大越農子委員長 中小企業課長菅野則彦君。

○菅野中小企業課長 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金の実績についてであります。令和5年第1回臨時会において措置された本事業は、本年7月から8月まで申請を受け付け、新分野展開や新商品開発などを目的とした経営改善枠は454件、うち、デジタルを活用した取組が89件、販路開拓などを目的とした販売促進枠で134件、合計588件を採択したところでございます。

また、金額ベースでは、補助金の予算額5億7900万円のところ、5億7692万1000円を採択しており、現時点では、執行率は99.6%となる見通しでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま数字もいただきまして、従来の新事業展開等に対する支援制度は多くの事業者を活用いただいたとのことではありますが、このたび提案のあった省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業では、補助率や上限額が引き下げられているかと思えます。

価格高騰などで厳しい経営状況にある企業を支援するためには、従来の支援水準を維持するといったことがあってもよいのではないかと考えますが、どのような観点を踏まえ、事業内容の見直しを行うこととしたのでしょうか。事業者数の想定や予算積算の考え方を含めて、お聞かせ願

います。

○菅野中小企業課長 事業者数や予算積算の考え方等についてであります。これまで、中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金により、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・物価高騰の影響を受けている事業者を対象に、新事業展開や生産方法の高度化などの様々な取組を支援してきましたが、本事業は、エネルギー・物価高騰の影響の緩和に向け、道内事業者がデジタル化に対応できていない状況も踏まえ、経営コスト削減に向けた省力化、効率化の観点から、特に重点的に支援を実施すべきものとして、デジタル技術導入に係る経費を補助するものでございます。

補助率につきましては、事業の趣旨や、国や他県のデジタル化関連事業を参考に2分の1に設定し、補助上限額については、過去の事業における補助対象経費の平均が約400万円であることを踏まえ、補助率を乗じた200万円として設定したところでございます。

その中でも、売上げが20%以上減少するなど特に経営が厳しい事業者については、自己負担を低減させるため、補助率を4分の3に引き上げて厚く支援することといたしました。

また、対象者数は、過去のデジタルに関連した事業を活用した事業者数を踏まえ、200者としたところでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 ありがとうございます。

考え方、積算の根拠について了解いたしました。

それでは、次に移ります。

人材確保に関する緊急の支援事業として、道は、昨年の第4回定例会で緊急支援事業予算を措置し、人手不足分野の人材確保を支援してきたかと思いますが、この事業の実績はどのようになっているのかもお聞かせ願います。

○大越農子委員長 産業人材課長堀内一宏君。

○堀内産業人材課長 事業実績についてでございますが、昨年度、第4回定例会の補正予算で実施した人材確保緊急支援事業は、宿泊、飲食、介護、自動車運転などの人手不足となっている25の職種を対象といたしまして、道内外の人材を確保した場合に、支援金等を支給し、緊急的な人材確保を支援したものであり、604事業所と雇用された就労者1161人に対しまして約1億8000万円の支援金等を支給したところでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 従来のこの緊急支援事業は、多くの方々に活用いただき、人材確保に大きな効果があったとの声を伺っているところでありますが、業種の制限を設けず、有効求人倍率などが一定水準を上回る業種で、幅広く人材確保を支援する内容となっております。

また、今回の補正予算では、新たに離職期間が1年以上の方を雇用する際、10万円を加算する制度が新たに盛り込まれているところであります。

こうした事業内容の見直しによってどのような効果を見込んでおられるのでしょうか。予算額

の積算の考え方を含めてお聞かせ願います。

○大越農子委員長 労働政策局長鶴蒔徹君。

○鶴蒔労働政策局長 事業内容の見直しについてであります。昨年の夏に実施した事業は、対象業種を宿泊・飲食業としておりましたが、昨年12月から実施した事業では、支援を必要としている方々の就労促進や人材確保に向け、対象業種を拡大するなどの見直しを行ったところでございます。

また、人手不足分野の人材確保を進めていくためには、さらなる人材の掘り起こしも重要であることから、今回、新たに事業者に対し、就労意欲はあるが、就職に結びついていない長期離職者の雇用を奨励することで、労働市場における労働力の供給量を増やし、道内企業の人材確保の促進を図ることといたしました。

なお、予算額につきましては、今年度実施した事業の実績などを踏まえ、新たな加算に必要な経費も含めて積算したものでございます。

以上です。

○太田憲之委員 ありがとうございます。

次に、物価高騰等対策特別支援事業についてお伺いをいたします。

このたびの追加補正予算でも、子育て世帯を対象に牛乳券やお米券を配付し、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援することとしておりますが、第1回定例道議会でも措置したこの事業の執行状況についてお伺いをいたします。

また、これまでは、8000円相当の商品券を配付することとなっているのに対して、今回の補正予算の事業では、5000円相当の商品券となっているやに伺っております。

どのような考えでこの支援額単価を引き下げることとしたのでしょうか、従来の事業の執行状況とも併せてお聞かせ願います。

○大越農子委員長 経済企画課参事佐藤匡法君。

○佐藤経済企画課参事 執行状況などについてであります。本事業は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、商品券等を支給するものであり、これまで、対象世帯の87.4%となる約34万1000世帯から申請があったところであります。

受給世帯からは、家計が助かった、パンを食べることが多かったが、お米の食事が増えたなどといった声をいただいております。本事業により、多くの子育て世帯に支援をお届けすることができたところであり、北海道産のお米や牛乳の消費喚起にもつながったものと認識しております。

食料品等の価格高騰は長期化しており、特に子育て世帯が置かれている状況は、今後も厳しさが続くことが懸念されますことから、米と牛乳を対象としまして、来年6月に国の減税措置等が実施されるまでの間の両品目の値上げ影響分や、他県の状況などを勘案し、商品券等の支援額を設定したところであります。

以上です。

○太田憲之委員 ありがとうございます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

次に、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業についてもお伺いいたします。

この事業は、今年の臨時議会で措置した事業を継続実施するものでありますが、その後、予算額が不足し、第3回定例会で追加予算措置を実施した経緯があります。

今回、約4億3000万円を計上しているところでありますが、以前のように予算不足に陥ることがないのでしょうか。事業費の積算の根拠についても併せてお聞かせ願います。

○菅野中小企業課長 事業費の積算についてであります。本事業は、国の支援対象外となる特別高圧電力を利用する中小・小規模企業に対し、本年10月から来年5月利用分について電気料金の一部を支援するものであり、10月利用分に対する支援金については、事業者への聞き取りで把握した使用電力量の実績値を用いて積算いたしました。

また、国の統計情報によりますと、道内の特別高圧電力総使用量は、例年、3月使用分が年間最大でありますことから、現時点で、使用電力量が確定していない本年11月から来年5月利用分については、予算不足とならないよう、現在実施している事業において申請のあった本年3月の使用電力量の実績値を用いて支援金を積算いたしました。

以上でございます。

○太田憲之委員 前回はいろいろと難しい面があったと聞いておりますが、今回は、しっかりと対策がなされているようにお伺いできましたので、引き続きの支援のほどをよろしくお願いたします。

それでは、次の項目に移ります。

昨年実施した事業の中には、支援の迅速化等を図るために電子申請のみとしたものもありましたけれども、そのことがかえって申請者の負担となり、申請を諦めてしまったという声も伺っているところでございます。

このたびの緊急経済対策予算を一日も早く届けることと併せて、支援を必要としている方々に確実に利用していただけるような配慮をすることも重要であると考えます。

道は、申請者に寄り添った支援事業の実施についてどのように取り組んでいく考えなのか、今後の対応についてお聞かせ願います。

○大越農子委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の対応についてであります。エネルギーや食料品等の価格高騰が長期化する中、本格的な冬を迎え、大変厳しい状況にある道民の皆様や事業者の方々の負担を軽減し、社会経済活動の回復を後押しするためには、対策の迅速かつ円滑な執行が重要でございます。

このため、道といたしましては、支援を一日も早くお届けすることはもとより、より多くの皆様に御利用いただけるよう、これまで実施してきた施策の利用者からの声なども踏まえ、例えば、お米・牛乳子育て応援事業では、前回支給済みの世帯に対し、申請サイトのアドレスをメール等により個別に通知の上、過去の申請内容を基に簡易に申請できる仕組みを導入するなど、周知や申請の方法などについて適宜、改善を図りますとともに、市町村や関係機関とも連携しながら、各般の施策の効果的な執行に努め、道民の皆様の暮らしの安心と経済の活性化につなげてま

います。

以上でございます。

○太田憲之委員 今後の対応等に関しまして御答弁いただいたところでありますが、今回の追加経済対策の狙いや、対策に込めた知事の思いなどを改めてお聞きしたいと思っておりますので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に移ります。

先日の委員会で、新型コロナウイルス感染症への対応に関する検証報告の案が示されたところでありますが、経済部に関連した事項について伺ってまいりたいと思っております。

道では、デジタルツールを活用した北海道コロナ通知システムを運用し、約6万件の施設登録、また、50万人を超える利用があり、道民の行動変容を促したとしておりますが、6万という施設登録や50万を超える利用が、通知システムとしてどのような効果に結びついたのか、まだ明らかにされていないと思っております。

道は、このコロナ通知システムが感染防止対策として具体的にどのような効果があったと認識をしておられるのでしょうか、また、どのような課題があったと認識しているのか、併せてお聞かせ願います。

○佐藤経済企画課参事 システムの有効活用についてであります。本システムは、濃厚接触者となる可能性がある方に注意喚起を行うことにより感染拡大を防止する一つ的手段として、令和2年5月から導入したものであり、第三者認証制度運用の取組を経て、約6万の登録施設のうち、市部が約8割を占め、都市部を中心に感染防止対策として道民の皆様の行動変容を促すなど、一定の効果はあったものと認識しております。

一方、接触通知を行った事例は1件のみであり、特に、オミクロン株の拡大以降、令和4年2月から、積極的疫学調査が医療機関や高齢者施設等に重点化され、飲食店やイベント施設等は対象外となった結果、登録者に対する接触通知も行われず、システム本来の機能が十分に発揮されなかったものと考えております。

以上です。

○太田憲之委員 一定の効果は見込めたところでありますが、実際の通知事例が非常に少なかったということですので、このことに関しても、こういったことで得た経験等も次の検証に反映させていくようお願いをしたいと思います。

次に移ります。

事業者の方々へのアンケート調査によりますと、例えば、旅行支援では、申請手続が非常に難しかったといった意見や、人手不足の現場でクーポン管理や事務処理が大変だったといった声が寄せられているところであります。

このほかにも、パソコンやスマートフォンといった電子機器に不慣れな年配の事業者の方々が、情報収集や事務処理に苦労した、こういった声も寄せられております。

道は、このたびのコロナ禍への対応として様々な支援策を実施されたかと思っておりますが、その

際、申請等にパソコンやスマートフォンといったデジタル機器を活用するケースが多かったやに伺っておりますが、こうしたデジタル技術を活用した支援方法に関する課題について、どのように認識をしておられるのか、お聞かせ願います。

○佐藤経済企画課参事 申請手続等についてであります。本年5月に設置しました北海道感染症対策有識者会議におきましては、有識者等から、様々な年代に応じた広報ツールを活用することや、必要な情報をスムーズに提供できるよう工夫して伝えることが重要などの御意見をいただきましたほか、道民、市町村等へのアンケート調査や事業者の方々へのヒアリングにおきましても、高齢者は紙で情報収集する方が多いので、「詳しくはウェブで」と示されるのは困る、また、パソコンやスマートフォンが苦手な年配事業者には情報収集が難しかったなどの御意見をいただいております。デジタル機器の操作に不慣れな方へのより丁寧な情報提供が必要であったと認識しております。

道といたしましては、今後とも、年代により情報を入手する広報媒体やデジタル機器の利用頻度に違いがあることを踏まえまして、多様な手法の活用による情報発信や申請方法の設定に一層配慮してまいります。

以上です。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁の中でもありましたが、デジタルデバインド対策といえますか、そういった弱者に対する対策も並行して行っていくようにお願いいたします。

デジタル化に十分対応し切れていない方々へのきめ細やかな配慮が求められる一方で、今回の新型コロナウイルスのような未知のウイルス等による感染症をきっかけとする急激な経済変動に、今後、迅速かつ効果的に対応していくためには、このデジタル化を進めていくことは不可欠であると考えます。

道内事業者の方々のデジタル化への対応力を高めることはもとより、道としても、デジタル技術の活用力を高めていく必要があることは、このたびの検証を通じても得られた重要な教訓ではないかと思っております。

道は、事業者の方々や道自体のデジタル化への対応力強化に、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○菅野中小企業課長 デジタル化の対応についてであります。道では、これまでも、中小・小規模事業者に対し、デジタル技術を活用した新事業展開への支援、専門家の派遣や経営相談窓口を通じ、国のIT導入補助金等、デジタル化に有効な施策を案内するなど、事業者のニーズや状況に応じた支援を行ってきたほか、道職員向けには、庁内に専門のデジタル相談員を配置して必要な助言を行うなど、人材育成に努めてきたところでございます。

今後につきましては、長引くエネルギー価格高騰等の影響を緩和し、効率化、省力化を通じた経営改善を図るため、本定例会において、事業者の皆様に対してデジタル技術の導入経費を支援する事業の予算案を提案したところであり、道としては、引き続き、本事業の活用などにより、事業者の皆様へのデジタル化の促進に取り組むとともに、道職員がデジタル技術を活用して効率的

に事業を執行できるよう、デジタルスキルの向上にも併せて取り組んでまいります。

以上です。

○太田憲之委員 このたびの検証報告では、「今後の対応の方向性」という章の中で、事業者の方々への要請や事業継続支援、需要喚起策等といったことについて、それぞれ取組実績及び課題という項目を設けて記述しているところではありますが、そのほとんどが取組の実績に関する記述であり、道としてどのような課題があったと認識しているかの記載が非常に少ないのではないかと感じました。

これまで、感染症対策へのデジタル技術の活用に関して伺ってまいりましたが、これはあくまで一例であり、ほかにも、検証を深め、課題を明確にしていかなければならない項目は少なくないと考えます。

事業者の方々への支援について、有識者等からも、地域での聞き取りなどできめ細かく実態を把握し、次の有事の際により制度設計ができるよう役立ててほしい、しっかり分析し、次の感染症危機に有効な仕組みを検討することが重要、こういった意見が寄せられております。

道は、こうした御意見や先ほど指摘した点なども踏まえ、さらに検証を深めていく必要があると考えますが、見解をお聞かせ願います。

○中島経済部長 検証に関する今後の対応についてであります。道では、北海道感染症対策有識者会議におきまして、感染状況や取組等をお示ししつつ、御議論をいただくとともに、道民の皆様や市町村、関係団体へのアンケート調査や、事業者の方々にも感染拡大による事業への影響等をヒアリングするなど、幅広い観点からその課題と今後の対応方向について検証を重ね、今般、「今後の対応の方向性」案の取りまとめを行ったところでございます。

道といたしましては、こうした対応の方向性を踏まえつつ、新たな感染症の発生・蔓延時における状況に応じて必要な措置を国へ要請するなど、対応方向を具現化してまいります。

また、物価高騰下での事業者の資金繰り悪化の懸念や、経済活動が持ち直してきた業種で人材の確保が難しいなど、検証を通じて把握した課題も踏まえた道の対応につきましては、不断に見直しを行い、適切な対応を図るなど、新たな感染症危機への備えに向け、万全を尽くしてまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま、新型コロナウイルス感染症対応に関する検証について伺ってまいりましたが、この事項に関しましては、重要であるとともに、各部にまたがる本当に大きな事項でございますので、知事に対して、その認識や今後の対応について改めてお伺いをしたいと思っておりますので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

先日の委員会でも、第2期の北海道雇用・人材対策基本計画の骨子案が示されたところでありますが、近年は、雇用の場づくりもさることながら、特に人手不足が深刻化しており、その対策が喫緊の課題となっております。

そこで、以下、この骨子案に対して伺ってまいりたいと思います。

このたび示されました基本計画の目標設定では、北海道全体の労働力率や就業率などを取り上げているところではありますが、職種別に見ますと有効求人倍率は大きく異なっており、建設や運輸、製造等に関する業種では人手不足が深刻となっております。そうした状況を踏まえれば、今回、道が示した基本計画の目標が、現状を適切に反映した指標となっているのか、疑問符がつくのではないかと考えます。

人手不足が深刻な状況になっている職種や業種での人手不足緩和に関する指標を設定すべきではないかと考えますが、道の見解をお聞かせ願います。

○鶴蒔労働政策局長 指標の設定についてであります。第2期目となる北海道雇用・人材対策基本計画は、条例に基づき、本道を取り巻く経済や雇用情勢などを踏まえ、雇用、労働に関する課題への対応を図りながら、良質で安定的な雇用の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、雇用の創出に関する基本的な事項や適切な目標を定めるものでございます。

このため、計画の目標といたしましては、労働力率や就業率など雇用全般に係るものを、また、このほか、取組の柱ごとに、人材の育成確保や就業環境の整備、生産性の向上といった様々な指標を設定することとしており、人手不足が深刻な職種や業種での人手不足緩和に関する個別の具体的な指標等につきましては、関係各課が実施する施策等において、必要に応じ、示されるものと認識しております。

以上でございます。

○太田憲之委員 こちらについての道の見解は、そういうものだと受け止めました。

また、この対策についても、業種ごとの踏み込んだ対策が見られないと思います。女性や高齢者等の労働参加の促進や人材の誘致といった一般的な方向が示されているだけであり、それぞれの業種でどのように人材の育成や確保を図っていくのか、明確ではないのではないかと思います。

新たな計画では、人手不足が深刻な職種や産業分野でどのように人材不足が緩和されることとなるのか、対策やその効果も含めて、具体的に示すべきではないかと考えますが、道の見解をお聞かせ願います。

○鶴蒔労働政策局長 職種別の対策などについてであります。この計画は、条例に基づき、良質で安定的な雇用の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、人材の育成確保、働きやすい環境の整備などの働き方改革、地域経済や雇用を支える企業の生産性や収益力の向上といった雇用に関する基本的な事項を定めることとしておりまして、業種ごとの具体的な対策などにつきましては、関係各課が実施する個別の施策等において示されるものと認識しております。

以上でございます。

○太田憲之委員 両方についての道の見解についてはお聞かせいただいたところではありますが、これについては、また別の場でも議論させていただきたいと思います。

次に移りますが、道では、これまでの基本計画でも、女性や高齢者の労働参加の促進に重点を置いて取り組んできたと同様ですが、15歳以上の人口のうちで、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人数で割った値、いわゆる労働力率を、女性や高齢者などについて見た場合、本道は道外府県などと比較してどのようになっているのでしょうか、お聞かせ願います。

○大越農子委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長佐川泰隆君。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 女性等の労働力率についてであります。ブロックごとに示された令和4年の国の労働力調査によりますと、本道の15歳以上の女性の労働力率、65歳以上の高齢者の労働力率ともに、全国11ブロック中、最も低くなっており、女性の労働力率は49.3%で、最も高い南関東の56.8%に比べるとマイナス7.5ポイント、高齢者の労働力率は23.1%で、最も高い北関東・甲信の27.4%に比べるとマイナス4.3ポイントとなっているところでございます。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁では、他県に比べて、女性、また高齢者の労働力率が低いという中でも、特に、11ブロック中、最も低いということですが、広域分散型居住が一般的な北海道においては、家事や育児、介護等を親族間でサポートし合うことが難しい場合も少なくないのではないかと考えます。そういった点を考慮すれば、女性や高齢者等の就労を人口密度の高い道外府県並みに引き上げることは、相当の困難が伴うことも考慮する必要があるのではないかと考えます。

こうした中で、期待されることの一つとして、外国人材の受入れというものがございます。国でも、従来の技能実習制度を発展的に解消し、外国人材の確保等を目的とする新たな制度創設に向けて議論をされ、11月24日に最終報告書が取りまとめられております。

また、鈴木知事も、先日、ベトナムを訪問した際に、人材交流強化を目的とした覚書を締結する考え方を示すなど、外国人材確保に意欲を示されていることかと思っておりますが、道外都府県との競争はもとより、海外とも人材獲得競争が今後一層激しくなるのではないかと考えます。

道における現在の外国人材受入れ状況をお伺いいたしますとともに、今後の受入れ促進に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、受入れ見込みも含めてお聞かせ願います。

○大越農子委員長 産業人材担当局長岡本拓司君。

○岡本産業人材担当局長 外国人の受入れ状況などについてでございますが、国の調査によりますと、昨年10月末現在、道内の外国人労働者数は2万7813人となっており、このうち、技能実習生は1万2530人となっております。

道内における技能実習生の状況につきましては、道が今年度実施いたしました調査では、入国1年目の実習生の受入れ数は、コロナ禍前の令和元年では4365人でありましたが、コロナ禍による国の水際措置などの影響によりまして、令和2年では2428人、3年では788人と大きく減少している状況でございましたが、水際措置緩和後でございます昨年4252人と、コロナ禍前の水準に回復している状況にあり、こうした状況が継続すれば、令和6年には、実習生はコロナ禍前の水準程度になるものと見込んでいるところでございます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

外国人材の確保に向けましては、先般、知事がベトナムを訪問した際、送り出し機関を訪れ、北海道の魅力をPRしたほか、ベトナム政府と人材交流の拡大に向けた意見交換を行い、現在、人材交流の覚書の締結に向けた協議を進めているところでございます。

今後とも、道といたしましては、国内外の外国人の方々に向け、ホームページで動画を配信し、北海道で働き暮らすことの魅力を発信するとともに、外国人材定着の好事例等を紹介する企業向けセミナーや、企業と外国人との相互理解を深める交流座談会、合同企業面談会を開催するなど、外国人労働者の方々には選ばれ、働き暮らしやすい環境づくりに努めてまいります。

○太田憲之委員 女性や高齢者の労働力率向上や外国人材の受入れなどについて伺ってまいりましたが、人口減少が進む現状や海外も含めた外国人材をめぐる厳しい競争環境等を考慮すれば、今後は、人材の量的確保ばかりではなく、企業の生産性を高める取組が重要になってくると考えます。

当面は、雇用者数を増やすことがなくても、受発注システムや生産設備のデジタル化等を図ることで1人当たりの生産性を高めることによって、例えば、これまで3人で行ってきたような業務が2人で実施できる、こういったふうになってくれば、1人、新たに人材確保ができたのと同程度の効果が見込まれます。また、賃金の引上げといった雇用条件の改善も可能となり、将来的な雇用の量的拡大につなげていくことが可能になるかと考えます。

道は、人材確保面からも、企業の生産性向上につながる投資等を積極的に支援していく必要があるのではないかと考えますが、これまでどのように取り組んできたのか、また、今後どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○中島経済部長 今後の対応などについてであります。道では、これまでも、中小・小規模事業者の方々に対し、生産性の向上に資する取組への支援、経営相談や専門家派遣などを通じ、事業者の経営基盤の強化に努めてきたところでございます。

また、本定例会におきまして、長引くエネルギー価格高騰等の影響を緩和し、業務の効率化、省力化を通じた経営改善を図るため、事業者のデジタル技術の導入経費を支援する事業の予算案を提案したところでありまして、今後とも、本事業の活用や国と連携した適正な価格転嫁の促進などにより、賃上げしやすい環境の整備に向け、中小・小規模事業者の方々の生産性、収益性の向上に資する取組に対する支援に努めてまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 なる御答弁いただきましたが、もちろん、言うまでもなく、人材確保については北海道にとっても非常に重要な政策課題でありますので、改めて知事の考え方を伺いたいと思います。委員長、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

次の項目に移ります。

高レベル放射性廃棄物等について伺います。

寿都町と神恵内村で行われております文献調査については、調査主体である原子力発電環境整備機構、いわゆるNUMOであります。こちらによりますと、当初、調査期間は2年程度とい

うことでありましたが、先月、11月17日で丸3年が経過したところでございます。

現在の文献調査の進捗状況について、まずお聞かせ願います。

○大越農子委員長 エネルギー政策担当課長篠原裕史君。

○篠原エネルギー政策担当課長 文献調査の進捗状況についてでございますが、NUMOによりますと、文献調査開始以降、火山活動や断層活動、鉱物資源などについて、これまでに、両町村に係る文献やデータを収集し、その分析についてもおおむね終了したとしています。

現在、NUMOにおきましては、11月2日に取りまとめられた国の「文献調査段階の評価の考え方」によりまして、収集した文献やデータに基づく評価と報告書の作成が進められていると承知しております。

○太田憲之委員 国では、10月に開催した特定放射性廃棄物小委員会におきまして、文献調査報告書の縦覧及び説明会の開催の期間を延長する省令改正について議題にしたと伺っておりますが、その後のこの省令改正の動きはどのようになっているのでしょうか、お聞かせ願います。

○篠原エネルギー政策担当課長 省令改正についてでございますが、国では、最終処分法施行規則で、文献調査報告書の縦覧期間及び説明会の開催期間が1か月間とされているところ、文献調査を実施している北海道で丁寧な説明を行おうとすると、説明会の開催期間の不足が想定されるほか、今後、他地域でも文献調査を実施することになった際にも、同様に期間の不足が想定されることなどから、期間を1か月間以上に設定できる改正を行うこととし、10月16日から11月14日までパブリックコメントを実施したものでございます。

今後、国におきましては、パブリックコメントに提出されました意見の概要と意見に対する考え方を整理、公示の上、本年中の公布、施行を目指していると承知しております。

○太田憲之委員 ただいま御説明いただきましたが、今後、国において省令改正が行われると見込まれているということでありましたが、その後の文献調査はどういったスケジュールで進められていくのでしょうか、分かればお聞かせ願います。

○篠原エネルギー政策担当課長 文献調査のスケジュールについてでございますが、NUMOが作成する文献調査報告書につきましては、今後、国の審議会に報告され、適切な評価が行われているかを確認した上で取りまとめられることになっております。

その後、NUMOは、法令に基づきまして、報告書を知事及び両町村長に送付するとともに、報告書を公告、縦覧に供し、説明会を開催するほか、報告書の内容に対する意見を受け付け、さらに、それらの意見に対する見解をまとめ、知事及び両町村長に送付することとなります。

道といたしましては、引き続き、国やNUMOからの積極的な情報収集に努めますとともに、文献調査をめぐる様々な動向を注視してまいります。

○太田憲之委員 ただいま、いろいろと御答弁いただきましたが、この文献調査につきましては、当初、2年程度で報告書が取りまとめられる予定であったところでありましたが、必要な省令改正も行われるなど、既に3年が経過をしております、今後も、国の審議会での確認や報告書の公告、縦覧、意見募集など、まだまだ時間がかかるようなことが明らかになったのではないかと

と思います。

また、一方で、国では、今年の5月に、安全確保を大前提といたしました原子力の活用を明記したGX脱炭素電源法が成立しますとともに、現在、ドバイで開催されておりますCOP28では、日本を含む有志国が、2050年までに世界の原発の設備容量を3倍に増やすとの宣言を行っております。

こういった国内外の動向を踏まえて、道として、今後のエネルギー政策についてどのように考えておられるのか、お聞かせ願います。

○中島経済部長 道のエネルギー政策についてであります。国のエネルギー基本計画では、原子力は安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源としているとともに、GX実現に向けた基本方針では、足元のエネルギー危機を乗り越えるためにも、再生可能エネルギーや原子力など、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用するとしております。

暮らしと経済の基盤である電力は、安全性の確保を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう、様々な電源の特性が生かされた多様な構成とすることが重要であり、道といたしましては、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、各般の施策を推進してまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま、この項目について御答弁いただきましたが、今の御答弁の中でも、社会経済の変化にも対応できるよう多様な構成とすることが重要であるというお考えでありましたが、例えば、送電網の問題などもあるように、北海道が独自に対応できるような状態ではないようなことは、これまでの経過を振り返っても感じるところでございます。そして、そういった状況をどうしていくかという見解が、今、北海道に問われているものではないかとも考えます。

そして、このたび、放射性廃棄物に関連して数点伺ってまいりましたが、御答弁の中にもありましたように、NUMOが各地域に対して説明をしていくこと、これはもちろん理解するところでありますが、北海道としても、寿都町と神恵内村との意見交換が必要なときに来ているのではないかと考えます。

その理由といたしましては、国は、GX実現に向けて、省エネの加速に加えて、再生可能エネルギーだけではなく、原子力も含めた、エネルギー自給率向上に資する脱炭素への転換など、脱炭素に向けた取組を進めることを目指している、そういった方針が示されております。このことは、我が国のどこかに放射性廃棄物処分の環境が必要になってくるという意味合いではないかと思っております。そういったこともあり、このたびの調査があったのではないかと考えます。

現段階で、概要調査に移行することは、道は反対の姿勢を示されておりますが、北海道だけの問題という捉え方だけではなく、各市町村や国との調整役を道がしっかりと果たしていく方向性を見いだしていくことも必要な観点の一つではないかと考えます。

このたび、寿都町と神恵内村がなぜ文献調査に向かう姿勢になったのか、また、この3年間の

中で気づいたこととして、これからの地域づくりをどのように考えていくのか、そういった点も、道として今後寄り添っていくべき課題ではないかと考えますので、引き続き、この件については議論を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に移ります。

観光振興を目的とした新税に関する取組状況に関し、先日の委員会に報告がありましたが、この件に関し、数点伺ってまいりたいと思っております。

使途に関する宿泊事業者からの御意見の中には、公共交通をはじめとする移動利便性の向上が課題であり、広域団体としての道の役割として取り組んでもらいたい旨の意見があったとのことであります。

多くの市町村がそれぞれの観光戦略に沿って新税の導入を検討しておられるところでありますが、広域分散型社会を特色とする本道では、複数の観光エリアを移動する足となる公共交通の果たす役割は極めて重要であり、個々の市町村での対応には限界があると思っております。広域自治体である道が、その維持や機能強化に重要な役割を果たす必要があるとも考えます。

また、公共交通は、観光客はもとより、観光以外の目的で利用する方々も多いことから、目的を問わず宿泊行為に着目して課税することを想定している道の新税に関する制度設計とも親和性が高いのではと思っております。

道は、新税の使途として、公共交通をはじめとする移動の利便性向上についてどのように位置づけていく考えなのか、お聞かせ願います。

○大越農子委員長 観光事業担当課長渡部泰明君。

○渡部観光事業担当課長 移動の利便性向上についてであります。広大な本道において、旅行者の移動の利便性を確保することは、広域行政を担う道の重要な役割であり、たたき台においても、使途のイメージとして関連施策を例示しているほか、新税の検討を進める市町村や事業者の皆様からも、道としてしっかりと取り組んでほしいといった期待の声が寄せられてございます。

こうした御意見を踏まえ、納税をしていただく方々にも理解を得られる取組となるよう、具体的な新税の使途について検討を進めてまいりる考えでございます。

○太田憲之委員 宿泊事業者からの御意見の中には、道の新税の使途として、災害用備品の整備や旅行者目線での情報発信を期待する意見が見られたところであります。

自然災害が発生した際に、旅先で一時的な避難を余儀なくされても、最終的には、当地を離れ、本来の住所地に帰ることになる旅行者の方々への支援に関しては、広域自治体である道の果たす役割が大きいのではないかと考えます。

こうした分野についても、新税の使途として位置づける必要があるのではないかと考えますが、道の見解をお聞かせ願います。

○渡部観光事業担当課長 災害時の対応についてであります。災害は、いつどこで起こるか予測が難しく、不測の事態が生じた際には、旅行者の方々の安全、安心を脅かすのみならず、観光需要の激減により、社会経済に甚大な影響が懸念され、その最小化を図るためには、広域的な観

点に立った事前の備えが何より重要と考えております。

このため、たたき台においては、新税の使途のイメージとして、緊急時に旅行者の方々の安全を確保するための情報発信機能やサポート体制を強化するとともに、観光需要を喚起するための対策に必要な財源を積み立てることなどをお示ししており、今後、市町村との役割分担や連携の在り方などを含め、使途の具体化に向けてさらに検討を進めてまいります。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁の中で、観光需要喚起のための対策に必要な財源を積み立てることも使途とする、そういった考えが示されたところではありますが、観光需要の喚起がなぜ新税の負担者である宿泊者にとって受益となるのか、こちらがつながってこないのではないかと思います。

道が検討している税が法定外目的税であるのなら、受益と負担の関係が明確でなければならないものであると考えます。観光需要の喚起が必要な事態は、これからも十分想定できる場所がありますが、そのために必要とする財源は、これまでも、その都度、一般財源で措置を検討してきているのではないのでしょうか。このようなことを使途として想定しているのであれば、この税金に対する宿泊者の理解を得ることは極めて難しいのではないかと考えますが、道の見解をお聞かせ願います。

○大越農子委員長 経済部次長兼誘客担当局長小田桐俊宏君。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 災害対応についてであります。災害などの不測の事態が生じた際には、これまでの例からも、住民ではない道内外の方々は、現地の状況を把握することは困難であり、不安感などにより、必要以上に旅行を手控えることが懸念されるところでございます。

こうした状況を回避するため、旅行者など国内外の方々に現地の安全性に関する正しい情報を提供するとともに、旅行者の皆様への直接の支援である旅行割引制度などの需要喚起策を講じることで、風評被害を早期に払拭し、地域経済へのダメージの抑制が期待されるものと考えているところでございます。

不測の事態に対し、こうした施策を迅速に展開していくためには、基金の仕組みを活用し、あらかじめ必要な財源を確保しておくことが有効な手段の一つと考えているところでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま御答弁をいただきましたが、宿泊事業者の方々にとってはもっともな話でありましたけれども、先ほど質問したのは、新税の負担者であります宿泊者にとっての受益についてお聞きしたところでございます。目的税である以上、負担者である宿泊者の受益になるのかが、今の中では答弁されていないのではないかと思います。

観光局とは、法定外目的税に求められる受益と負担の関係、こちらについて何度か意見交換をさせていただきましたが、なかなか、お互いの理解度に擦れ違いが起こってしまっているのではないかと思います。この点に関しては、また、引き続き議論をさせていただきたいと思っております。

関連して、次の質問に移ります。

市町村等からの意見で特に目立ったのは、道が示した新税の使途に関する具体性の乏しさのところであります。

有識者会議の場合などでは、何に使うのかが必ずしも明確でない中で、財源の規模など制度面の議論が先行する形となっており、このような状況で、市町村をはじめとする幅広い関係者の共感を得ることは難しいのではないかと考えます。

道が、この税を法定外目的税として導入する考えであるのならば、まず、どのような事業に使うのかを明らかにし、そのための具体的な制度設計や事業規模、積算内訳等を示した上で、対象とする課税客体や税率等を示し、必要な財源が確保できる制度となっているかを検討するのが法定外目的税検討の適正な順序でないかと考えます。

道は、使途に応じた必要財源の積み上げの必要性についてどのように認識されているのか、お聞かせ願います。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 使途の規模感などについてであります。2回目の懇談会でお示したたたき台には、観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実、危機対応力の強化という三つの柱に沿った使途の方向性ととも、コロナ禍を経て顕在化した新たな行政需要への対応なども考慮した税制度のイメージをお示したところでございます。

道といたしましては、新税の導入に関し、納税をしていただく皆様をはじめ、市町村や事業者の皆様の御理解を得るためには、こうした幅広い方々の御意見を踏まえながら、たたき台でお示した内容を精査し、受益と負担の関係を踏まえた、より具体的な使途や必要な財源の規模感などをお示しし、その上で、税制度を構築していくことが欠かせないと考えているところでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 今、たたき台の中で示された柱等の説明をいただきましたが、ただいまの質問で取り上げた点に関しましては、道がこの税を目的税として創設しようとしている以上、避けて通ることができない論点であると考えますので、この件については、改めて伺ってまいりたいと思います。

次に移ります。

新税の導入を検討している市町村からは、市町村が新税を充当して取り組む施策と道の取組とのすみ分けや役割分担について、より具体的な道の考え方を示すよう求めています。

広域自治体である道と基礎自治体である市町村とでは、まず、おのずと役割が異なっていくのではないかと考えますが、道は、そうした役割の違いを明確にした考え方をいつまでに示す考えなのか、お聞かせ願います。

○渡部観光事業担当課長 市町村との役割分担などについてであります。新税の考え方に関するたたき台では、広域自治体である道の役割として、北海道全域を対象とする施策、市町村の区域を超える広域的な施策、さらには、北海道全域に効果が及ぶモデル性の高い施策の推進を担う

【第2分科会 12月8日 第3号】

ことを、また、基礎自治体である市町村の役割として、市町村の区域内を対象とする施策や地域特有の課題への対応といった方向性をお示ししており、こうした基本的な考え方を基に、新税の検討を進める市町村と調整を進めているところでございます。

今後は、検討の進捗が一律ではない市町村の状況等も踏まえつつ、道と市町村の役割分担を考慮した具体的な税の使途などについて、道の考え方を取りまとめることができるよう丁寧に検討を行ってまいります。

○太田憲之委員 先日の我が会派の代表格質問でも触れましたとおり、実際の徴税事務を担うことが想定されております宿泊事業者の方々に混乱や過大な負担が生じることは避けなければならない、そうした点を懸念する声も市町村から寄せられているところであります。

宿泊事業者の方々からは、段階的定額制に理解を示す意見があるものの、事務負担を考慮した税率の設定や一律定額制が望ましい、こういった意見も寄せられているところであります。

道は、簡素な税制度となるよう、どのように調整を図っていく考えなのか、お聞かせ願います。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 簡素な税制度についてであります。道では、道内各地域に赴き、新税に関する検討状況の説明や調整を行っているところでございますが、市町村や事業者の皆様からは、納税者にとって分かりやすく、徴収を担う宿泊事業者の事務負担も考慮した制度設計を検討してほしいといった声が寄せられているところでございます。

たたき台にお示しした段階的定額制については、納税者の担税力に配慮した税率設定が可能といった御意見をいただく一方で、運用時における事務負担などの面から、課税対象となる税率の算出方法を分かりやすく示してほしいなど、様々な御意見をいただいております。道といたしましては、同様の税制度を導入している先行自治体の運用状況なども参考にするとともに、市町村税と合算した場合の税率なども考慮しつつ、北海道全体として望ましい税制度となるよう、引き続き、道と関係市町村との協議の場などにおいて、より丁寧に調整を行いながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 観光に関する新税を検討している市町村の宿泊事業者の方々からは、道税と市町村税を一括納税できるような方法を検討してほしい、オンラインが予約の主流となっている現状を踏まえた徴収事務を検討してほしい、こういった意見が寄せられております。

道は、こうした意見を踏まえて、徴収事務をどのような制度設計にしていく考えなのか、お聞かせ願います。

○渡部観光事業担当課長 税の徴収事務についてであります。徴収事務を担っていただく予定の宿泊事業者の皆様からは、人手不足の中、税の徴収に係る事務負担をできる限り軽減してほしいといった御意見が寄せられております。

このため、道では、市町村税と課税対象を同じくする道税については、市町村税の徴収に合わせて徴収事務を行っていただく方向で関係市町村と調整を進めているところでございます。

また、宿泊事業者の方々に担っていただく税の徴収につきましては、宿泊税を導入している先行自治体の宿泊事業者の皆様の声も参考としながら、オンラインでの決済等も含め、事務負担の軽減につながる徴収方法等について検討してまいります。

○**太田憲之委員** 次に、名称について伺います。

市町村からは、新税の名称を「宿泊税」としたほうが宿泊者の理解を得やすい、こういった意見も寄せられているところであります。

道では、観光振興のために導入を検討していることや、目的税の意義を分かりやすく表すものとして「観光振興税」という名称を提案されていると思いますが、税の負担者を想定されている宿泊者の全てが観光目的とは言えないことを考慮すれば、名称に関する市町村からの御意見は傾聴に値するものではないかと考えます。

道は、市町村等からの意見を踏まえて、新税の名称についてどのように考えておられるのでしょうか、お聞かせ願います。

○**渡部観光事業担当課長** 新税の名称についてであります。新税の考え方に関するたたき台においては、目的税としての意義を分かりやすく表す税目名として、コロナ禍以前の検討で用いた「観光振興税」という名称を踏襲することも想定しておりましたが、市町村や事業者の皆様からは、ビジネス等、観光以外を主目的として宿泊される方々も課税対象となることや、既に導入している先行自治体の税目名が全て「宿泊税」であることなどから、新税の名称については、改めて検討すべきといった御意見を多くいただいております。

道としては、こういった御意見を踏まえ、納税していただく皆様や事業者の方々の理解が得られやすい名称について、引き続き検討してまいります。

○**太田憲之委員** 引き続き、議論、そして検討していただければと思います。

そして、このほかにも様々な御意見が寄せられており、中には、道の新税に関する使途や徴税事務など詳細な事柄が明らかになっていない中で賛否を決められない、市町村独自の財源確保策がある中で道税の必要性に疑問を呈する、こういった意見も見られるところであります。

今週月曜日には、道が検討している新税に明確に反対する考えを表明した意見書が観光関連団体の方々から我が会派に示されているところでもございます。道が、検討を進めている新税の考え方を明確にし、関係の市町村や宿泊事業者の方々の理解を深めていかなければ、この新税実現の道筋を見いだすことは困難になりかねないのではないかと考えます。

道は、今後、この件に関しましてどのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○**大越農子委員長** 経済部観光振興監榎信彦君。

○**榎経済部観光振興監** 今後の対応についてであります。現在、道では、これまでの道議会での御議論なども踏まえ、新税の検討を進めている市町村等に赴き、税の使途や税制度などについて調整を進めますとともに、事業者の皆様に対しても検討状況を説明し、御意見を伺っておりますほか、宿泊者を対象としたアンケートなどを通じ、幅広い方々の御意向の把握に努めております。

【第2分科会 12月8日 第3号】

道といたしましては、1月中を目途に取りまとめる予定のアンケート結果や、お寄せいただいております様々な御意見等をしっかりと踏まえるとともに、各市町村の検討状況に応じた調整や、事業者の皆様への説明をより丁寧に行いながら、具体的な使途の内容や規模感、税制度等について道の考え方を取りまとめることができるよう、鋭意、検討を進めてまいります。

以上です。

○**太田憲之委員** ただいま御答弁いただきました。観光振興に関する新税につきましては、これまでも多く議論をさせていただきましたが、まだまだ多くの課題があると考えております。

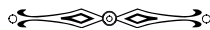
この点に関して、改めて知事に考え方を伺いたいと思いますので、委員長、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○**大越農子委員長** 太田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩



午後1時3分開議

○**小泉真志副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

淵上綾子さん。

○**淵上綾子委員** 初めに、追加提案補正予算及び価格高騰等経済対策改定の考え方について伺います。

まず、子育て世帯を対象としたお米券、牛乳贈答券についてです。

道では、昨年、同様の事業として8000円分の商品券を配付しています。なぜ子育て世帯だけなのかといった不平等感に対する意見や、乳幼児はお米や牛乳を直接消費しないので支援内容と合っていない、お米券でアルコールも買ってしまうなど厳しい意見が寄せられたところです。

さらに、政府は、経済対策で、低所得世帯に実施する給付金をめぐり、18歳以下の子ども1人当たり5万円を追加する方向で調整しているとの一部報道もあり、対象者が異なる部分もあるとはいえ、道の事業が重なることで、支援が子育て世帯に偏り過ぎではないでしょうか。

前は8000円の金額の考え方も不明瞭でしたが、今回は、さらに5000円と下がっています。こういったプロセスで今回の支援となったのか、改善すべき点、手挙げ方式ではなくプッシュ型にすることや、単価の考え方を含め、具体的な検討経過を伺います。

○**小泉真志副委員長** 経済企画課参事佐藤匡法さん。

○**佐藤経済企画課参事** 事業の検討経過についてでございますが、食料品等の物価高騰は長期化しており、生活に欠かせない米と牛乳の価格も上昇傾向となっている中、その影響を大きく受ける子育て世帯に対し、前回同様、商品券等としてお届けするとともに、あわせて、道産品の消費

拡大にもつなげることを狙いとして実施するものであります。

商品券等の支援額につきましては、来年6月に国の減税措置等が実施されるまでの間の両品目の値上げ影響分や他県の状況などを勘案し、設定したものであります。

また、プッシュ方式での支給につきましては、前回の支給から一定の時間が経過しましたことから、要件を満たすか否かの確認が必要であるため、今回も申請方式により実施することとしましたが、前回支給済みの世帯に対し、申請サイトのアドレスをメール等により個別に通知の上、過去の申請内容を基に簡易申請できる仕組みとし、子育て世帯に対し、商品券等を速やかに支給してまいります。

以上です。

○瀧上綾子委員 次に、LPガス利用者緊急支援事業費補助金について伺います。

本事業については、基本的には、第1回臨時会で措置した事業を、国の都市ガスに係る元売支援と同様に延長するものと承知しておりますが、国の支援については、今年9月以降、激変緩和の幅を縮小し、継続されているところです。他方、道の支援については、補助単価は引き続き2000円としています。

まずは、支援単価の考え方について伺います。

また、今回の事業においては、対象契約数が前回から5万件程度減少していますが、節電プログラム事業のようなことになっていないのか、前回事業の執行状況を伺うとともに、プッシュ型の支援にするなど、執行率の向上に向けた道の対応について伺います。

○小泉真志副委員長 エネルギー政策担当課長篠原裕史さん。

○篠原エネルギー政策担当課長 LPガス利用者緊急支援事業についてでございますが、道では、エネルギー価格が上昇する中、直接的な支援策が講じられていなかったLPガス利用者の皆様の負担軽減の一助となるよう、販売事業者の方々を通じて利用料金の値引きを実施したものの、LPガス料金が依然として高い水準で推移していることを踏まえまして、このたび、利用者の皆様への再度の支援を同額で行うこととし、必要な予算案を本定例会に提案したところでございます。

また、前回の支援実績につきましては、販売事業者の方々からの申請期限が11月末まででありましたことから、現在精査中でございますが、対象となります道内のLPガス利用者の99%を超える皆様の負担軽減を図ることができたと見込んでおります。

道といたしましては、今回も多くの販売事業者の方々に御参加いただけますよう、事業者の申請をサポートする業界団体の皆様としっかりと連携しながら、価格高騰の影響を受けているLPガス利用者の皆様に広く支援が行き届くよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○瀧上綾子委員 次に、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業費について伺います。

本事業についても、LPガス支援同様、国の事業の延長期間に合わせて継続されているものと承知しておりますが、第3回定例会で予算を追加した後、さらなる予算不足等は生じていないでし

【第2分科会 12月8日 第3号】

ようか。執行状況について伺います。

また、本事業については、4月以降、対象者を絞って支援していると承知していますが、引き続き対象者はそのままになっています。当初想定していた対象者に戻す考えはなかったのか、支援の対象についての考え方についても改めて伺います。

○小泉真志副委員長 中小企業課長菅野則彦さん。

○菅野中小企業課長 特別高圧電力利用事業者緊急支援事業についてであります。本年12月1日現在の執行状況につきましては、申請が575件、約7億7800万円、支給は517件、約5億8400万円となっており、審査を終えたものから、順次、支給をしているところであり、今後、申請期限の12月22日までに駆け込みの申請があるものと見込んでおります。

また、支給対象者につきましては、第3回定例会において予算の追加措置をするに当たり、特に電気料金高騰の影響を強く受ける経営基盤の弱い中小・小規模企業の皆様に対し、重点的な支援を行うことといたしました。が、経営環境は依然として厳しい状況が続いておりますことから、引き続き、中小・小規模企業の皆様に重点的に支援することとしたものでございます。

以上でございます。

○瀧上綾子委員 次に、人材確保緊急支援事業費について伺います。

人材確保については、これまでも措置されてきたところですが、既計上事業及びそれ以前に実施した類似事業と何がどう異なっており、過去の類似事業の効果をどのように分析しているのでしょうか。今回の事業の狙いと併せて、まず伺います。

また、前回から対象者を絞っているようですけれども、過去の事業で支援金を受けた方や企業も重複して支給を受けられるのでしょうか。既計上事業の執行状況について伺います。

○小泉真志副委員長 産業人材担当局長岡本拓司さん。

○岡本産業人材担当局長 人材確保緊急支援事業の目的などについてでございますが、昨年7月から実施しました道外人材確保緊急支援事業は、特に人手不足が見込まれました宿泊や飲食業者が道外人材を確保した場合に、また、昨年12月から実施いたしました人材確保緊急支援事業は、人手不足となっている25の職種を対象として拡大し、道内外の人材を確保した場合に支給対象としたところでございます。

さらに、今年度の第1回臨時会の補正予算で実施した事業につきましては、再就職が難しい道内在住者の早期就職を重点的に支援するため、離職期間が1か月以上の要件を追加したところであり、このたび提案いたしました予算案により実施する事業の支給要件等につきましても、緊急的な人材確保を支援するため、対象要件を同様としたほか、離職期間が1年以上の場合には支援金に加算することとしたところでございます。

これまでのこうした事業によりまして、宿泊、飲食、介護などといった人手不足となっている業種の人材を早期に確保するという事業目的において、一定の成果があったものと考えているところでございます。

また、今年度の事業につきましては、現在、支給審査中でございますが、11月末時点で約600

件の申請を受け付けており、医療、福祉や建設といった人材不足の業種から多く申請がされているところがございます。

なお、事業の支給要件を満たしていれば、これまでの支援の有無にかかわらず、申請することが可能となっております。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** 事業者の方からは、入ってきてもすぐ辞めてしまうという声も多く、こうした事業が活用されたとしても、定着しなければ人材不足の解消という目標が達成されません。

これまで、類似した事業を活用した事業者や就労者からの声をどのように把握しているのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 産業人材課長堀内一宏さん。

○**堀内産業人材課長** 事業利用者からの意見などについてでございますが、道では、これまで、事業を利用された企業と個人を対象に、本年3月から4月にアンケート調査を行っておりまして、企業や就労者からは、分かりやすく人員確保につながるからありがたい、求人募集人数を増やすことができた、奨励金をもらえて助かったといった声が寄せられているところがございます。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** すぐ辞めたのではあまり効果がありませんので、その後、定着につながったどうかまで把握していただきたいと思います。

次に、離職期間が1年以上の場合は10万円加算とあります。

その意図と、事業者を対象とした理由について伺います。

○**小泉真志副委員長** 就業担当課長赤川遼さん。

○**赤川就業担当課長** 離職期間が1年以上の場合の加算についてでございますが、人手不足分野の人材確保を進めていくためには、さらなる人材の掘り起こしも重要であることから、事業主の皆様に対し、就労意欲はあるが、就職に結びついていない女性や高齢者などの長期離職者の雇用を奨励することで、労働市場における労働力の供給量を増やし、道内企業の人材確保の促進を図ることとしたものでございます。

長期離職者は、職務経験やスキルの不足といった懸念により採用に結びつきにくいことから、そうした長期離職者を雇用することへのインセンティブを付与するため、事業者の皆様へ支給する支援金に加算することとしたものでございます。

○**淵上綾子委員** 追加の10万円を、全額、事業者へ振って、就労者をゼロとしたのはなぜでしょうか。1年のブランクの後に就職となると、準備にも費用がかかると思います。5万円ずつにしてはどうでしょうか、再度伺います。

○**赤川就業担当課長** 離職期間が1年以上の場合の加算についてでございますが、就労者に対しては、離職期間が1年以上であるか否かにかかわらず、早期の就労を支援するため、10万円の奨励金等を支給することとしております。

一方で、長期離職者は、職業経験やスキルの不足といった懸念により、就労意欲があっても採用に結びつきにくいことから、そうした長期離職者を雇用することへのインセンティブを付与するため、事業者の皆様へ支給する支援金に加算することとしたものでございます。

○**淵上綾子委員** 就労者へのインセンティブのことは考えないということでしょうか。

○**赤川就業担当課長** 就労者に対しましては、離職期間が1年以上であるか否かにかかわらず、早期の就労を支援するため、10万円の奨励金等を支給することとしているところでございます。

○**淵上綾子委員** 10万円、10万円とそれぞれに当たった上で、事業者に対しては、離職期間が1年以上の場合はさらに10万円という、この10万円を5万円と5万円に分けてと言っています。再度伺います。

○**赤川就業担当課長** 就労者につきましては、離職期間が1年以上であるか否かにかかわらず、早期の就労を支援するため、10万円の奨励金等を支給することとしてございます。

一方で、長期離職者は、職業経験やスキルの不足といった懸念により、就労意欲があっても採用に結びつきにくいことから、そうした長期離職者を雇用することへのインセンティブを付与するため、事業者の皆様へ支給する支援金に加算することとしたものでございます。

○**淵上綾子委員** 同じ答弁を言っただけとは言っていないのですよ。最初から10万円ずつ当たっているわけです。その上の10万円をどうするかという配分のことを聞いています。なぜそうなるのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 労働政策局長鶴時徹さん。

○**鶴時労働政策局長** 就労者に対しましては、早期就労を支援するために、離職期間が1年以上であるか否かにかかわらず、10万円の奨励金等を支給しているところでございます。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** なぜ5万円ずつにしなかったか、その理由がいまだに判然としませんが、次に行きます。

道外在住の方がこの事業を活用すれば移住にもつながりますが、どのように周知するか、伺います。

○**堀内産業人材課長** 道外在住の方々への周知についてでございますが、道としては、北海道関連の情報誌やチラシといった媒体に加え、これまでの類似事業においてPR効果が高かった特設サイト、SNS、ウェブ広告、事業所向けのメールによる周知のほか、経済団体や就職連携協定を締結している道外の大学にも協力を依頼するなどして、道外在住の方々を含め、広く周知を図るなど、より効果的な事業の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** 人材が確保されても、すぐに離職されては人材不足の解消にはつながりません。人材が定着するよう、正社員で採用する事業者に対しては、特段の支援があってもよいのではないかと思います。所見を伺います。

○**堀内産業人材課長** 人材定着に向けた事業者への支援についてでございますが、人材確保緊急

支援事業につきましては、宿泊、飲食、介護などといった人手不足となっている業種の緊急的な人材確保を支援することを目的としたものでございまして、正規、非正規にかかわらず、道内外の人材を確保した場合に、道内企業と就業者の双方に支援金等を支給することとしておりますが、できるだけ長期雇用につながるよう、道内在住者は、週の所定労働時間が20時間以上、かつ、31日以上雇用見込みがあることを支給要件の一つとしたところでございます。

以上でございます。

○**渚上綾子委員** 思うように就職できず、タイミーなどを使って単発の日雇で食いつないでいる人もいるかと思いますが、このようなケースは離職期間に該当するのか、伺います。

○**堀内産業人材課長** 離職期間についてでございますが、今年度実施した事業では、再就職が難しい道内在住者の方々の早期就職を支援し、人手不足が深刻な道内企業の人材確保につながるよう、離職期間が1か月以上の方々を重点的に支援することとしたところでありまして、支給要綱におきまして、離職期間を、前企業の退職日から今回雇用された日までの期間と定めておりまして、この間に雇用契約による就労があった場合、支給対象とはならないものでございます。

以上でございます。

○**渚上綾子委員** 例えば、過去1か月の間に1回だけ単発で仕事をしたようなケースまで離職期間に含めないのはちょっと酷だと思います。改善を求める指摘といたします。

次に、請負だが雇用と同様とみなされるような、いわゆる曖昧な雇用であっても対象になるのか、伺います。

また、就労者が1か月以内に曖昧な雇用で働いていた場合は対象になるのか、伺います。

○**堀内産業人材課長** 雇用要件などについてでございますが、今年度実施した事業の支給要綱では、道内事業所と雇用契約を締結した場合を支給対象としております。

また、離職期間としております雇用日前1か月以内に就労があった場合でも、雇用契約に基づかない就労であれば支給対象となるものでございます。

以上でございます。

○**渚上綾子委員** 様々な不調を理由に離職し、就労移行支援事業所を利用しながら、再度、就職を目指す方もいらっしゃるかと思います。障がいがあっても就職し、定着につながれば、本人にとっても、雇用した事業者にとっても有益なことだと思います。

この制度の活用に関し、就労移行支援事業所との連携について伺います。

○**堀内産業人材課長** 就労移行支援事業所との連携についてでございますが、道としては、事業の周知につきまして、北海道関連の情報誌、チラシといった媒体や特設サイト、SNS、ウェブ広告、事業所向けのメールによる周知に加えまして、障がい者の就労移行などを支援する道内ハローワークにも協力を依頼するほか、就労移行支援事業所などを含め、幅広く周知を図り、多くの就労や企業の人材確保につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○**渚上綾子委員** 次に、市町村との連携について伺います。

【第2分科会 12月8日 第3号】

道に先立ち、先般発表された札幌市の経済対策では、生活者への支援策として、国の税収増の還元策である非課税世帯向け7万円の給付のほか、子育て世帯への対策として、学校給食の食材費を支援して値上げをしない、また、市内で使えるプレミアムつき商品券を新たに発行することによって、道の対策と比較すると、対象者と対策がシンプルで分かりやすいものとなっていると感じます。

先ほども伺いましたが、道は、生活者への支援策として、なぜ子育て世帯に限定しているのか、なぜお米券、牛乳券を選んだのか、高齢者世帯や低所得者世帯への支援は不要なのか、中国の輸入規制が行われている水産物は優遇されないのか、合理的な説明がなく、対策として不十分であると言わざるを得ません。

一方で、コロナ禍における過去の対策では、全道、全道民を対象に市町村と連携したプレミアム商品券の発行を行ってきました。例えば、秋元市長は、経済対策についての会見で、市民の皆さんの生活を守るために、今後も引き続き、国や北海道と連携しながら全庁一丸となって遅滞なく必要な対策を講じてまいると述べているほか、国の推奨事業メニューでは、生活者支援としてプレミアム商品券の発行などを挙げています。

支援を広く行き届けるためには、こうした市町村との連携が不可欠と考えますが、今後の対策を取りまとめるに当たり、こういった内容で、どの程度、市町村との連携を検討されたのか、伺います。

○小泉真志副委員長 経済企画課長佐藤正人さん。

○佐藤経済企画課長 市町村との連携についてでございますが、経済対策推進本部におきまして、市長会と町村会にオブザーバーとして御参加いただいております。現下の経済状況や関連事業の取組状況、知事からの指示事項など、本部での検討状況を共有しておりますほか、対策の検討に向けた情報収集に当たりましては、振興局を通じ、市町村の協力を得ながら、道民の皆様や事業者の方々の生の声など、地域の実情や支援ニーズの把握などに努めてきたところでございます。

また、対策の実施に当たりましては、地域の実情に精通した市町村が実施する対策と連携するとともに、道の支援をより多くの皆様に御利用いただくため、市町村と連携し、効果的な周知を図るなどして、一日も早くお届けできるよう迅速な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○瀧上綾子委員 繰り返し支援が当たる人がいる一方で、後ほど取り上げますが、ワーキングプアなどの、生活が苦しいにもかかわらず、いつも支援が当たらないという方がいます。幅広く届く支援があまりにもなさ過ぎであることを指摘します。

次に、国の推奨事業メニューの一つである省エネ家電買換え支援について、これまで、度々、議会で取り上げられてきていますが、道では、かたくなに事業化してきませんでした。

これまでは、ほかに優先すべき事業があったからなどと答弁されてはいますが、ゼロカーボン北海道を推進する上でも、道は率先して取り組むべきと考えますが、なぜ実施に至らないのか、伺います。

○佐藤経済企画課長 省エネ家電買換えへの支援についてでございますが、道では、家庭部門の脱炭素化に向けて、本年7月から、家庭の排出量見える化アプリを運用し、省エネ行動の機運醸成を行いますとともに、本年第2回定例道議会で新たに措置いただきました、住まいのゼロカーボン化推進事業におきまして、市町村と連携して、空気清浄機能つきエアコンや高効率給湯器の設置に加え、太陽光パネルや蓄電池の設置などにより、家庭の省エネ化を支援しているところでございます。

道といたしましては、こうした状況を踏まえ、このたびの経済対策の追加の検討に当たり、道民の皆様や事業者の方々からの支援ニーズや、道議会の皆様から頂いた御要望も踏まえ、エネルギー価格高騰の影響緩和や子育て世帯への支援など、追加対策を取りまとめ、所要の補正予算案を提案したところでございます。

以上です。

○瀧上綾子委員 次に、中小企業等への支援について伺います。

中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費について、例えば、具体的にどのようなことへの適用を想定しているのか示す必要があると考えますが、所見を伺います。

○菅野中小企業課長 支援の対象となる事業者の取組の具体例についてであります。今回提案した事業は、省エネ化やデジタル技術の導入により、経営コストの削減や業務の省力化、効率化を図る事業者の取組を支援するものであり、具体的には、飲食店における業務用冷蔵庫の更新や、小売店におけるセルフレジの導入などを想定しており、こうした事例につきましては、申請の手引書などで丁寧にお示ししながら本事業の周知に努めてまいります。

○瀧上綾子委員 幅広い事業者に活用いただけるような周知が必要と考えますが、特に事業者団体等に所属しない小規模事業者や個人事業者なども含め、道内あまねく事業者に情報が行き届くように周知する必要があると考えますが、どのように周知するか、伺います。

○菅野中小企業課長 事業の周知についてであります。本事業は、道内の中小・小規模事業者の皆様を対象としており、より多くの方々に事業を活用していただくためには、広く周知を図る必要があると認識しております。

このため、道では、議決後、業界団体や市町村、関係機関とも連携しながら周知しますとともに、ホームページによる広報に加え、個人事業者の方々にも情報が行き届くよう、SNSによる情報発信も行うなど、様々な機会を通じて事業の早急な周知を図ってまいります。

○瀧上綾子委員 私は、事業者の方からこんなことをよく言われます。取るときはそちらから取りに来るくせに、くれることは一切教えてくれないじゃないか、こんなことをよく言われるのですね。団体等に入っていない個人事業者の方にもしっかり届くように周知をお願いしたいと思います。

次に、道が実施している中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業は、補助金や支援金の申請の支援も行っていると承知しています。

補助金や支援金の申請にこの事業がどのぐらい活用されているかを伺うとともに、今回の省エ

ネ・デジタル環境整備に対してこの事業をどのように活用していくか、伺います。

○菅野中小企業課長 専門家派遣事業の活用についてであります。道では、物価高騰等により経営に影響を受けている事業者の方々が事業活動の維持、継続を図るため、無料で専門家を派遣し、経営課題に応じたアドバイスを行っており、派遣者数は11月末現在で648者、そのうち、約33%が各種補助金、助成金等に関する相談となっております。

今回提案した事業につきましては、この専門家派遣事業における登録専門家のネットワークを通じ、中小・小規模事業者の皆様に対し幅広く周知を行いますとともに、専門家派遣事業を活用した申請のサポートなど、事業者の皆様へ寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。

○淵上綾子委員 以前、基準月との売上比較の方法では、継続的に打撃を受けているようなケースでは毎回対象にならないという事業者の声があることを指摘しました。そもそもこのような条件をつけなければよいと思いますが、あえて条件をつけた理由を伺います。

また、今回は、付加価値額との比較も可能としていますが、このような条件を追加した理由を改めて伺うとともに、毎月の付加価値額をどのように把握するか、伺います。

○菅野中小企業課長 対象要件についてであります。本事業は、現在の厳しい経営環境の中で大きな影響を受けている事業者の皆様に対し重点的な支援を実施するため、類似事業を参考に、昨年1月以降の連続する6カ月のうち、任意の3か月の合計売上高と、コロナ・物価高騰前の平成31年から令和3年のうち、任意の同時期の売上高を比較し、10%以上減少していることを要件としたところでございます。

また、付加価値額の要件につきましては、原材料価格等の高騰による原価上昇などにより、売上げは減少していないが、営業利益が減少している事業者も支援の対象とすべきと考え、導入したものでございます。

本事業では、付加価値額は、営業利益、人件費、減価償却費を足したものとしており、損益計算書の月次試算表などで月ごとの付加価値額を算出することにより、要件を満たすか確認することとなりますが、個人事業者などで、1か月ごとの売上げなどを把握できない場合については、帳簿や確定申告済みの年額を12で割った額を月額とみなすことも可能とするなど、様々なケースに柔軟に対応してまいります。

○淵上綾子委員 11月22日付の金融庁から各都道府県中小企業担当課宛ての通知では、物価高の影響等により依然として厳しい状況にある中小企業等に対する資金繰り支援等に万全を期す観点から、交付金の活用を含め、制度融資事業の効果的な実施の検討を示しています。

コロナ禍で始まった実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資の利用後の倒産が増えてきている中、資金繰りに対する負担軽減や経営支援が必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○小泉真志副委員長 地域経済局長磯部政志さん。

○磯部地域経済局長 中小・小規模事業者の皆様への御支援についてでございますが、エネルギー・原材料価格の高騰の影響が長期化するとともに、ゼロゼロ融資の返済が本格化するなど、中

小・小規模事業者の皆様を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況となっている中、事業活動を継続し、経営を安定化するためには、資金繰りの改善と併せ、経営基盤の強化を図ることが重要と認識しております。

このため、道では、関係機関と連携しながら、事業者の借入金の返済負担を軽減するため、低利な借換え融資の利用促進や、金融機関に対する返済条件変更への柔軟な対応について要請を行うなど、事業者の皆様の資金繰りの改善に取り組むとともに、伴走型の経営相談や専門家派遣などを実施することによりまして、事業者の経営基盤強化に努めているところであり、引き続き、中小・小規模事業者の皆様に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○淵上綾子委員 これまで各事業単位での考え方などを伺ってまいりました。

道の対策は、過去に実施した事業の焼き直しが多く、経済部が窓口となって、経済対策推進本部において対策の取りまとめを行っていますが、国の対策を踏まえ、知事から経済対策推進本部で必要な対策の検討指示があった後、まずは、各部局において個別の検討がなされ、これまで行ってきた対策の効果検証に加え、新たな対策の検討など、経済部としてこういったプロセスで今回の対策を取りまとめたのか。さらに、我が会派を含め、議会議論では、支援ニーズ等の把握について幅広い層から意見を聞いて対策を検討するようにと指摘がされたところですが、具体的な検討経過を伺います。

また、これまで、再三、我が会派から指摘してきた、一般の道民の方々への支援は、お米券・牛乳券事業やLPガス支援、既決予算による福祉灯油の交付基準額の拡充ぐらいで、相変わらず生活者向けの対策が少ない状況ですが、例えば、前回行った住民税均等割のみ課税世帯への支援などを道として実施しなくてもよいのでしょうか。国の定額減税の恩恵も7万円給付も、いずれも受けられない、はざまに落ちてしまうの方々について、その支援は、国や市町村任せとすることなのでしょうか。

こうした道の姿勢は、弱者切捨てと言わざるを得ませんが、対策を取りまとめる経済部として、どのような考えの下、支援を行わないと判断したのか、その理由について併せて伺います。

○小泉真志副委員長 経済部次長兼経済企画局長佐藤秀行さん。

○佐藤経済部次長兼経済企画局長 経済対策の検討についてであります。先月6日に開催しました経済対策推進本部における知事からの指示を受けまして、地域の経済状況や支援ニーズなど、業種、分野の枠を超えた情報を各部で共有するとともに、これまでの対策の効果や、道議会の皆様からの御要望なども踏まえ、各部と連携して事業を検討するとともに、知事の指示を受けながら、特に必要と考える追加対策を取りまとめたところです。

また、低所得者への支援策につきましては、道では、これまで国に対して、全国一律の低所得者世帯に対する生活支援を要望してきたところではありますが、このたび、国では、納税者に加え扶養家族も含む1人当たり4万円の定額減税を行うとともに、住民税非課税世帯に対する7万円の追加給付を市町村を通じて行うこととしているところでございます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

さらには、住民税均等割のみ課税される世帯など、定額減税の恩恵を十分に得られない所得水準の方々も適切な支援が受けられるよう、本年末に成案を得るとの方針が示されているところでございます。

以上でございます。

○**瀧上綾子委員** 今回の補正予算案に計上された事業の多くについては、経済部の事業も含め、道が事業者への委託により実施することが見込まれます。

従前から継続して実施する事業や類似の事業については、同一の事業者が再び受託することも想定されると思いますが、電通北海道やシグマスタッフ社の事例を踏まえ、委託契約における不正の防止についてどのように取り組むつもりなのか、所見を伺います。

○**小泉真志副委員長** 経済企画局次長石丸幸夫さん。

○**石丸経済企画局次長** 委託事業に係る不正防止策についてでございますが、道といたしましては、今後、改ざんなどの不適切な行為が繰り返されることがないように、公的業務に関する基本的なルールや留意事項につきまして、あらかじめ受託者に周知するなど、事務処理手続を見直しましたほか、職員向けの会計事務研修におきまして、契約事務の注意事項に関する講義の内容を充実するなど、職員のスキルアップにも取り組むこととしております。

また、委託期間中におきましても、関係書類の徴取に加え、必要に応じて、随時、現地調査を行うとともに、完了検査時には、源泉徴収関係書類等の改ざんが難しい公的書類を用いた勤務実態の確認など、その実効性が伴うよう、牽制機能を十分に働かせるなどしながら、引き続き、不正の防止に向け、しっかりと取組を進めてまいります。

○**瀧上綾子委員** 決算特別委員会において、このような牽制では、別会社をつくるなどの抜け道があり、再発を防止できないことについて述べたところです。不正がきちんと不利益になるように、違約金の設定など対策を取っていただきたいと思います。

次に、半導体投資への支援について伺います。

今般、国の補正予算では、半導体の国内での生産体制を強化するため、1兆9800億円が盛り込まれたものと承知しています。今回の道の補正予算には、関連する経費は見当たりませんが、今後、道の企業局が整備する工業用水の管路に係る経費約200億円の支払い等も見込まれるなど、道民の関心も高いところです。

今後、国からラピダスへ、どのような支援がどの程度の規模で実施されるのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 次世代半導体戦略室参事田村耕志さん。

○**田村次世代半導体戦略室参事** 国の支援についてでございますが、ラピダス社が、国の「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」を活用して進める次世代半導体製造拠点の整備事業につきましては、これまで、3300億円を支援上限とする計画、予算が承認されているところでございます。

先月、成立した国の令和5年度補正予算では、関連する予算として6461億円が確保されたところであり、今後、ラピダス社への支援内容や規模が決まっていくものと考えております。

道といたしましては、こうした国の動向につきまして、引き続き注視してまいります。

以上でございます。

○瀧上綾子委員 これまで、コロナ禍での支援や物価高騰対策などで、低所得世帯や子育て世帯への支援は度重ね行われてきましたが、非正規で就職した若者やアルバイトを幾つも掛け持つ氷河期世代など勤労貧困層、いわゆるワーキングプアの方々は、生活保護や年金、児童手当など既存の制度で守られているわけでもないにもかかわらず、価格高騰等経済対策改定の考え方には支援メニューがありません。LPガスの2000円では到底足りるわけがありません。

こうしたワーキングプアで苦しむ方々にもしっかりと目を向け、具体的な支援を講じるべきと考えますが、所見を伺います。

○佐藤経済部次長兼経済企画局長 労働者への支援についてでございますが、エネルギーや食料品等の価格高騰が長期化する中、正社員やフルタイムで働いているにもかかわらず、所得水準が低い労働者の方々を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあると認識しております。

こうした中、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における低所得者の方への支援策では、住民税非課税世帯に対する7万円の追加給付を行うとともに、住民税均等割のみ課税される世帯など、定額減税の恩恵を十分に得られない世帯に対しましても丁寧に対応する方針が示されておりますことから、道としましては、このたびの経済対策の追加の検討に当たりましては、生活困窮者の皆様などへの支援として、LPガス利用者の負担軽減や子育て世帯への商品券の支給を実施することとしているところでございます。

以上でございます。

○瀧上綾子委員 このたびの追加補正予算、価格高騰等経済対策改定の考え方については、道民の関心も高いと思います。それぞれ質問してまいりましたが、改めて知事に伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、北海道雇用・人材対策基本計画について伺います。

このたび改定される第2期計画の骨子案が示されました。多様な方々の労働参加について、今回、性的マイノリティーが例示されています。職場環境の整備として、具体的にどのようなことを考え、今後、計画の中にどのように盛り込んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長佐川泰隆さん。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 様々な方々の労働参加についてであります。人口減少が進む中、本道が持続的に発展していくためには、女性や高齢者、障がい者はもとより、性的マイノリティーといった多様な人材が活躍しやすい労働環境が必要であるとの視点に立って骨子案を取りまとめたところでございます。

職場環境の整備など、具体的な内容につきましては、今後、計画素案の策定に向けて、審議会などの場を通じて検討してまいります。

○瀧上綾子委員 検討してまいりますというお答えをいただきました。

まず、行っていただきたいのは、研修の実施です。道でも、LGBTフォーラムなどが行われ

【第2分科会 12月8日 第3号】

ていますので、まず、経営者自身や人事担当者を中心に、このような研修に積極的に参加できるよう促していただきたい、その上で、社内研修の実施に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

次に、性的マイノリティーが、スタッフやスタッフのパートナー、取引先、お客様に一定の割合でいることを前提として、社内規程や就業規程、社訓などの点検、見直しが必要です。トイレや更衣室などハード面での整備は費用がかかるため難しいという事業所もあるかと思いますが、ソフト面はそれほど費用がかかりませんので、人材確保、取引機会の確保の観点からも積極的に取り組んでいただくことを求め、指摘いたします。

次に、多様な働き方には、業務委託や請負という形態もあり、増加傾向にあるものの、計画の中では触れられていません。基本的には、労働者として保護されないため、注文主にとって、社保の負担もなく、報酬額も競争で抑えることができるため、都合のいい労働力として扱われるおそれがあります。さらに、インボイスを取得していない場合、契約しない、報酬の値下げなどのケースが発生しています。

しかし、厚生労働省は、働き方の実態から、注文主の労働者であると判断されれば、労働法規等の保護を受けることができるとしています。

このような曖昧な雇用で働く方の適正な報酬、適正な労働時間など、労働者として保護されるようどのように取り組むか伺うとともに、計画に盛り込むべきと考えますが、所見を伺います。

○鶴蒔労働政策局長 働く方の公正な処遇についてでございますが、国のガイドラインにおいては、実店舗がなく雇人もいない自営業主や、一人社長といった、いわゆるフリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて労働者かどうか判断され、その場合は、労働関係法令に基づくルールが適用されることとしております。

道におきましては、労働関係法令の遵守について、労働問題セミナーの開催などにより周知、啓発するとともに、労働相談ホットラインでの専門家による相談対応などに努めておりまして、このたびの計画につきましては、今後、素案の策定に向け、審議会などの場を通じて、フリーランスなど働き方の多様化に応じた働きやすい環境の整備についても検討してまいります。

○淵上綾子委員 人材確保については、これまで我が会派から再三指摘しているように、物流や観光など、既に人手不足に直面している業種への対応に加え、新たに必要となる半導体人材の確保なども含め、道が一元的かつ抜本的な対策を打つ必要があります。先ほど人材確保事業について伺ったところですが、要件を少しずつ厳しくしながら、繰り返し小手先の対策を続けるのでは意味がないと思えます。

道における人材確保に係る今後の取組について、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 経済部長中島俊明さん。

○中島経済部長 人材確保に係る道の取組についてであります。道内では、人口減少や少子・高齢化の進展に加え、雇用のミスマッチなどにより、様々な業種で人手不足が深刻化する中、地

域経済の活性化に向けましては、多様な働き手の確保に取り組むことが重要と認識しております。

このため、道では、定着に向けた就業環境改善などへの支援や、企業の働き方改革の推進のほか、それぞれの産業分野において、仕事の魅力発信などといった人材確保対策に取り組んでいるところであり、今後とも、関係団体等と連携しながら、それぞれの産業を取り巻く現状や課題など実態等の把握に努めますとともに、北海道人材確保対策推進本部を活用し、全庁一体となって様々な取組を効果的に実施し、地域経済を支える人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○瀧上綾子委員 北海道雇用・人材対策基本計画については、全庁各部署の政策に関わる重要な課題であり、改めて知事に伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、観光振興を目的とした新税について伺います。

観光振興税について、さきの我が会派の代表格質問に対して、知事は、市町村と丁寧調整を図ると答弁しています。これまで、アンケートを行っていることは承知しています。導入済み、あるいは導入を検討している市町村と意見交換をされているようですが、それ以外の市町村、導入に否定的な市町村との意見交換はどのように行われているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 観光事業担当課長渡部泰明さん。

○渡部観光事業担当課長 市町村との意見交換についてであります。現在、道では、新税の検討を進める市町村等に赴き、それぞれの検討状況に応じて税の用途や徴収方法などについて調整を進めるとともに、その他の市町村ともこれまでの道の検討状況などについて情報共有や意見交換を行ってきているほか、たたき台に関するアンケートを実施し、御意見をお伺いしているところでございます。

今後の検討に当たりましては、振興局はもとより、市長会や町村会とも連携を図りながら、税の検討を行っていない市町村とも意見交換を行う場を設けるなど、丁寧に検討を進めてまいります。

○瀧上綾子委員 10月末に、先行して導入されている長崎市を訪問し、今年4月から開始するに当たり、それまでの取組について伺ってまいりました。宿泊事業者と度重ね丁寧に意見交換をされてきたことなど、経過を知る貴重な機会となりました。

事業者や利用者にも、賛否、御意見があるかと思いますが、現場の生の声に丁寧に耳を傾けていただきたいと思います。道の考えを伺います。

○小泉真志副委員長 経済部次長兼誘客担当局長小田桐俊宏さん。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 事業者や利用者の意向把握についてであります。現在、道では、全道団体の皆様はもとより、道内各地の宿泊事業者の皆様に対し検討状況を説明し、御意見を伺っているところであり、皆様からは、広域団体として担うべき役割、納税者の負担感、徴収事務の軽減といった視点から様々な御意見をいただいているところでございます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

また、道民の皆様を含む宿泊者の方々にはアンケート調査を実施し、幅広い御意向の把握に努めており、今後も、こうした税を導入する上で関わりの深い方々の率直な御意見や御意向をしっかりと把握するとともに、懇談会や道議会での御議論を踏まえながら、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう丁寧に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○**瀧上綾子委員** 新税についての考え方や方向性は、改めて知事に伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○**小泉真志副委員長** 瀧上委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

吉田正人さん。

○**吉田正人委員** それでは、中国の水産物輸入禁止に関して伺ってまいります。

本道のホタテやサケ、ナマコの漁獲もおおむね終了いたしました。これからは加工製品の販売ということが重要になってきます。国は、販路の拡大や加工機械の導入など、中長期的な対策に支援を打ち出しておりますけれども、やはり、早急な対策としては販路の拡大だというふうに考えています。

これまで、全国からの支援もありまして、学校給食やふるさと納税、あるいは量販店でのホタテフェア、さらには、せんだって、セイコーマートさんがホタテのカレーを販売するといった御協力をいただきながら、消費はかなり進んできているものと考えております。

一方で、先日、網走の水産加工会社が倒産になりました。原因が中国の輸入禁止によるものと断定はできませんけれども、多くの中小水産加工・卸売業は、在庫の販売に苦勞し、赤字での販売を余儀なくされております。東電による素早い賠償の支払いが、会社の経営に大きな影響を与えるものと考えます。

水産加工・卸売業は経済部の所管でありますので、以下、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、水産加工・水産卸売業の本道の事業者数はどの程度になっているのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 中小企業課長菅野則彦さん。

○**菅野中小企業課長** 水産加工・水産卸売業の企業数についてであります。国の経済センサスによりますと、令和3年6月現在、道内の水産加工業の企業数は777社、生鮮魚介卸売業の企業数は432社となっております。

このほか、生鮮以外の水産卸売業として、その他農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業のうち、一部の企業が、乾物卸売、海藻卸売、水産練り製品卸売などを行っているものと認識しております。

○**吉田正人委員** おおむね1300社、少なくとも1000社以上は存在するという数字だと思っていま

す。

次に、水産加工・水産卸売業が中国の輸入禁止で受けている影響、経営状況の現状等をどのように認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 地域経済局長磯部政志さん。

○磯部地域経済局長 水産加工・水産卸売業の現状認識についてでございますが、函館税関発表の管内外国貿易概況速報によりますと、9月以降、中国向けの魚介類及び同調製品の輸出実績がゼロとなっており、関連団体を通じた聞き取りによりますと、長引くエネルギーや物価高騰で経営が厳しい中、中国の輸入停止措置以降、ホタテなどの在庫が増えたことによる保管料や送料の負担増、さらには、東電への損害賠償請求や補助金申請に係る不安などの声がございまして、水産加工業の方々の経営環境は厳しい状況にあるものと認識しております。

○吉田正人委員 これまで、水産加工・卸売業に対してどのような対策をしてきたのか、伺います。

○小泉真志副委員長 経済企画課長佐藤正人さん。

○佐藤経済企画課長 これまでの対策についてでございますが、道では、処理水の海洋放出が決定した8月22日に直ちに庁内連絡会議を立ち上げ、国などの動向や関連産業の状況、事業者のニーズなどの情報共有に努めましたほか、本庁と振興局に設置いたしました特別相談窓口や企業訪問などを通じ、国の支援施策や条件を緩和した道の融資制度の活用を促してきたところでございます。

さらには、道内外のどさんこプラザを活用した販促キャンペーンや、宿泊事業者と連携したフェアの開催などによる消費拡大、加工能力の強化に向けた食関連機械メーカーと食品加工事業者とのマッチングや、専門家の派遣による商品開発などへの支援、新たな販路開拓に向けた中国以外の海外企業との商談会の開催などに取り組んでまいりました。

○吉田正人委員 続いて、道の低金利の融資制度も設定したと思えますけれども、その申込状況、執行数など、現在どのようになっているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 金融担当課長佐々木浩司さん。

○佐々木金融担当課長 融資の申込状況についてでございますが、道では、ALPS処理水の海洋放出により経営に影響を受けている中小・小規模事業者の皆様を対象に、幅広く資金繰りを支援するため、9月25日に低利な融資制度の取扱いを開始しており、10月末現在、融資実績は1件となっております。

また、11月15日に、輸出先における水産物の輸入停止措置等の影響を受けている事業者の皆様を対象としました国のセーフティネット保証制度が発動されまして、道としても、同日付でこれに対応した融資制度の取扱いも開始し、周知に努めているところでありまして、これまでに特別相談窓口への融資相談が2件あったところでございます。

以上でございます。

○吉田正人委員 今、融資実績は1件で、セーフティネット保証制度に関する融資相談は2件

【第2分科会 12月8日 第3号】

と。1か月たって融資実績が1件しかない。せっかく政策を打ち出しても1件しか申込みがないと。1か月間で1件ですよ。ということは、これは、水産会社が裕福なのか、ニーズがないのか分かりませんが、あるいは、PRが足りなくて、そういう制度があるということを知らない人が多いとか、そのほかにも、借りやすいとか、借りにくいとかの問題点があるのかどうか。政策を打ち出した以上は責任を持ってしっかりと調査しながら、より改良された制度を目指していただければなというふうに考えるところです。

次に、振興局との連携について、月に一度の事業者への聞き取り調査等があってもよいと思うのですが、現状の連携について伺います。

○佐藤経済企画課長 振興局との連携についてでございますが、道では、庁内関係部局の一層の連携強化を図るため、庁内連携会議に振興局を構成員として追加し、関係各課が業界団体を通じて入手した情報に加えまして、振興局職員が地域の水産加工事業者などを訪問して得た生の声や、水産物の消費拡大イベントなどの情報等を共有し、対応策の検討などに活用しております。

以上でございます。

○吉田正人委員 やはり、広範囲の問題でありますので、振興局等としっかり連携して素早い対応ができる、そういう体制にしていいただければなというふうに思います。

ホタテに関しては、値下がりしており、聞くところによると3割ぐらいもう下がったのではないかなという話もあります。もちろん、水産物というのは相場物でありまして、需要と供給のバランスの下に値段がある程度設定されるものですが、今回の場合だけは、この需要と供給という問題ではなくて、政策的な問題でありますので、別物だというふうに私は思っているところです。

次に、東電の対応について伺っていきたいと思います。

処理水放出後の風評被害に対する補償は東電が行うこととされております。もちろん、民間同士の補償問題とはいえ、本道水産関係の中小企業に対する補償問題でもありますし、その影響の大きさを考えると、道としても把握しておくことが必要だと考えておりますので、以下、質問をさせていただきます。

東電の処理水放出による補償について、東電側は、北海道に対応事務所を長万部と紋別に設置する予定とのことですが、大手水産業者や卸売業者が集中する札幌に対しても必要性を私は感じているのですが、道の見解を伺います。

○佐藤経済企画課長 事業者からの相談窓口についてでございますが、東京電力では、ホタテの産地で加工業者が多い噴火湾とオホーツク海の2海域に窓口を設置することとし、長万部町と紋別市を選定したものと承知しております。

中国の輸入停止措置は、全道に影響する問題であり、道内各地域の事業者が相談しやすいことが重要でございます。

道といたしましては、国や東京電力に対しまして、札幌をはじめ、加工事業者や卸売事業者が多く集まる地域に向けても丁寧な対応を行うよう求めてまいります。

○吉田正人委員 次に、東電は、ネット上を見ますと、結構、積極的に広報活動をやっている、賠償の申請等々の窓口もあるのでありますが、そういうことを始めております。

現状について、申請数、あるいは賠償済みの件数など、東電の情報を教えていただければと思います。

○佐藤経済企画課長 賠償の申請数などについてでございますが、東京電力からは、ALPS処理水放出に伴う賠償につきましては、11月20日から請求書の送付を開始し、12月5日時点で、依頼を受けて請求書を発送したのが約710件、賠償の請求書が届いたのが約100件と聞いております。

○吉田正人委員 710件ぐらいが申請書を申し込んでいるということで、そのうち実際に請求があったのは約100件ということでございます。これは、製品を売って初めて赤字というのが発生するので、売らないことにはその数字も出てこないもので、これからまだまだ増えてくるものというふうにと考えるとございませう。

そしてまた、賠償の際に、東電との意見の食い違いがあるということをお聞きするのだけれども、道の認識を伺います。

○佐藤経済企画課長 東京電力の賠償についてでございますが、東京電力では、ALPS処理水放出に伴う風評被害が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償することとし、各業種ごとに、風評被害の確認方法や損害額の算定方法などの賠償基準を取りまとめ、適宜、内容を見直しながら適切に対応することとしております。

道といたしましては、事業者の皆様が生じた全ての損失について、迅速かつ適切に賠償が実行されるよう、国に対し、東京電力を指導するよう要請しているところでございませう。

以上でございます。

○吉田正人委員 私の聞くところでは、東電さんは、昨年の実績から損した分を計算するというような話をしているみたいですが、業者さんに言わせると、この5月ぐらいまでホタテの値段というのは上がっていたのですね。その上がっていたところから下がった分を考えてくれないと、その差額というのが、どうも東電とは話が合わないというような現状の話を聞いているところですよ。そういったことにもしっかりと対応していただければと思います。

続いて、振興局単位でも、そういった東電のことに関してのサポートや相談窓口というものが事業者に対して必要ではないのかなというふうに考えますので、道の見解を伺います。

○菅野中小企業課長 相談窓口についてでございますが、道では、本年8月25日、各振興局及び本庁にALPS処理水海洋放出関連中小企業等経営・金融相談室を開設し、水産加工事業者をはじめとした中小・小規模事業者の皆様からの経営及び金融に関する相談に対応しているところであり、引き続き、この窓口を活用しながら、関係機関や、長万部と紋別に設置される東電の相談窓口と連携しながら、賠償請求の申請方法などについての必要な情報を提供するほか、事業者への情報発信を積極的に行うなど、事業者のニーズに応じた支援に努めてまいります。

○吉田正人委員 そういうことは大事なことなのですが、やっぱり、そういうことをやっている

ということを事業者の方々が知ってくれないとなかなか相談にも来てくれないので、そういう体制を取っているということを事業者の皆さんにもしっかり発信していただければなというふうに思います。

最近、ホタテの販売促進については注目されているのですがけれども、大変なのがナマコなのですよね。ナマコは、今、香港自体は受け入れているので香港には売れるのですがけれども、ほとんどが中国バイヤーと直接やりとりをしていましたので、このナマコの国内の消費というの、なかなかこれから難しい状態になります。在庫を抱えた業者に対するサポートというのも本当にこれから大切になってくるかなと思いますので、しっかりと調査、分析をしていただければなというふうに思っています。

次に、一般質問の中で、知事の答弁では、ベトナムやシンガポールに向けた知事のトップセールスを強調されておりましたがけれども、その際、またはその後、具体的な商談の動きというものはあったのか、伺います。

○小泉真志副委員長 食ブランド担当課長工藤弘行さん。

○工藤食ブランド担当課長 トップセールス後の動きについてでございますが、先月、ベトナムで開催されました「北海道フェスティバル in ハロン」では、日越500人以上が参加したレセプションにおきまして、北海道の水産物等を活用した料理を提供するとともに、北海道の食や観光をテーマとして市町村や漁業団体等が出展した北海道ブースにおきまして、出展者の皆様と一緒に本道の安全、安心な食のPRを行ったところでございます。

また、シンガポールで開催いたしました商談会では、現地の飲食店、小売業、商社などのバイヤー100名以上の参加をいただき、本道からも輸出に意欲を持つ27の事業者の方々が参加いたしました。

現地のバイヤーからは、水産加工品を用いたお節料理やホッケのみりん干しのほか、チーズやワイン、日本酒など多くの道産食品に関心が寄せられ、活発な商談が行われたところでございます。

道では、現在、参加した事業者の方々に対し、商談状況のフォローアップを行っているところでございまして、引き続き、現地のどさんこプラザやASEAN事務所と連携し、水産物、水産加工品など道産食品の輸出拡大につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○吉田正人委員 私もベトナムのほうには行ったのですがけれども、テレビで知事が食べているところを見ていました。知事がトップセールスと言っている以上、トップパフォーマンスにならないように、これから商談が調わないと話になりませんので、その辺もしっかりお願いしたいなと思います。

次に、今後の新たな取組に関しまして、どのような施策等を考えているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 経済部次長兼経済企画局長佐藤秀行さん。

○佐藤経済部次長兼経済企画局長 今後の対応についてでございますが、中国による日本産水産

物の輸入停止措置により、道内では、ホタテガイなどの産地価格の下落や水産加工会社の在庫の増加など、漁業や水産加工、流通といった幅広い産業に大きな影響が生じていますことから、道では、引き続き、事業者の方々のニーズを丁寧に把握し、国の支援施策の活用を促すとともに、専門家の派遣による経営支援や運転資金の確保、加工能力の強化や新たな輸出先の開拓などに取り組んでまいります。

また、このたび、東京電力の相談窓口が道内に新たに設置されますことから、道としましても、関係機関との連携を密にしまして、水産加工会社からの相談にきめ細かく対応するなど、地域を支えます中小・小規模事業者への支援に努めてまいります。

以上でございます。

○吉田正人委員 連携を密にしということであるので、やはり、足をできるだけ運んでいただいて、現場の振興局等々にも足を運んでいただいて、顔を出してもらって、様々な話を伺うということがとても大事だと思いますし、その際に、道では、こういうことをやっている、あるいは、国でこういう支援があるというのをしっかりと簡潔にまとめたペーパーなり何なりを持っていき、そして、窓口がここにありますのでとしっかりPRできるような環境も整えていただきたいというふうに思っております。

そうしたことを、中小・小規模事業者の立場に立って、これから政策を展開していただければなというふうに思っています。

次に、水産林務部との連携、情報の共有が大切と考えますけれども、経済部の認識を伺います。

○小泉真志副委員長 経済部長中島俊明さん。

○中島経済部長 庁内連携についてであります。中国による日本産水産物の輸入停止措置は、生産から加工、流通に至る幅広い産業に大きな影響が波及しておりまして、水産林務部など関係部局間の連携は極めて重要であると認識しております。

道では、海洋放出の決定を受け、経済部や水産林務部などを構成員とする庁内連絡会議を立ち上げ、国等の動向や、各課が産業団体等から確認した道内の関連産業の状況、道の支援施策や取組内容などを共有いたしますとともに、本庁、振興局への特別相談窓口の設置、振興局における企業訪問や関連施策の周知、国に対する要請活動、東京電力の賠償に関する相談対応に、水産林務部と共同で取り組んでおりまして、今後とも関係部局との密接な連携の下、各般の施策を進めてまいります。

以上でございます。

○吉田正人委員 私もいつも悩むのですけれども、水産林務部と経済部は、加工屋さん関係になると特にまたいでしまいます。水産というのは、結構、取ってから最後に消費されるまで段階があります。その中において、どこからが経済部でどこまでが水産林務部かというのは、水産関係の方々も理解しづらい部分がありますので、いま一度、そういったところも今後の課題として整理する必要があるのかなというふうに思っています。

【第2分科会 12月8日 第3号】

そしてまた、前段で述べたように、今年は、全国からの支援だとか、マスコミ等の報道もあって取り上げられて消費も進んでいるのですけれども、来年もこの輸入禁止措置が続くとすれば、今年のように消費が進むかどうかというのが疑問になってきます。また、国でも、ベトナム等々での加工等の可能性に関して力を入れているようでありますけれども、長期的で時間がかかる政策がほとんどでありますので、やはり、敏速な対応というのは道がしっかりやるべきだというふうに考えております。

特に、補償・賠償問題は、漁連やニッスイさんなど大手の会社は東電との交渉もできるのですけれども、中小の事業者が、直接、東電との交渉となると足踏みをしてしまうので、泣き寝入りするようなことがないように、本庁、振興局がしっかりとサポートやアドバイスのできる体制が重要だというふうに私は思っております。

今回の海洋放出で中小の事業者が倒産するようなことがないように、経済部の今後の政策、取組に対して大変期待を申し上げ、部長の決意を最後に伺って、終わりたいと思います。

○中島経済部長 中国の水産物輸入停止措置への対応についてでございますが、中国による日本産水産物の輸入停止措置により、道内では、漁業はもとより、加工や流通などで大きな影響が生じているところでございます。

道では、関係機関と連携しながら、本庁、振興局に設置した特別相談窓口や企業訪問などを通じ、加工事業者の方々や卸売事業者の方々のニーズを丁寧に把握いたしまして、国の支援施策や条件を緩和した道の融資制度の活用などを促すとともに、商品開発や販路拡大などへの支援を行っているところでございます。

今後、東京電力への賠償請求も本格化してまいりますことから、道といたしましては、影響を受けている事業者の方々の皆様へのきめ細かな情報提供はもとより、丁寧な相談対応が図られるよう、庁内関係部局や東京電力とも密接に連携し、地域を支える事業者の皆様へ寄り添いながら、将来にわたり安心して事業を継続できるようしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

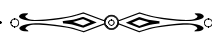
○吉田正人委員 よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○小泉真志副委員長 吉田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



午後2時43分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

滝口信喜君。

○滝口信喜委員 私から、洋上風力発電についてお尋ねをしていきたいと思っております。

御承知のとおり、石狩市沖など5区域が有望区域という中から、松前沖については法定協議会ができたということが報道されました。そのことに関して、幾つかの課題についてお尋ねをしていきたいと思えます。

道内5区域の総出力は、経産省の試算によれば最大385万キロワット、泊原発の総出力の207万キロワットの2倍弱、こういう水準に当たります。現状、国内外の企業が誘致に名乗りを上げているところであります。環境アセスメントも含めて、どんな状況か、お尋ねをしたいと思えます。

○大越農子委員長 風力担当課長横山諭君。

○横山風力担当課長 道内における事業計画などについてでございますが、現在、道内では、石狩湾新港の港湾区域内における洋上風力発電所が運転開始に向けた試運転を行っているほか、一般海域においては、令和5年5月に、石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖の5区域が、着床式の洋上風力発電に向けた有望な区域に整理され、また、令和5年10月には、岩宇・南後志地区沖、島牧沖の2区域が、浮体式での一定の準備段階に進んでいる区域に整理されたところでございます。

有望な区域の5区域におきましては、事業検討を行っている事業者がそれぞれ複数あるものの、調査段階から具体的な事業立案に進んでいるものなど検討の段階は様々であると承知していますが、このうち、環境アセスメントの手続を進めている案件は、石狩市沖で11件、島牧沖が3件、檜山沖が2件となっております。

○滝口信喜委員 洋上風力発電は、非常に関連分野の裾野が広いと言われております。道内への波及効果も期待されます。

人材の育成を含め、洋上風力発電の導入を今後どのように道内経済の振興につなげていくか、考えを伺っておきたいと思えます。

○大越農子委員長 資源エネルギー局長兼風力担当局長西岡孝一郎君。

○西岡資源エネルギー局長兼風力担当局長 道内経済の振興などについてでございますが、洋上風力は、発電設備で約2万点の部品が使われるなど関連産業の裾野が広く、港湾利用の増加や施設の維持管理による雇用の増加などが考えられますことから、道といたしましては、道内企業の参入可能性調査など、洋上風力に関するサプライチェーンの構築に向けて取組を進めているところでございます。

また、洋上風力は、洋上工事やメンテナンス作業など、海上での作業を含む幅広い分野における人材が必要になりますことから、道といたしましては、洋上風力に参入する企業に対する資格取得等に関する費用を助成するとともに、教育庁や関連企業と連携した出前講座などを進めており、こうした取組を通じて、洋上風力発電事業が道内の地域振興や産業振興に結びつくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 特に人材の育成をしっかりと果たしていただきたいなというふうに思えます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

次に、送電網の強化についてお尋ねをいたします。

北海道一東北間の海底送電線を増設し、容量を8倍近くにするという計画が報じられております。一方、道内においては、系統接続が困難な状況が再エネ導入の課題というふうに言われております。様々な事業者が計画をしている洋上風力発電が具体的に実現できるためには、この送電網の強化というのは極めて必要であります。道の見解を伺っておきます。

○横山風力担当課長 送電網の強化などについてでございますが、道内におきましては、これまで、系統の確保が課題の一つとなり、道内5区域が一定の準備段階に進んでいる区域となりましたが、令和4年度に国が実施した調査事業において、各区域の発電設備の出力規模の範囲を算定した上で、系統接続の蓋然性や接続費用について確認した結果、各区域の系統接続を確保できることが見込まれることとなり、有望な区域の選定条件を満たすと判断されたものと承知しております。

さらに、国では、適切な出力規模に対して必要な系統容量を国が暫定的に確保する仕組みである系統確保スキームについても制度設計を進めているところと承知しておりまして、道といたしましては、引き続き、こうした国の動向を注視するとともに、国に対し、域内の送電網の増強や、北海道と本州を結ぶ海底直流送電の着実な整備を求めてまいります。

○滝口信喜委員 域内の送電網の増強や海底直流送電の整備を国に求める、こういう答弁だろうと思いますけれども、このうち、今、具体的な整備に向けた動きとしてどう把握しているのか、伺っておきます。

○横山風力担当課長 送電網の強化についてでございますが、国は、GX実現に向けた基本方針におきまして、北海道と本州間の海底直流送電のうち、日本海側ルート200万キロワットについては、2030年度を目指して整備を進めることとしており、来年度の整備計画の策定に向けまして、現在、国と電力広域的運営推進機関において、実地調査等を踏まえ、本年度中を目途として送電ケーブルの敷設ルートや陸揚げ地点といった基本要件の策定などについて検討が進められていると承知しております。

道といたしましては、引き続き、国の動向を注視してまいりますとともに、国に対し着実な整備を求めてまいります。

○滝口信喜委員 次に、基地港湾についてお尋ねをいたします。

基地港湾については、様々、国と港湾管理者の間で、計画的に整備を進めるための検討がされているというふうに承知をしております。

一般的には、促進区域に近い、建設地に近い港が選定をされているケースが多いわけでありませうけれども、道内の基地港湾の指定に向けた動向について伺っておきたいと思っております。

○横山風力担当課長 基地港湾についてでございますが、国では、必要面積の確保や発電事業者における予見性向上の観点から、将来的に基地港湾指定の見込みのある港湾を整理するため、昨年度、全国の港湾管理者を対象として基地港湾の指定の意向を調査したところであり、道内の港湾は、稚内港、留萌港、石狩湾新港、室蘭港の4港について指定の意向が公表されております。

国においては、今後、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、その必要性が高まった段階で、指定に係る基準への適合性を確認し、判断を行うこととしており、道といたしましては、促進区域の指定に向けた取組に合わせて、発電事業者の動向や地域の状況、全国の基地港湾の取組などにつきまして、港湾管理者と情報共有を図るとともに、道内港の基地港湾への早期指定を国に要望しているところでございます。

○滝口信喜委員 次に、固定資産税について伺っておきます。

小樽市と石狩市の港湾区域の事例にも見られるように、洋上風力発電設備については、固定資産の価格配分といった課題もあるというふうに考えております。

今後、関係市町村の間でも同様の問題が想定をされるのではないかとこのように思いますので、道としての考え方、対応を求めておきたいと思っております。

○横山風力担当課長 固定資産税についてでございますが、海上に設置される洋上風力発電設備に係る固定資産の価格配分に関しましては、石狩湾新港の事例において協議に時間を要しているなど、事業を推進するに当たり、関係市町村間で早期に取り組むべき課題の一つと認識しております。

道といたしましては、関係市町村において円滑な協議が進むよう、先行している全国の状況を把握しながら、必要な助言や情報提供に努めてまいります。

○滝口信喜委員 いずれにいたしましても、これから、海域でこういう問題が起こる可能性が非常に高いと思っておりますので、しっかりした道の助言、アドバイス、こういうものを求めておきたいというふうに思います。

促進区域の指定に向けた今後の取組についてお尋ねをいたします。

先ほどもお話をいたしましたけれども、松前沖で初めての法定協議会が開催をされ、今後、様々、協議が進むだろうというふうに想定をされます。とりわけ、漁業者の理解促進や環境との共生は極めて重要な課題であるというふうに思います。

道として、このような取組を具体的に今後どう進めていくのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○大越農子委員長 経済部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○今井経済部ゼロカーボン推進監 今後の取組についてでございますが、再エネ海域利用法におきましては、有望な区域に選定された区域において、国と道が事務局となり、関係市町村や漁協、学識経験者等により構成される協議会を設置することとしておりまして、先月、道内では初めて松前沖の協議会を開催したところでございます。

協議会におきましては、地域の将来像を見据えた地域、漁業との共生策など選定事業者に求める事項のほか、事業や工事に当たっての留意点などについて協議し、協議会意見として取りまとめることとしておりまして、松前沖以外の4区域におきましては、開催に向けて地域の調整を進めておりまして、準備が整い次第、順次開催する予定でございます。

道といたしましては、道外先行地域の事例も参考にしながら、各区域の協議会において、漁業

【第2分科会 12月8日 第3号】

に支障がないことを丁寧に確認するほか、環境への影響、地域振興策などに関する協議が円滑に進み、地域と共存共栄する洋上風力発電事業が実現するよう努めてまいります。

以上でございます。

○**滝口信喜委員** ぜひ、漁業も経済もウィン・ウィンの関係になるようしっかりとした対応を求めておきたいと思えますし、道の計画でも、洋上風力発電は2030年までには150万キロワットという計画を持っていますから、それに向かって進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の課題に移ります。

ゼロカーボン北海道の取組についてであります。

ゼロカーボン北海道推進基金は、全国トップクラスの100億円の基金ということで、26事業、約19億円でスタートしています。しかし、議論にもありましたように、方針も策定されずスタートしたということからすると、このたび方針は示されましたけれども、具体的な財源の内訳は、選定された26事業の単なる財源の付け替えではないかと見られる事業もありますし、財源措置がある事業も入っており、どうも制度設計に問題があるのではないかとというふうに思っています。来年度に向けた事業の選定についても関わりがありますので、二、三お尋ねをしておきたいと思えます。

この基金は、以前にありました新エネルギー導入加速化基金、旧基金と申し上げておきますけれども、令和4年度までの6年間で58億8400万円の施策を展開してきたと承知をしております。

この評価について、また、これが新エネ導入をどう加速したのか、具体的な成果について、まず最初に伺っておきたいと思えます。

○**大越農子委員長** ゼロカーボン産業担当局長川畑千君。

○**川畑ゼロカーボン産業担当局長** 新エネルギー導入加速化基金事業についてでございますが、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業では、平成29年度からの5年間で5件の先駆的な取組を支援し、バイオマスなどを活用して地域に熱や電気を供給する取組や、太陽光発電や燃料電池などを組み合わせたマイクログリッドの構築などが実現いたしました。

また、非常時対応型モデルでは、令和元年度からの3年間で3件の取組を支援し、複数の新エネや蓄電池等を活用し、災害など非常時での対応を可能とするシステムの構築が実現したところでございます。

さらに、基金事業として、地域へのコーディネーター派遣により、新たな取組の企画、検討や、導入に向けた計画策定等を支援いたしましたほか、新エネ設備への補助事業などを実施してまいりました。

道では、こうした基金事業を通じ、令和4年度までの6年間で97市町村の取組を支援してきたところであり、新エネ設備の導入をはじめ、需給一体型のエネルギーシステムの構築といった各地の特性を生かした事業が展開されるなど、新エネの導入に向けた多様な動きが広がっております。

以上です。

○**滝口信喜委員** 今述べられましたけれども、市町村事業、道の直の事業、この成果並びに目標に対するその達成状況はどうだったのか、伺っておきます。

また、今後、100億円の事業に組み込むための判断基準について伺います。あわせて、この事業が、今後、何年間継続をしていくのか、この判断基準もしっかりと示すべきではないか、そして、今までやってきた事業の中で特筆すべき事業、これについてもお尋ねをしておきたいと思えます。

○**川畑ゼロカーボン産業担当局長** 新エネルギー導入加速化基金事業についてでございますが、新エネ導入加速化基金事業としての定量的な目標の設定はございませんが、道では、この基金により、平成29年度から令和4年度までに約59億円の施策を講じ、太陽光発電18件、木質バイオマスなどを活用したボイラー12台、小水力発電や地中熱ヒートポンプなどの整備を支援いたしましたほか、道有施設への新エネ導入を実施するなど、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、多様なエネルギー地産地消の展開を図ってきたところでございます。

地域の再エネ資源の最大限の活用は、ゼロカーボン北海道の実現に欠くことができないものであり、継続的な取組が必要でありますことから、新エネ設備導入等支援事業などを引き続き実施いたしますとともに、令和4年度からは、令和3年度まで実施いたしましたモデル事業の成果等も踏まえ、新エネと電気自動車の組合せによる活用や、需給一体型エネルギーシステムの構築、先端技術の実用化を支援するゼロカーボン地域プロジェクト支援事業を加えまして、新しい基金において地域の取組を支援しているところでございます。

○**滝口信喜委員** それでは、基金についてちょっと具体的に伺います。

いわゆる財政調整基金から25億円、この取崩しの考え方について伺っておきたいと思えます。

○**大越農子委員長** ゼロカーボン推進局長高山圭一君。

○**高山ゼロカーボン推進局長** 財政調整基金についてでございますが、当該基金は、予期しない歳出の増加や大幅な歳入減への備えはもとより、中長期的な視野に立った財政運営の観点から、年度間の財源調整による収支不足額の解消と政策推進に必要な財源の確保を図るため、これまでその確保に努めてきたところでございます。

ゼロカーボン北海道推進基金につきましては、中長期的な視点で継続的に施策を展開していく観点から、一定の規模を確保するため、企業局からの繰出金や寄附金のほか、一般財源により所要の財源を措置したところでございまして、その際、財政調整基金を活用したものでございます。

○**滝口信喜委員** 財政調整基金の取崩しに対して、今、説明がありましたけれども、言ってみれば、これは、必要やむを得ない財政需要に充てるためという、ここの項目を使っているというふうに思えます。

それで、今の財政調整基金は323億円というふうに伺っておりますけれども、道の財政標準規模からいけば約500億円というのが目標だろうというふうに思えます。さらにそれより上ではな

いかというふうにも言われております。

こういったような状況でこの基金がスタートするわけでありましてけれども、私は、企業局からの70億円と寄附金の5億円の合計75億円でスタートすべきで、寄附金をさらに増額させていく、こういったことが必要なのではないか、なぜ100億円なのか、極めて説得力に欠けるといふふうに思いますけれども、見解を伺っておきます。

全国トップクラスと表明しておりますけれども、この基金事業は、温室効果ガスの排出削減目標に一体、何%寄与するのか、目標も含めて伺っておきたいと思っております。

○高山ゼロカーボン推進局長 ゼロカーボン北海道推進基金についてでございますが、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、中長期的な視点で複数年にわたり安定的かつ継続的に施策展開ができるよう、一定規模の財源を確保するため、本年度100億円規模の基金を設置し、このたび基金の活用方針案を策定したところでございます。

本基金は、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けまして、地球温暖化対策推進計画を踏まえ、基金を充当する取組の柱立てを設定し、今後、再エネ等の導入の地域支援、産業振興、人材育成など、脱炭素に資する取組を進めていく考えであり、現時点において本基金による排出削減量をお示しすることはできませんが、本基金をはじめ、森林環境譲与税や循環資源利用促進税、国の補助金などの活用や、道民の皆様や事業者の方々の脱炭素の取組を促進するなどして、ゼロカーボン北海道の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○滝口信喜委員 500億円を積めるのかということ、所管が違いますから聞きませんが、この基金の事業について、26事業あるわけでありましてけれども、この選定の過程についてどういうふうに行ったのか、また、基金を充当した事業の評価については、しっかりとゼロカーボン推進局が直接評価すべきと考えますが、併せて伺っておきます。

○高山ゼロカーボン推進局長 ゼロカーボン北海道推進基金についてでございますが、活用方針案でお示ししました三つの柱立ては、地球温暖化対策推進計画の中で重点的に進める取組として定めまして、多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化、豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用、森林等による二酸化炭素吸収源の確保でございまして、本年度、基金を充当した26事業につきましてもこの中に該当するものと考えております。

また、本年度の充当事業の選定に当たりましては、脱炭素に関し、先駆性やモデル性、地域への波及性などを考慮して選定しておりまして、地域の新エネ導入拡大に関する取組支援のほか、洋上風力の加速化やエネルギー・環境産業の振興、地域の脱炭素化、行動変容の促進、地域と連携した太陽光パネルの導入支援などの取組を実施しております。

評価につきましては、事業所管部局が、事業実績を踏まえ、温室効果ガスの排出削減効果を評価するとともに、当局においても評価の確認を行い、次年度以降の施策展開に反映させていく考えでございます。

○滝口信喜委員 活用方針が示されました。旧基金——新エネルギー導入加速化基金からの継続事業のうち、新エネルギー設備等導入支援、ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業、新エネ

ルギー導入促進支援事業、並びに、これは新たなものですが、次世代半導体産業集積促進事業の事業内容について伺います。

また、私は、北海道環境財団の補助金は、これは一般財源で措置すべきと考えますが、併せて伺っておきます。

○大越農子委員長　ゼロカーボン戦略課長三ツ木寛史君。

○三ツ木ゼロカーボン戦略課長　各事業の内容などについてであります。まず、新エネルギー設備等導入支援事業については、地域における新エネ導入を加速させるため、新エネ導入の設計や設備導入の支援を行うものであり、ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業は、市町村や民間企業等が連携して実施する自立分散型エネルギーシステムや、地域マイクログリッド等の導入を支援、新エネルギー導入促進支援事業は、新エネ導入に係るコーディネーター派遣やエネルギーの地産地消の促進に向けたセミナーを開催、次世代半導体産業集積促進事業は、ラピダス社の次世代半導体の製造拠点整備に向けた支援や関連産業の集積促進に向けた取組を実施することとしております。

また、北海道環境財団補助金については、当該財団事業のうち、地球温暖化対策推進法に基づき指定されている地球温暖化防止活動推進センターが行う脱炭素に資する情報提供や、地球温暖化防止活動推進員の支援などの活動に要する経費について、ほかに基金を充当している道の事業と同様、道民の皆様の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進する取組であることから、基金を充当しているところでございます。

○滝口信喜委員　今、旧基金からの継続の内容を聞きました。これは3本あると思うのですが、金額でおおよそどのくらいですか。

○三ツ木ゼロカーボン戦略課長　新エネルギー設備等導入支援事業については予算額として5億5000万円、ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業については5億8500万円、新エネルギー導入促進支援事業については2600万円でございます。

○滝口信喜委員　足すと、大体11億円ぐらいだろうと思います。そうしますと、19億円のうちの11億円が旧基金から引き継いだ事業、こういうことになります。

そこで、この基金事業の選定について、多分、道庁内部でこの選定をしているのだろうと思いますけれども、やはり、この選定については、第三者を入れた審査会などでしっかり選定すべきと私は考えます。見解を伺います。

また、基金を充当した事業については、評価にも外部識者を入れて行うべきではないかというふうに思いますけれども、考えを伺っておきます。

○三ツ木ゼロカーボン戦略課長　基金事業についてであります。道においては、ゼロカーボン北海道の実現に向け、このたび策定した方針案に基づき、重点的に取り組む三つの柱立てに沿って、温室効果ガスの削減量や費用対効果のほか、先駆性やモデル性、地域への波及性なども考慮しながら基金の充当事業を検討、選定し、議会にお諮りしてまいります。

また、事業の評価については、事業の実施状況などを踏まえ、客観性や公平性を担保する観点

から、可能な限り温室効果ガスの排出削減量などを定量的に評価するほか、削減効果が数値化できない普及啓発事業などの取組についても、定性的に評価、確認していく考えでございます。

○**滝口信喜委員** 今、事業についてお聞きしましたけれども、引き続きの事業が大体半分以上を占めるということから言えば、何か非常に新鮮味に欠けるといいでしょうか、この辺は、100億円のトップクラスの基金の割にはどうかなというふうに思います。

これは、第三者としっかりと検討すべきだというふうに考えますけれども、再度、ちょっと伺っておきたいと思います。

○**三ツ木ゼロカーボン戦略課長** 基金事業についてでございますが、充当事業については、方針案に基づき、温室効果ガスの削減量なども考慮しながら検討、選定し、さらに、国の補助金やほかの財源などの活用も含めて、予算全体の中での調整も踏まえ、議会にお諮りしてまいります。

また、事業の評価については、事業の詳細を把握する所管部局及び当局により、可能な限り定量的に評価を行っていきます。

なお、基金事業も含め、地球温暖化対策推進計画に基づく事業については、毎年度、環境審議会に報告し、御意見をいただいているところでございます。

○**滝口信喜委員** やはり、全国トップクラスの基金の事業であります。26事業の選定は、それに見合う事業なのかどうか。私は、そういう意味では、事業を公募するとか、有識者から幅広い提案を受けるなど、こういう新たな手法を入れるべきだというふうに思いますけれども、これは指摘をしておきます。

次に、道有施設のZEB化等についてであります。

本年度、基金から充当した26事業の中には、道有施設のZEB化やLED化の事業が含まれております。そもそも、道有施設の脱炭素化には、私は、基金を充当すべきではないというふうに考えますけれども、見解を伺います。

○**三ツ木ゼロカーボン戦略課長** 道有施設の脱炭素化についてでございますが、ゼロカーボン北海道の実現に向けて策定した地球温暖化対策推進計画において重点的に進める取組の一つとして、多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化を定め、また、その中で、道自らが率先して温室効果ガス排出抑制のための取組を進めることとしております。

道としても、道有施設の脱炭素化を進めることは、道民の方々に脱炭素に関する意識を広めていくという観点からも重要な課題と考えておりますことから、LED化による省エネの推進や次世代自動車の導入などの取組に対し、基金の充当を検討してまいります。

○**滝口信喜委員** 今、答弁がありましたけれども、地方財政措置である脱炭素化推進事業債、この種の事業には90%の充当率で起債が認められております。さらに、その後、財源手当てといたしまして、交付税が大体3割から5割、30%から50%の財源措置があります。私は、こういった財源措置のある事業にこの基金を使うということについて、極めて問題があるというふうに思います。9割をこういう財源対策で行われて、残りの1割に基金を充当するということは、基金を使う上で極めて適切さを欠くというふうに私は考えていますけれども、見解を求めます。

また、公用車における電動自動車の導入についても、同様の財源が措置をされております。今後の対応について伺います。

道有施設については、必要に応じて財政調整基金を活用すべきで、1回、基金に財調を取崩して入れて、そこから使うというのは、やっぱり、ちょっとおかしい使い方ではないかと私は思います。

特にLED化については、言わば、これは庁舎管理の一環で、道庁だけが益を得るといふ、こういう状況でありますから、極めて問題があるというふうに思いますけれども、見解を求めます。

○高山ゼロカーボン推進局長 道有施設の脱炭素化についてでございますが、道としては、道有施設の脱炭素化を進めることは、道民の方々に脱炭素に関する意識を広めていくという観点からも重要な課題と考えておりまして、地球温暖化対策推進計画の取組の一つである道有施設のLED化やZEB化、及び、次世代自動車の導入等について基金を活用し、着実に進めてまいりたいと考えてございます。

また、起債を充当した残りの経費負担についてですが、道の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの、2030年度までに50%削減するという目標達成のためには、全体の5割を占める電気使用に伴う排出量の削減が重要でございまして、脱炭素効果や継続的な庁舎の電力使用量の削減につながる有効な手法と考えており、国の支援制度の活用に加えまして、基金を充当して取組を加速していく考えでございまして。

○滝口信喜委員 今、答弁がありましたけれども、この基金についての基本的な考え方が道から示されております。森林環境譲与税、循環資源利用促進税、国の補助金等の財源を活用できる事業は対象としない、これが基本的な考え方だというふうに思います。そうしますと、今の話からすると、9割の財源措置があつて残り1割に使うということは、私は、どうしても妥当性を欠くのではないかというふうに思います。

これは、例えば、一般会計から財調に25億円入っていたというのであれば、この25億円の中で、基金に入れずに事業を執行すべきではないかというふうに思います。

この基金についての基本的な考え方、対象としないという考え方と今の答弁について、再度、答弁を求めます。

○高山ゼロカーボン推進局長 道有施設の脱炭素化に関する御質問でございますが、起債を充当した残りの経費負担については、道の事務事業に伴います温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、2030年度までに50%削減するという目標達成のためには、電気使用に伴います排出量の削減が大変重要でございまして、そうした庁舎の電力使用量の削減につながります有効な手法として、道有施設のLED化を考えております。

そうした取組に対しまして、国の支援制度の活用に加えまして、基金も充当して取組を進めていきたいという考えでございまして。

○滝口信喜委員 基金事業では、寄附金の募集について、ホームページ上でこううたつていま

す。

地域が行うエネルギーの地産地消の取組、産業の振興や技術開発の促進、普及啓発、人材育成などの取組に活用します、こう明記されております。さらに、財源措置のある事業にまで活用するとすると、私は、本来の基金の趣旨とは異なるのではないかというふうに考えています。

私としては、道有施設の維持管理に伴うものについては、本来、充当すべきではない、これは庁舎管理の一環だというふうに思います。

一方、同じ道有施設であっても、広く道民が利用する施設、これらについては事業の選択ということも考えられるのかとは思いますが、やはり、財源措置のあるものについては対象としないという基本的な考え方を大きく超える事業の選択については、極めて問題があると思いますので、改めて伺っておきます。

○今井経済部ゼロカーボン推進監 道有施設への基金の充当についてでございますけれども、道では、国の交付金や起債制度などを活用しまして、道立学校などの学校施設のほか、振興局庁舎や警察庁舎など道有施設における照明のLED化設備を施設の改修、修繕に合わせて進めてきたところではございますけれども、これまでの厳しい財政状況によります予算の制約などもございまして、現在もLED化されていない施設が数多くあるところでございます。

一方で、2030年の削減目標の達成に向けましては、多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化の取組をさらに加速していく必要があるというふうに考えてございますので、道民の皆様や事業者の方々、市町村への支援にしっかり取り組みますとともに、それに併せて、道有施設の脱炭素化についても取組を進めてまいりたいと考えてございますけれども、基金を活用する施設につきましても、温室効果ガスの削減量や費用対効果、地域への波及性、そういったものなどをしっかりと考慮し、しっかりと検討して充当について考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○滝口信喜委員 道有施設のLED化については、いろいろと進めていると思います。世界的な流れの中で、コンパクト蛍光灯は2025年末で製造が禁止される等々、様々な世界的な動きがあります。

こういった中で、しっかりとした計画で今後進めることができるのか、例えば、その人材だとか機材の確保というのが可能なかどうか、皆さん方の考えを聞いておきたいと思います。

○大越農子委員長 地球温暖化対策担当局長西清人君。

○西地球温暖化対策担当局長 道有施設のLED化についてでございますが、道では、道の事務事業に伴い排出されます温室効果ガスの量を2030年度までに2013年度と比べ50%削減することを目標として、各般の施策を推進しているところでありまして、特に、排出量の半分以上を占めます電気の使用量の削減が重要と認識しており、照明器具のLED化にも取り組んでいるところでございます。

こうした中、さきにスイスで開催されました水銀に関する水俣条約第5回締約国会議で、2027

年末までに全ての一般照明用の蛍光灯について、その製造及び輸出入を禁止することが合意されたところであり、全国的にも照明器具のLED化が加速するものと考えられる状況でございます。

道といたしましても、2030年までの削減目標の達成に向けまして、脱炭素化事業債など国の支援制度も活用し、施設の計画的な修繕・改修時に加え、当面、修繕の見込みがない施設につきましてもLED化を実施するなど、取組を加速してまいりたいと考えてございます。

○滝口信喜委員 今、答弁がありましたけれども、委員長にお願いいたします。

これは、知事にもしっかりと聞いていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、いわゆる観光振興税についてお尋ねをします。

様々な議論がありましたから、前置きは省略をいたします。

コロナ禍前の1人1泊100円から、今回のたたき台に変わった大きな理由は何か、それから、定額制と定率制の考え方、今回は段階的定額制というふうになりましたけれども、これらについての考え方について、まず先に伺っておきたいと思っております。

○大越農子委員長 経済部次長兼誘客担当局長小田桐俊宏君。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 新税の税率等についてであります。コロナ禍以前の検討では、市町村税を含めた税負担などを考慮し、全道一律100円の定額制が望ましいとの方向性をお示しておりましたが、8月に開催した1回目の懇談会での御議論などを踏まえ、コロナ禍を経た中長期的な行政需要への対応や担税力を考慮した税率の設定といった視点も加味し、2回目の懇談会において、今後の議論のたたき台として段階的定額制のイメージを新たに提示したところでございます。

定率制につきましても、宿泊料金に応じた税収が期待できるといったメリットがある一方で、徴収に係る事務手続の煩雑さなどから、反対の御意見もいただいているところでございます。

道といたしましては、こうした状況も踏まえ、今後、市町村とも十分な調整を図りながら、用途の規模感なども含め、北海道全体として望ましい税収増となるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 先ほども名称の話がありましたけれども、いわゆる観光振興税というのと、宿泊業に限るということがちょっとどうなのかなと。宿泊業に限らず、幅広く観光事業から徴収をすべきという声もあるようでありまして、これについてはいかがですか。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 新税に関する検討の経緯でございますけれども、コロナ禍前の検討の頃から様々な税の手法を検討してきたところでございまして、例えば、入域行為に対する課税ですとか様々な選択肢を考慮している中で、今般、観光振興を目的とするという税の検討の中では、宿泊行為に対して課税することが望ましいのではないかとというようなことで議論を進めてきたところでございます。

以上でございます。

○滝口信喜委員 要望の中には、宿泊業だけではなくて、広く観光業界からもというのがありましたから、その辺で今お尋ねしておきました。

納税義務者について伺います。

東京、京都というのは、域外からの宿泊が圧倒的に多い地域です。一方、北海道は、宿泊の4割が道民であるというふうに言われております。道民は、道市民税なども納付していることは当然でありますけれども、さらに観光振興税ということになると重税感が増すものと考えますが、見解を伺います。

それから、外国人客のほとんどが、インターネットで予約し支払いを済ませてくるという認識であります。この場合、観光振興税をフロントで徴収することになり、トラブルの発生も想定されるのではないかと言われておりますけれども、この対応について伺っておきます。

○大越農子委員長 観光事業担当課長渡部泰明君。

○渡部観光事業担当課長 納税義務者についてであります。現在、道が検討している新税は、道内宿泊施設への宿泊行為を課税客体とするものであり、道民の皆様のみを課税の対象外とすることについては、税の原則である公平性に欠けるとの見解が国から示されており、困難と考えております。

道としては、新税の導入が、道民の皆様を含め、北海道を旅行される皆様の満足度や利便性の向上などに資するものとなり、納税をしていただく宿泊者の方々の御理解を得られるよう、税の使途や税制度についてさらに検討を進めるとともに、税の徴収を担っていただく事業者の皆様の事務負担の軽減につながる徴収方法や広報の在り方等について検討してまいります。

○滝口信喜委員 外国人客への対応については、現状、具体的な考え方はあるのですか。

○渡部観光事業担当課長 外国人への対応についてでございますが、道としては、新税の導入が、外国人の皆様を含め、北海道を旅行される皆様の満足度や利便性の向上などに資するものとなり、納税をしていただく宿泊者の方々の御理解を得られるよう、税の使途や税制度についてさらに検討を進めるとともに、税の徴収を担っていただく事業者の皆様の事務負担の軽減につながる徴収方法や広報の在り方等について検討してまいります。

○滝口信喜委員 今のところ、具体的なものがないというような答弁ですよね。この辺は、やっぱり、しっかりとした対応を求めておきたいと思えます。

次に、課税自主権について伺います。

これは、道に課税自主権があると同時に、市町村にも課税自主権があるわけであり。このたびのたたき台では、コロナ禍前、前回の検討経過で明記されているように、道の新税に市町村の宿泊税を独自に上乗せできる課税自主権の尊重について、しっかり図る意味からも、三つの案のうちの第3案が適切ではないかというのがあって、そういった意味では、今回のたたき台が、本当に市町村の課税自主権を尊重していることになるのかどうか、伺っておきます。

これまで導入を検討している7市から、道の懇談会において、いわゆる福岡方式を選択肢の一つとして検討してほしい、こういう発言があったというふうに承知をしています。しかし、この

福岡方式とは異なる段階的定額制でたたき台を示し、その後、結局、検討していた市町村は、道のたたき台に合わせるように、今、検討されているというふうに流れができています。

私は、やっぱり、道の果たす役割ということを考えたときは、179市町村のサポート役、事務局的な役割だというふうに思うのであります。市町村は、人口減少や人材不足の中で、例えば、オーバーツーリズム対策など深刻な問題を抱えております。市町村を主体にした制度設計を行うべきではないのか、市町村と一体となって観光・北海道というものをしっかり目指す、こういう姿勢が必要ではないかと私は思います。

しかし、道案を市町村へ押しつけているとは言いませんけれども、そう思われるような今回の在り方というのは、本当にいかなものかなというふうに思います。こういった状況の中、果たして総務大臣の同意を得ることは可能なかどうか、市町村の課税自主権の保障と併せて見解を求めておきたいと思えます。

○渡部観光事業担当課長 市町村との連携などについてはありますが、新税の導入に当たっては、道と市町村が有する課税自主権の下で、それぞれの行政需要に応じ、税制度の検討を行うべきものと考えております。

こうした中、現在、道内では、14の市町村において宿泊税の導入に向けた検討が進められており、道としては、これらの市町村の検討状況を踏まえながら、広域自治体と基礎自治体のそれぞれの役割を考慮するとともに、市町村の課税自主権にも配慮しつつ、北海道全体として望ましい税制度となるよう丁寧に調整を行ってまいります。

○滝口信喜委員 今の答弁では、道は本当に市町村の課税自主権を尊重しているという答弁には私はどうしても聞こえませんでした。

それでは、導入を検討されていた市町村は、オブザーバーとして参加した懇談会で、要するに福岡方式をやってくれ、検討してくれと言ったのに、そうしなかった理由、どういう理由でしなかったのか、これを明確にしてもらいたいと思えます。

○渡部観光事業担当課長 7市との調整についてはありますが、9月に開催した第2回の懇談会において、オブザーバーとして参加した自治体からそのような発言がございましたが、道としては、こうした自治体を含め、新税の検討を進めている市町村とは丁寧に調整を行ってまいります。

○滝口信喜委員 税の使途でありますけれども、先ほど来いろいろ議論がありました。いわゆる60億円ありきで、使途が明確ではないということは、報道によれば、どの意見交換でも結構出ているような内容だというふうに承知をしております。

この使途については、当然、市町村との分担を明確にするということが必要でありますけれども、納税者の方や徴収を担う事業者の方の共感を得られないというのが、今、幾ら丁寧に説明してもなかなか御理解をいただけない、進まないということになっているのではないかなというふうに思えます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

それから、この使途については、たたき台のペーパーを見ても、概略的な使途になっていますよね。三つの項目に分かれていて、ここから、本当にこれで何をするのかということを読み取ることはなかなか難しいのではないかというふうに私は思います。

この使途について、道が言う丁寧に説明をするために、今後、どんな資料を用いて丁寧に説明をしていくのか、お尋ねをします。

○渡部観光事業担当課長 新税の使途などについてであります。2回目の懇談会でお示しをしたたたき台には、観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実、危機対応力の強化という三つの柱に沿った使途の方向性ととも、コロナ禍を経て顕在化した新たな行政需要への対応なども考慮した税制度のイメージをお示しいたしました。

道としては、現在実施している市町村との調整や事業者の皆様からの御意見、さらには、納税をしていただくことになる幅広い方々の御意向を踏まえながら、たたき台でお示しをした内容を精査し、具体的な使途や税制度について所要の検討を進めてまいります。

○滝口信喜委員 だから、先ほど私が言ったように、その三つの柱立ては分かっているのですよ。これではなかなか進まないのが現状でしょう。目的税というのは、少なくとも、こういう事業をやりますからこのぐらいのお金が必要ですのでこれをお願いしますというのが、私は基本だろうと思うのです。

今の観光事業担当課長の答弁を聞いていると、ますますこの使途が分からなくなるといいますよ。それでは、この使途を明確にするというのは、税額が決まらないうちは使途は明確にしないということですか。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 新税の使途についてでございますが、現在、市町村と調整を進めておまして、その中で整理を進めております市町村の取組ですとか役割分担、道に期待されるもの、そういったものも踏まえまして、具体的な使途、そして規模感につきましても、今後、精査を進め、分かりやすくお示しをするよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○滝口信喜委員 ぜひ、分かりやすい説明をしていただくことを求めておきたいと思います。

新税の導入に当たって、基金を創設することを想定していると承知しております。

それでは、基金による事業と、一般財源による事業——観光予算ですね。今年であれば18億円ぐらいでしょうか。この基金による事業と一般財源による事業の区分けをどうするのか。

それから、積立金の話も出ております。これは、目標額を定めるというふうに答弁されておりますけれども、これはたまり過ぎるのではないかという話もありますし、この目標額というのは、一体、どの程度積み上げれば目標額になるのか。

そして、不測の事態に対応する基準については、先ほども幾つかの例を出されて、自然災害だとか様々なことを話されましたけれども、やはり、基金を積む、そしてこの基金の使途、これらについてどういうふうな見解を持っているのか、伺っておきたいと思います。

○渡部観光事業担当課長 基金の設置についてでございますが、新税の運用に当たりましては、目的税という性質を十分考慮し、税の目的や使途に応じた施策を計画的に実施することが求められ

ますことから、そのための基金を設置することは有効な手法の一つとなり得るものと考えております。

このため、道のたたき台では、徴税コストを除く税収分を基金に繰り入れ、毎年度の観光関連施策に充当するほか、税収の一部をあらかじめ定めた目標額に達するまで積み立て、災害など不測の事態に際し、旅行者をはじめ、国内外の方々への適切な情報発信など、影響を最小限に食い止めるための取組に充当していくことなどをお示ししております。

いずれにしましても、仮に基金を設置する際には、基金の対象とする事業なども含め、しっかりとルールを定めた上で、適切かつ効果的に運用していくことが重要であり、道議会での御議論などを十分に踏まえながら検討を行ってまいります。

○滝口信喜委員 今、答弁がありましたけれども、目標額に達するまで積み立てるということです。そうしますと、今、60億円で、積立金、充当事業、徴税義務者への支援と三つぐらいの区分に分かれておりますけれども、この目標額に達するまでというのは、一体、この全体の基金の中のどの程度を指しているのか、考え方をお聞きしたいと思います。

それから、先ほど言ったように、基金で取り組む事業と一般財源で取り組む事業、この区分というのは、制度設計をしっかりとしておく必要があるのではないかというふうに思います。そういう意味では、併せてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○渡部観光事業担当課長 積立金の目標額についてであります。これまでの災害や感染症などの緊急対策時における道費負担の例などを参考にしながら、具体的な使途や運用方法などについて検討を進めてまいります。

また、基金による事業についてであります。仮に基金を設置する際には、基金の対象とする事業なども含め、しっかりとルールを定めた上で、適切かつ効果的に運用していくことが重要であり、道議会での御議論などを十分に踏まえながら検討を行ってまいります。

○滝口信喜委員 観光振興機構についてお尋ねをいたします。

PR、プロモーション活動等は、本来、観光事業者の営業活動の一環でありまして、事業者自らの発意に基づき、フランクな交流を通して様々な事業提携なども生まれてくる、こういうふうを考えます。

こうした活動は、民間に任せる分野であり、取組状況並びに検討状況について、今、どのような状況なのか、伺っておきます。

観光振興機構は、自由度を担保するため、設立の基本に立ち返り、民主導、基本財源は官民同等の負担であるべきだというふうに私は常に考えております。しかし、現状は、自主財源不足ということが指摘をされております。新税を安易に機構の財源にするならば、税の本質に本当に沿うのかというふうに思いますので、見解を求めます。

そもそも新税は、結局、納税義務者をお願いをして行うわけでありまして、やはり、行政は政策目的に合った活動をやっていくべきでありますし、機構の財源は、本来、観光客でなく、業界自体が負担を考えるべきで、行政はその中の事業でしっかりと支援をしていく、委託を

していくということが必要なのではないかなというふうに思います。

これら観光振興機構の在り方についてお尋ねをしたいと思います。

○大越農子委員長 経済部観光振興監榎信彦君。

○榎経済部観光振興監 観光振興機構と新税との関わりなどについてでございますが、機構は、民間事業者をはじめ、市町村や地域の観光団体など、観光に関わる幅広い会員から成る公益法人でございます。本年6月に見直した新たな役員体制の下で、新会員の勧誘やキャラクターグッズの販売強化といった、自主財源のさらなる確保に向けた取組などを精力的に進めているものと承知しております。

道では、本道の観光振興に向けまして、民間のノウハウや官民のネットワークなどを活用し、より効果的な施策の展開を図るため、機構からの提案要望なども参考にしつつ、毎年度の予算編成の中で負担金事業等の精査を行っております。

いずれにいたしましても、新税の運用に当たっては、これまでの機構事業に対する道の負担の考え方や、今後、機構が担うべき役割などを勘案するとともに、納税をしていただく方々の御理解が得られるよう、道議会における御議論も十分に踏まえながら検討してまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 今、税についていろいろ議論をしてまいりました。

現状は、意見交換会、説明会、そして、宿泊者に対するアンケートを、多分、来年の1月中旬ぐらいまでにやるというふうに承知をしております。先ほどもちょっとお話を申し上げましたけれども、市町村は、当初案から、今回、たたき台として示された道案に変更して、様々、検討されているというふうに承知をしております。

そういった意味では、使途だとか様々なことは、これから具体的にいろんな意見を聞いていくにしても、この段階的定額制はほぼ変わることがないのではないかなというふうに思います。といいますのは、これを変えてしまうと、また市町村はさらに変えなくてはならない、こういう事象が起きるのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、やっぱり、市町村の課税自主権をしっかり尊重して、市町村と協議をする中でやっていくと。もちろん、宿泊業者、観光業者もそうでありますけれども、市町村と道との関係からいくと、この辺の対応をしっかりすべきではないかというのが一つであります。

それから、知事もこの定例会で様々な発言をしていますけれども、とにかく担当者が丁寧に各地でそれぞれ説明をしている、こう言っておりますけれども、やっぱり、知事が、この観光振興税は、これからの北海道の観光にとって必要なのだと、強力なメッセージを道民に対してしっかりと打つべきではないかというふうに思います。

今、やり取りをしましたがけれども、先ほどの答弁は本当に具体性に欠けた答弁で、意見交換会のときはまた議会の答弁は違うのかもしれませんが、とてもこれではなかなか議論が進んでいかないなという気がいたしました。

報道によりますと、札幌市は、2025年の秋にも導入かというような動きもあるようであります

し、今後、総額や導入時期などについて、道と折り合いをつけていきたいというような発言もあったと報じられております。

そういった意味では、今後の流れは一体どうなっていくのか、そして、少なくともあの工程表によりますと、新税の導入を表明してから、条例施行、そして徴税を開始するまで約20か月というふうに資料では書いております。そうしますと、いつになったらこの成案が出るのか、そして、さらにそれからどうなるのかということになると、これから一体どういうふうな工程を歩むのか、ひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○榎経済部観光振興監 新税に関する今後の対応についてでございますが、現在、道では、新税の検討を進めている市町村に赴きまして、調整を進めるとともに、事業者の皆様からも御意見を伺っているところでございます。

こうした調整、御意見を踏まえて、道としては、具体的な使途の内容、規模感、税制度等について、今後さらに精査を進めながら、北海道全体にとって望ましい税となるよう、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○滝口信喜委員 委員長にお願いいたします。

これも、知事にしっかりと問いただしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、北海道半導体関連産業振興ビジョンについてお尋ねいたします。

本会議、各委員会でもいろいろ議論になっております。前置きは省略をいたします。

半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、その効果をもって全道に波及をさせていく、こういうような考え方だと思います。複合拠点が実現することの必要性、これは当然でありますけれども、具体的にこれからどんな構想を持ってこれを進めていこうとするのか、まずお考えを聞いておきたいと思っております。

○大越農子委員長 次世代半導体戦略室参事宮崎裕一君。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 複合拠点についてであります。本道では、半導体の先進地である九州などと比較しますと、集積は低いものの、道央や道南を中心に半導体関連企業が立地していますほか、ラピダス社の立地を契機としまして、本年10月には、北海道大学が学内の総合窓口となります半導体拠点形成推進本部を設置し、また、旭川高専や釧路高専が新たに半導体の科目を開講するなど、人材育成の取組を強化する動きも見られるところであります。

こうした中、ビジョンの骨子案では、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を目指し、まずは、ラピダス社が進める次世代半導体製造拠点の整備事業に対し、必要な支援を行いますとともに、半導体関連産業の集積、産学官連携によるイノベーションの創出、そして、人材の安定供給に取り組むこととしております。

○滝口信喜委員 次に、道が目指す複合拠点の実現に向けては、当然、担い手となる人材の確保というのが必要であります。

とりわけ、この半導体産業においては、世界的にも人材不足というのが懸念をされているという状況の中で、もちろん、道内や国内における人材の確保にも取り組みますけれども、海外からの技術者の招聘といたしまししょうか、誘致も視野に入れていく必要があるのではないかと、そのために、外国人が住みやすい受入れ環境の整備をどう具体的につくっていくのか、そういった面について見解を求めておきたいと思っております。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 外国人技術者等の受入れ環境についてであります。ラピダス社の立地を契機としまして、同社と協力関係にあるラムリサーチ社やA S M L、I M E Cなど、海外の大手半導体関連企業や研究開発機関による道内での拠点設置に向けた動きが見られます中、今後、海外からの技術者や研究者の方々に向けた住環境や教育環境の整備について検討していく必要があるものと認識しております。

このため、道では、引き続き、海外企業等による道内進出の動きを注視しながら、受入れ環境の整備に向けた課題の把握に努め、関係市町村等と連携し、海外人材の誘致につながる対応について検討してまいります。

○滝口信喜委員 ぜひ、そういう環境整備に向けて今からしっかりと計画を立てていただきたいと思っております。当然、インターナショナルスクールだとか、様々なことが必要になってくるのではないかとこのように思っております。

全道への効果の波及についてであります。

様々な議論がありますけれども、ビジョンの骨子案については、年内にも目標値を設定し云々というふうに聞いております。例えば、道内の4圏域に対して、何らかの目指す姿というものと同時に示すべきではないかというふうに思いますが、見解を伺っておきたいと思っております。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 目標値の設定についてであります。ビジョンの骨子案では、目指す姿として、道央圏に複合拠点を実現し、道内各地の拠点と有機的に結びつけて半導体エコシステムを構築しますほか、本道に優位性のある1次産業や観光業などのスマート化を図るとともに、投資や関係人口の拡大などの効果を積極的に取り込み、本道全体の経済活性化を図ることとしております。

道といたしましては、この目指す姿の実現に向けまして、道央圏以外の地域や産業にも詳しい有識者の方々の御意見などを伺いながら、関係機関等との調整を進めており、地域における関連産業の状況も注視しつつ、年度内のビジョン策定に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

○滝口信喜委員 議会の議論でも、道内全体にどのような波及効果があるのかということが議論の中心でありますので、ぜひ、早急に示す、そういう努力を求めておきたいと思っております。

それから、道内のサプライチェーンの構築についてであります。

道内においても、50社近くが様々なことをやっているというふうに聞いております。やはり、これがどう具体的にラピダス社に参入をすることができるのか、様々、難しい課題も抱えていますけれども、本道に2次産業をしっかりと根づかせる、非常に大事なことはないかというふうに思います。

道内の産業発展にとって、千載一遇のチャンスを逃がすことなく、しっかりとした指針、計画を立てて、本道の半導体関連産業の振興を図るべきと考えますが、見解を伺っておきます。

○大越農子委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 半導体関連産業の振興についてであります。本道は、全国と比べ、総生産に占める製造業の比率が低い産業構造にあり、力強い経済の実現に向けましては、経済波及効果が高いものづくり産業の振興が重要と認識しております。

このため、道では、このたびのラピダス社の立地を最大限に生かし、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させていくための今後の取組の指針となるビジョンにつきまして検討を進めているところでありまして、このビジョンの下、市町村等と連携した受入れ環境の整備や道内企業の参入促進等に取り組むとともに、国内外の半導体関連企業の誘致やスタートアップ等の創出を戦略的に展開し、道内のサプライチェーンの強化を図るなど、半導体関連産業の振興に取り組むことにより、本道のものづくり産業の強化につなげてまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 複合拠点構想もありまして、それを各圏域につくっていくということでもありますから、そこに、今、取り組んでいる企業などともしっかりと連携を取りながら、ぜひそういう方向に向かっていていただきたいというふうに思います。

ラピダス社は、2022年の8月の会社設立以降、今年9月には工場建設に着手をし、そして、2025年にはパイロットラインが稼働し、2027年には量産製造開始を目指す。国家プロジェクトということで、かなりなハイスピードで物事が進んでいきます。小池社長も、常にスピード感を持って、当たり前じゃないことをやっていく、こういった決意を述べられていると承知をしています。

このビジョンについて数点伺ってきましたけれども、ラピダス社のこのスピード感に本当についていけるビジョンになっているのかどうかということを考えさせられるところであります。

九州では、シリコンアイランドというのが既に確立をされていて、そこに受託製造大手のTSMCが立地をするということで様々な動きが今あるわけでありましてけれども、北海道での半導体産業の振興は、言わば、全てが初チャレンジであり、ラピダス社のプロジェクトの成功が大前提になるわけでありまして。

これまで、道は、首都圏などからの本社、本社機能の移転誘致に盛んに取り組んできて、その実績もあるわけでありまして。私は、ラピダス社が北海道にしっかりと根差し、単なる製造拠点ではなく、名実とも北海道のパートナーとなって大きな付加価値を生み出していくためには、本社及び本社機能が北海道にあったほうがよいと考えますが、道の見解を伺っておきます。

○大越農子委員長 次世代半導体戦略室長青山大介君。

○青山次世代半導体戦略室長 ラピダス社への対応についてでございますが、道では、半導体の複合拠点の実現に向けましては、まずはラピダス社が進めております次世代半導体の量産技術の

【第2分科会 12月8日 第3号】

確立を成功させることが何よりも重要と考え、2025年のパイロットラインの稼働、2027年の量産化に向けたスケジュール達成を最優先に、必要な支援に迅速に取り組んでいるところでございます。

ラピダス社では、1月下旬に千歳事務所を開設すると表明したばかりでございまして、道といたしましては、半導体の製造に加え、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を目指していく中で、必要な情報共有、連携を図りながら、同社による本道への投資や本社機能などの組織体制について動向を注視してまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 ぜひ、注視するだけではなくて、積極的なアプローチを求めておきたいと思えますけれども、半導体のビジョンの関係については知事にもお伺いをしたいと思えますので、委員長、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の項目であります。

価格高騰等経済対策についてお尋ねをします。

このたびの追加提案された予算案を見ますと、その財源は、ほぼ国からの交付のみという状況でありまして、なかなか道の単独施策は見当たらないのではないかなというふうに思っております。

我が会派も、先日、知事に対し経済対策に向けた予算要望を行い、その中で、国のメニューだけの補正予算ではなくて、ぜひとも、道独自の予算措置をするように求めたところであります。

国のメニューを中心としたこの内容で十分と考えているのか、まず見解を伺っておきます。

○大越農子委員長 経済部次長兼経済企画局長佐藤秀行君。

○佐藤経済部次長兼経済企画局長 価格高騰等経済対策についてでございますが、道では、物価高騰などに係る施策の検討に当たりましては、様々な手法により、道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズの把握に努めており、このたびの経済対策におきましては、国の交付金による推奨事業メニューの趣旨に沿った事業としまして、エネルギー価格高騰の影響緩和や、コスト高に直面する1次産業や中小・小規模事業者の方々に対する経営支援に加えまして、メニューに直接例示されていない人手不足への対応や子育て世帯への支援など、所要の補正予算案を本定例会に提案させていただいたほか、既決予算を活用しました低所得者の方々を支援する福祉灯油事業の交付基準額の引上げなどの対策を追加することとしたところでございます。

以上でございます。

○滝口信喜委員 このたびの補正予算を見ると、そのほとんどが繰越明許費の計上となっております。そうしますと、これは令和6年度までまたぐものとなるわけでありまして。

そこで、これまで補正予算で措置してきた経済対策予算の執行状況はどうなっているのか、伺っておきたいと思えます。

○大越農子委員長 経済企画課長佐藤正人君。

○佐藤経済企画課長 経済対策予算の執行状況についてでございますが、道では、物価高騰によ

る生活や経済への影響緩和に向け、本年5月に価格高騰等経済対策を策定し、市町村や関係機関とも連携し、活用の促進を図るなど、円滑かつ迅速な執行に努めてきたところであり、これまで補正で措置した関連事業予算は、いずれも今年度内に事業執行が完了することとなっているところでございます。

こうした中、一部事業におきまして、事業者の方々から想定を上回る申請があり、予算不足となったことから、第3回定例会で増額補正したケースがあったものの、事業期間が終了していないものもありますが、現時点におきましては、多くはおおむね想定どおりの執行となっているところでございます。

○滝口信喜委員 道の補正予算が年内に成立をし、早期に執行されることを、価格高騰に苦しむ道民や中小企業者は期待をしています。

令和6年度への繰越しを前提とすると、この執行に当たり、事業着手が遅れるというふうに予想されます。できる限り早期に執行されるための様々な対応について見解を求めておきたいと思えます。

○佐藤経済企画課長 関連事業の執行についてでございますが、このたび御提案させていただきました経済対策の関連事業につきまして、期間が短く、年度内に事業執行完了することが難しいため、多くの事業で繰越明許費として所要の措置を講じることとしたものの、国からは、このたびの経済対策につきまして、地方自治体での早期執行を求められているところでございます。

道といたしましては、現下のエネルギーや物価高騰の厳しい状況を踏まえまして、所要の補正予算案を議決いただいた後、直ちに準備に着手することとしており、例えば、お米・牛乳子育て応援事業では、過去の申請内容を基に簡易な申請ができる仕組みを導入するなど、支援を必要とする皆様に一日も早くお届けできるよう迅速な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 観光関連業界に対する支援について伺います。

御案内のとおり、旧正月からゴールデンウィークまでの端境期対策として、需要喚起策を講じていただきたいという旨の要望を受けております。

この端境期における観光需要予測を、道は、どの程度、どう推測をしているのか、伺っておきたいと思えます。

○大越農子委員長 観光振興課長藤田栄一郎君。

○藤田観光振興課長 観光需要の動向についてでございますが、本道においては、本年5月の新型コロナの5類への移行などを機に観光需要の本格的な回復が進んでおり、観光庁の宿泊統計によりますと、本年9月の延べ宿泊者数は、前年同月比で113%、コロナ禍前の2019年と比較いたしますと、108%という高い水準となっております。

一方、インバウンドの宿泊者数に限ってみますと、2019年9月比で96%となっておりますが、全国では118%とより高い水準で伸びており、中国からの団体客の戻りが鈍いことなどがその要因と考えられます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

こうした状況を踏まえますと、例年、本道の観光入り込みが最も落ち込む3月、4月の観光需要については、必ずしも楽観視できないものと認識しております。

以上でございます。

○滝口信喜委員 需要喚起策の必要性についてお尋ねをします。

コロナ禍前の水準に順調に推移をしているというふうに言っておりますけれども、いわゆる交通インフラの弱い道東方面は、この先のオフシーズンは非常に苦戦することが予想されます。

今回の追加補正予算には、残念ながら需要喚起策が計上されておられませんけれども、この点についての必要性の認識はないのか、また、こういったことが本部会議で議論をされなかったのかどうか、伺っておきたいと思えます。

○榎経済部観光振興監 観光需要喚起に向けた今後の取組についてであります。長期にわたるコロナ禍において激減しておりました観光需要も、ようやく本格的な回復が進んでいる中、道としましては、これから迎えるウインターシーズンにおいて、その動きを確かなものとするとともに、例年、最も観光需要が落ち込む春期に向けた対策をしっかりと講じていくことが必要と考えております。

このため、道では、庁内での議論も踏まえ、既決予算を活用し、年明けから年度末にかけて国内の主要都市や欧米、東南アジアなどを対象とした誘客プロモーションを集中的に行うほか、市町村や交通事業者と連携をし、インターネットや交通媒体を活用しながら、道内各地の旬の魅力をPRするキャンペーンを実施することとしており、こうした取組を通じ、本道観光の一層の振興につなげてまいります。

以上です。

○滝口信喜委員 先ほどの答弁で、楽観視できない状況だということでしたので、プロモーションだけで本当に十分なのかと思えます。

次に進みます。

生活者支援について、お米券、牛乳贈答券の配付については、様々、議論が出ておりました。いずれにしても、委託事業に係る手数料が高額であるとか、執行面での様々なトラブル、そして、委託業者の正確な業務執行などの課題がありますので、これらにしっかり対応することを求めておきたいと思えます。

次に、燃料油の価格抑制についてお尋ねをします。

燃料油価格激変緩和対策の措置期間を、年末から2024年4月末まで延長したというふうに承知をしておりますけれども、この価格高騰は道民の暮らしや企業活動に大きな影響を与えます。

これまでの本対策の効果や課題に対する受け止めについて伺っておきたいと思えます。

○佐藤経済企画課長 燃料油の価格抑制についてでございますが、これまで国が実施してまいりました燃料油価格激変緩和措置により、ガソリンや灯油、軽油などの価格抑制が図られ、積雪寒冷で広域分散型といった地域特性を有する本道におきまして、冬期間の暖房や自動車向けの燃料需要が多いことから、道民の皆様や事業者の方々の負担軽減につながっているものと考えている

ところでございます。

一方で、緩和措置が終了することとなった場合は、価格が再び高い水準となることとなり、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営への影響が懸念されるところでございます。

以上でございます。

○滝口信喜委員 今、政府は、トリガー条項の凍結解除について協議をしていると報じられております。私もよく分かりませんが、この発動による減税等のメリット、デメリット、さらに、こういうことになった場合、本道はどのような影響を受けるのだろうかというふうに思いますが、分かる範囲でお尋ねをしておきたいと思っております。

○佐藤経済企画課長 トリガー条項凍結解除の影響などについてでございますが、現在実施されております燃料油価格激変緩和措置は、ガソリン価格の基準額である168円との差額を基に元売業者に補助する仕組みである一方、トリガー条項は、ガソリンの価格が3か月連続で1リットル当たり160円を超えた場合に特例税率分を引き下げるものでございますことから、価格抑制に係るメリットの比較は一概には難しいものであります。

一方、仮に、今後、トリガー条項が適用された場合、特例税率分の価格が引き下げられる一方で、対象外となる重油や灯油の価格は下がらず、加えて、軽油引取税及び地方揮発油譲与税の特例税率相当分が減収となり、地方公共団体の税収への影響が懸念されるところでございます。

以上でございます。

○滝口信喜委員 今後の経済対策についてお尋ねをします。

今年度を振り返ると、骨格予算であった当初予算に加え、第1回臨時会で経済対策予算が成立し、さらに、第2回定例会で補足し、今年度の経済対策の全体像が予算化されたわけでありませう。

第3回定例会では、一部事業に増額補正を余儀なくされたところでありませうけれども、さらに、今回、国の経済対策に呼応し、このたびの提案となったわけでありませう。しかし、いまだに継続するエネルギー価格・物価高騰の状況を見ると、今後とも切れ目のない景気対策を講じていくことが重要であるというふうに考えませう。

令和6年第1回定例会においても、必要な補正予算や令和6年度当初予算など、道民生活や事業者を取り巻く経済状況に適時的確に対策を講じるべきと考えませうが、どのように取り組むか、所見を伺っておきたいと思っております。

○中島経済部長 今後の経済対策についてでございますが、エネルギーや原材料価格の高騰が長期化しており、冬を迎え、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営は大変厳しい状況にありませうことから、道では、道議会の皆様から頂いた御要望や、振興局や道の各種調査などを通じて把握した道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズを踏まえ、必要な追加対策を取りまとめ、所要の補正予算案を提案したところでございませう。

道といたしましては、議決いただいた後には、市町村や関係機関とも連携しながら各般の施策の迅速かつ効果的な執行に努め、支援を必要とする皆様にも一日も早くお届けできるよう取り組み

【第2分科会 12月8日 第3号】

ますとともに、引き続き、経済対策推進本部や各種調査を通じ、道民の皆様や事業者の方々の状況把握に努め、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 ぜひ、切れ目のない対応を求めておきたいと思ひますし、この経済対策全体について知事にも聞いておきたいというふうに思ひますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願ひし、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○大越農子委員長 滝口(信)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中村守君。

○中村守委員 通告に従ひまして、以下、経済部所管事項につきましてお伺ひいたします。

まず、物価高騰対策についてでございます。

エネルギーや原材料価格の高騰を受け、電気、ガス、食品やサービス、様々な分野で価格高騰が続き、企業収益や家計の実質所得が圧迫をされ、先の見えない不安の中、事業者の経営環境や道民の生活へのさらなる負担が増大することが懸念をされております。

まず、本道経済の現状を道としてどのように認識されているのか、お伺ひをいたします。

○大越農子委員長 経済調査担当課長吉田光幸君。

○吉田経済調査担当課長 本道経済の現状についてであります。道内においても、昨年4月以降、消費者物価指数が急速に上昇し、高止まりを続ける中、長期に及ぶ物価上昇が道民の皆様の生活に多大な影響を及ぼしているとともに、道が企業経営者を対象に実施している調査では、原油・原材料価格の高騰が経営に影響していると回答した企業が、依然として9割を超えて推移しているなど、道民の皆様や事業者の方々にとって大変厳しい状況が続いているものと認識しております。

現在、個人消費や観光などを中心に経済活動に持ち直しの動きが見られるものの、物価の先行きは見通せず、これから暖房需要が高まる冬を迎える中で、道民の皆様や事業者の方々に及ぼす影響は今後さらに増すことが懸念されます。

以上でございます。

○中村守委員 あらゆる道民にとって、また、全ての事業者にとって大変厳しい経済状況が長期化しており、出口が見えないという認識であるというふうに理解をいたしました。したがって、切れ目のない対策が必要ということになるかと思ひます。

次に、価格高騰等経済対策の考え方についてであります。道では、国の交付金も活用し、物価高騰対策として必要な対策を取りまとめ、価格高騰等経済対策を改定するとともに、所要の補正予算案を提案したものと承知をしております。

この対策の改定に当たり、道としてどのような考え方で検討してきたのか、お伺ひをいたします。

○大越農子委員長 経済部次長兼経済企画局長佐藤秀行君。

○佐藤経済部次長兼経済企画局長 対策の改定についてでございますが、先月決定いたしました国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」におきまして、物価高対策のための重点支援地方交付金が追加配分されることとなりまして、国会で関連予算が成立したところでございます。

このため、道では、道議会の皆様から頂いた要望や、振興局や道の各種調査などを通じて把握しました地域や事業者の方々の実情やニーズを踏まえ、国が示しました交付金の推奨事業メニューを参考として、エネルギー価格高騰の影響緩和、コスト高に直面する1次産業や中小・小規模事業者の方々の経営支援に加えまして、子育て世帯への支援、さらには、既決予算を活用しました福祉灯油事業の交付基準額の引上げなどの対策を追加いたしまして、価格高騰等経済対策を改定することとしたところでございます。

以上でございます。

○中村守委員 我が会派としても、知事に予算要望等を行いましたところでありますし、各会派としても行ったものと思います。そうしたニーズや現場の声を十分に反映して策定いただいたものと承知をいたしました。

中身に入ってまいります。次に、特別高圧電力利用事業者に対する緊急支援事業についてでございます。

電気料金高騰の影響などにより、道内の中小・小規模事業者の経営は依然として厳しい状況に置かれており、特に、経営基盤の弱い事業者ほど、これらの影響を受けやすくなっているものと承知をしております。

道は、本年第2回定例会で措置された本事業を通じ、国の支援の対象となっていない特別高圧の電力を利用している中小企業者等に対し、本年1月から9月までの利用分を対象として電気料金負担軽減のための支援を行ってきたものと承知をしておりますが、このたびの追加提案において、10月以降の利用分についても支援することとしたと承知しておりますが、その考え方についてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 中小企業課長菅野則彦君。

○菅野中小企業課長 事業の考え方についてでございますが、国では、先月策定した総合経済対策において、低圧・高圧電力の利用者に対し、来年5月末まで、電力小売事業者を通じ、引き続き、電気料金の値引きを行うこととしたところでございます。

これに伴い、国から各都道府県に対し、これまで実施してきた特別高圧を利用する中小・小規模企業に対する支援について、重点支援地方交付金を活用した継続の依頼がありましたことから、道といたしましては、電気料金高騰の影響により依然として厳しい経営環境に置かれている中小・小規模企業の皆様の現状に鑑み、本年10月から来年5月までの利用分についても支援を行うこととしたものでございます。

○中村守委員 国の総合経済対策でカバーされなかった特別高圧の利用者に対して、1.8円毎キロワット時の支援の継続ということで、来年の5月までということが理解できました。

【第2分科会 12月8日 第3号】

続きまして、中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業についてでございますが、道は、本事業を通じて、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小・小規模企業に対し、省エネ設備やデジタル技術を導入する場合に支援を行うということですが、実施の理由などについて、本事業の趣旨についてお伺いをいたします。

○菅野中小企業課長 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業についてですが、道内の中小・小規模事業者を対象とした各種アンケート調査の結果によりますと、価格高騰等の影響は道内の全業種にわたっていること、全国に比べ、価格転嫁が進まず、経営基盤が依然脆弱なこと、省エネ化やデジタル技術導入による経営改善に対するニーズが高まっていることなどが明らかとなったところでございます。

このため、道では、エネルギー価格や物価高騰の影響により厳しい経営状況にある中小・小規模事業者の皆様が取り組む省エネ設備やデジタル技術の導入を通じた経営コストの削減や、業務の省力化、効率化を支援し、幅広い企業の経営改善に資するため、本事業を実施しようとするものでございます。

○中村守委員 本事業によって、業務の省力化、効率化による経営改善のための投資を後押しするということが、中小企業への支援を行うということであると認識をいたします。

次に、LPガス利用者への支援ですが、道は、LPガス利用者の負担軽減を図るため、本年の第1回臨時会でLPガス利用者緊急支援事業を措置したところでありますが、今回、この事業を継続することとした理由と、今後どのように事業を進めていくのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 エネルギー政策担当課長篠原裕史君。

○篠原エネルギー政策担当課長 LPガス利用者緊急支援事業についてでございますが、道では、エネルギー価格が上昇する中、直接的な支援策が講じられていなかったLPガス利用者の皆様の負担軽減の一助となるよう、販売事業者の方々を通じて利用料金の値引きを実施したものの、LPガス料金が依然として高い水準で推移していることを踏まえまして、このたび、利用者の皆様への再度の支援を行うこととし、必要な予算案を本定例会に提案したところでございます。

事業の実施に当たりましては、今回も、多くの販売事業者の方々に御参加いただけますよう、事業者への働きかけや申請事務のサポートを行う業界団体の皆様としっかりと連携しながら進めていくこととしており、価格高騰の影響を受けているLPガス利用者の皆様に広く支援が行き届くよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中村守委員 この事業も、先ほどの特別高圧の電力と同様、国の政策が直接及ばなかった道民あるいは事業者に対する支援の一環でありますし、金額が小さいように見えますが、大変喜ばれておりまして、現場でもそういう声を聞いております。

次に、子育て世帯への支援についてでございます。

道は、これまで、食料品などの価格高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、商品券等8160円分を支給するという北海道お米・牛乳子育て応援事業を実施してきたところと承知をしておりますが、その実績と効果についてどのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 経済企画課参事佐藤匡法君。

○佐藤経済企画課参事 事業の実績と効果についてであります。本事業は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、商品券等を支給するものであり、これまで、対象世帯の87.4%となる約34万1000世帯から申請があったところであります。

受給世帯からは、家計が助かった、事業の継続実施を希望などといった声をいただいております。本事業により、多くの子育て世帯に支援が行き渡り、北海道産のお米や牛乳の消費喚起にもつながったものと認識しております。

以上でございます。

○中村守委員 その上で、今回の価格高騰経済対策において、本事業による子育て世帯への支援を追加するというところであります。その金額、考え方等についてお伺いをいたします。

○佐藤経済企画課参事 追加支援の考え方についてでございます。食料品等の物価高騰は長期化しており、生活に欠かせない米と牛乳の価格も上昇傾向となっている中、その影響を大きく受ける子育て世帯に対し、前回同様、商品券等としてお届けするとともに、あわせて、道産品の消費拡大にもつなげることを狙いとして実施するものであります。

また、来年6月に国の減税措置等が実施されるまでの間の両品目の値上げ影響分や他県の状況などを勘案し、商品券等の支援額を設定したところであります。

なお、前回支給済みの世帯に対し、申請サイトのアドレスをメール等により個別に通知の上、過去の申請内容を基に簡易申請できる仕組みとしまして、子育て世帯に対し、商品券等を速やかに支給してまいります。

以上でございます。

○中村守委員 既に実施分の申請率が87.4%だったということでもありますから、ぜひ100%に近づくよう周知をするとともに、申請方法についても、アクセスしやすく、分かりやすくしていただきたいということ、それから、迅速に各家庭に届くようお願いをします。

その上で、この事業は、プロポーザル方式の業務委託であるというふうにお聞きしております。その事務費は少ない額ではないというふう聞いております。数億円だと聞いていますが、道の事業で、直近、2つのプロポーザルで不正があったわけでもありますから、どうか、この執行に当たっては、入り口、中間、出口における検査・報告体制など、厳格に、また不正が起らないように実施をしていただけるよう指摘をしておきたいと思っております。

次に、今後の対応についてであります。物価高騰が長期化しており、今後の動向も見通せない中で、道として、道民生活や事業者の経営を支えるために継続した支援が必要だというふうを考えます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

これまで取り組んできた物価高騰対策の成果について伺い、また、今後どのように対応していくのか、併せてお伺いをしたいと思います。

○大越農子委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 物価高騰に係る今後の対応についてであります。道では、経済対策推進本部を通じた地域や事業者の方々の支援ニーズの把握に加え、振興局や道の各種調査など様々な手法により、道民の皆様や事業者の方々の実情把握に努め、本年5月に価格高騰等経済対策を策定し、支援策を講じてきたところでありまして、これによりまして、価格高騰による影響の緩和や新事業に取り組む後押しなどにつながってきたものと考えているところでございます。

エネルギーや食料品等の価格高騰は長期化しており、冬を迎え、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営は大変厳しい状況にありますことから、道といたしましては、所要の補正予算を議決いただいた後には、市町村や関係機関とも連携しながら、各般の施策の効果的な周知や迅速かつ円滑な執行に努め、支援を必要とする皆様に一日も早くお届けできるよう取り組みますとともに、引き続き、経済対策推進本部や各種調査を通じ、道民の皆様や事業者の方々の状況把握に努めまして、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中村守委員 問題は、厳しさが長期化をしており、また、出口が見えていないというところにありますので、どうか適時適切なニーズの把握をよろしくお願ひしたいと思います。

次の問題に移りますが、観光振興についてでございます。

本道においては、新型コロナウイルス感染症の水際対策が大幅に緩和された昨年10月以降、また、本年5月、5類へ移行などに伴い、本道への観光客は大幅に増加をしております。訪日外国人旅行者は急速に回復しており、本道観光にも明るさが見えてきたものと認識をしております。

このような中、本年9月、本道で開催されたアドベンチャー・トラベル・ワールドサミットは、世界各国から旅行会社やメディア、政府観光局など多くの関係者が参加し、無事、閉会したものと承知をしております。本道の雄大な自然、それから、独自の文化や食の豊かさなど、ポテンシャルが高い北海道において、アジア初のサミットが開催された意義は大きいものと考えます。

そこで伺います。

本年9月20日、主催団体であるATTA、アドベンチャー・トラベル・トレード・アソシエーションと、知事を会長とする実行委員会が、共同ステートメントを発出したところであります。

このステートメントの中で、「参加者に、北海道・日本の美しい自然、美味しい食、様々な文化、そしてそれらが織りなす「調和」を体験する機会を提供できた。」「今後のビジネスチャンスに向け、持続的な関係を築いた。」「本サミットを契機として、引き続き北海道・日本の関係者との連携、アジアにおける取組の展開を進めていきたいと考えている。」というすばらしいステートメントであったわけでありまして。

北海道も、この12月の年末に向けてウインタースポーツの季節を迎えておりますが、先般のこの共同ステートメントを受けて、今後、どのような具体的な取組を展開されようと考えておられ

るのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 アドベンチャートラベル担当課長輿水昌明君。

○輿水アドベンチャートラベル担当課長 アドベンチャートラベルについてであります。本年9月に開催したサミットは、世界各国のアドベンチャートラベル関係者とのネットワークが築かれるなど大きな成果をもたらしたところであり、この成果を今後につなげるため、サミットの終了後に、主催者のATTAと実行委員会との間で、北海道及び日本のアドベンチャートラベルの地位確立に向けて、共に取り組んでいくことなどを盛り込んだ共同ステートメントを発出いたしました。

道といたしましては、このステートメントは今後の取組の大きなステップになるものと考えており、ATTAの持つ専門知識やネットワーク等を活用しまして、関係機関や事業者の皆様と連携しながら、旅行者のニーズに即したツアーの磨き上げや、国際的にも評価されるガイドの育成、ウインターシーズンを満喫できる新たな旅行商品の造成、さらには、マーケティングに基づく戦略的なプロモーションを効果的に行うなど、アドベンチャートラベルの一層の普及に取り組んでまいります。

○中村守委員 アドベンチャートラベルは、大変単価の高い旅行形態であるとも聞いておりますので、そうした意味からも、ぜひこのチャンスを生かしていただきたいと思っております。

続きまして、観光振興税、観光振興を目的とした新たな税についてであります。

さきの我が会派の一般質問においても、今日も、委員の皆さんから指摘もございましたが、この問題について取り上げてきたところであります。道は、新税の検討を進めている市町村に赴き、検討状況に応じて税の用途や徴収方法などについて調整を進める、それから、市町村からは、広域自治体と基礎自治体の役割分担を考慮した制度設計といった観点から、また、事業者からは、納税者の負担感や徴収事務の軽減といった観点から、様々な御意見をいただいているなどという答弁をいただいております。

さらに、道としては、こうした意見をしっかり受け止め、事業者や納税者に理解を得られるよう努めていくなどとして、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう検討を進めると述べておられます。

一方、道からは、既に、有識者懇談会からの段階的定額制の導入を柱とした基本的な内容が示されております。道は、今後も、あくまでもこの方針の内容について何ら変更することなく進めるということなのか、それとも、場合によっては修正もあり得るということなのか、お伺いをしたいと思います。

○大越農子委員長 観光事業担当課長渡部泰明君。

○渡部観光事業担当課長 観光振興を目的とした新税についてであります。道では、9月に開催した2回目の懇談会におきまして、宿泊料金に応じた段階的定額制のイメージなどをたたき台としてお示しをし、御議論をいただいた後、新税の検討を進めている市町村等に赴き、それぞれの検討状況に応じて調整を進めるとともに、事業者の皆様に対しましても検討状況を説明し、道

【第2分科会 12月8日 第3号】

と市町村との役割分担や、納税者の負担減、徴収事務の負担軽減といった観点から様々な御意見をいただいております。

道としては、こうした御意見をしっかりと受け止め、市町村とより丁寧に調整を行いながら、税の使途や税制度の在り方、徴収方法などについて、引き続き検討を進めてまいります。

○中村守委員 修正もあり得るのかとあえて質問をしたのは、私は、十分な議論よりも先に、このたたき台なるものが先行して世に出たことが問題だったのではないかと思うからであります。先ほどの滝口(信)委員からも御指摘のとおり、何に使われるのかという実態が不明確なまま、先行してたたき台が出てしまったということが問題だったような気がいたします。

観光振興税が悪いと言っているのではないのです。財源が少ない中で、60億円も観光に使える財布があったらこんないいことはないわけで、本来であれば、ホテルや旅館、事業者の皆さんも賛成していただいてもいいぐらいだろうというふうに思うのですが、何に使われるのかが分からない。

そして、徴収されるその一番のボリュームゾーンは、1万円、1万5000円ぐらいのところまでの方ですから、ここは、実は観光というよりもビジネスの人たちが多いのだろーと思えます。場所によっては、インバウンドの多い地域もあれば、道内旅行者ばかりの地域もあつたりします。

だから、何に使われるかということが分からないまま、たたき台が先行してというこのやり方について、私は一石を投じたいと思って、このまま変更はないのかということをお願いしたいと思います。

ホテル事業者の方の中には、やっとならコロナが明けて、これからコロナ禍で負った借金を返そうというときに、税金を取る話をするというのは怒りが込み上げてくるとまでおっしゃる方もいますから、どうか、しっかりと現場の皆様のお声も聞いていただいて制度設計をしていただければというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

その上で、今後の進め方についてではありますが、道は、この新税の導入について、年度内に道民各層の合意を取り付けて、明年度からの実施に向けて取り組んでいくということなのか、今後の導入に向けたスケジュールについて、あえてもう一度お伺いしたいと思います。

○大越農子委員長 経済部観光振興監榎信彦君。

○榎経済部観光振興監 今後の対応についてでございますが、道としては、新税の導入に向けては、道民の皆様を含む納税をしていただく多くの方々をはじめ、市町村、徴収事務を担っていただく予定の宿泊事業者の方々など、幅広い関係者の御理解と御協力が必要だと考えております。

このため、今後の検討に当たりましては、現在、各地域に赴きお伺いをしております様々な御意見をしっかりと受け止め、市町村とも十分に調整を行いながら、具体的な使途の内容や規模感、税制度等についてさらに精査を行い、北海道全体として望ましい税となるよう道としての考え方を取りまとめまいります。

以上です。

○中村守委員 様々、観光振興税について伺ってまいりましたが、この新たな税の導入の検討に

当たっては、さきにも申し上げましたとおり、道民をはじめ、納税していただく方々、市町村、宿泊事業者など様々な関係者の御理解と御協力が必要となる大変重要な問題であると思います。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

次に、人材確保等についてであります。

人口減少や求職者との労働条件のミスマッチなど、様々な要因で人手不足が深刻な状況にある道内企業において、外国人を含め、人材の確保は喫緊の課題となっているものと思います。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、人材の確保についてであります。建設や運輸など様々な産業において、地方の人手不足の深刻化への懸念が高まっているものと考えますが、道内の人手不足の状況について、まずお伺いいたします。

○大越農子委員長 産業人材課長堀内一宏君。

○堀内産業人材課長 道内の人手不足の状況についてでございますが、道内の雇用情勢については、持ち直しの動きにやや弱さが見られ、引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があるとされているところでございます。

こうした中、本年10月の有効求人倍率は1.02倍で、前年同月を0.14ポイント下回ったところでございますが、職種別の有効求人倍率では、建築・土木・測量技術者が6倍以上、整備工・修理工が4倍以上となっておりますほか、宿泊や介護などのサービスの職種が2倍以上で、職種によって人手不足が顕著になっていると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○中村守委員 特に、建築、土木、整備、修理、宿泊、介護などの職種で人手不足が顕著であるということがよく分かりました。

次に、今後の取組についてであります。

道内企業は、人材確保が難しい状況になっておりますが、産業を支える人材を確保するための道の取組についてお伺いをいたします。

○堀内産業人材課長 産業を支える人材確保の取組についてでございますが、人口減少や少子・高齢化により人手不足が深刻化する中、地域経済の活性化に向けましては、道内企業の経営を支える多様な働き手の確保に取り組むことが重要と認識をしております。

このため、道では、道外企業で活躍経験のある人材の誘致や、U・Iターンの促進、職場定着に向けた就業環境改善などへの支援、外国人材の円滑な受入れ環境づくりに加えまして、人手不足が深刻な業種を対象に支援金等を支給する事業を実施するなど、地域経済を支える多様な人材確保の取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○中村守委員 そういう意味では、それだけでなく人手不足なわけではありますが、次に、半導体人材の確保ということでもあります。

【第2分科会 12月8日 第3号】

現在、道内の理工系人材の多くが道外に流出しているというのが現状であります。そうした中、ラピダス社の立地を契機として、関連産業の集積が期待されております。半導体関連産業が求める人材の確保、これが次の課題になってくるものと思います。

国は、協議会を設置するなど、人材確保に向けた取組を行っておりますが、道では、今後、半導体人材の確保に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○大越農子委員長 次世代半導体戦略室参事宮崎裕一君。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 半導体人材の確保についてであります。ラピダス社の立地を契機としまして、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を図るためには、半導体関連産業を担う人材の確保が重要と認識しております。

こうした中、道では、国が設立した北海道半導体人材育成等推進協議会に参画し、道内の大学や高専といった教育機関など幅広い関係機関と連携の上、道立高校やMONOテクでの出前講座をはじめ、若年層向けのアニメ動画や展示物等のコンテンツの活用などにより、人材育成の取組を進めているところであります。

道といたしましては、これら事業の実施に加えまして、半導体関連産業の集積を通じて、理工系人材が道内で活躍できる場の創出に取り組みますとともに、U・Iターンといった人材誘致の取組を活用するなどして、持続的な半導体人材の確保に努めてまいります。

○中村守委員 半導体人材の育成というのは、大変時間のかかることであろうと思います。大学に入ってから大学院を出るまでで6年ですから、大変時間がかかることだろうと思いますが、ラピダス社の求める人材育成、あるいは人材確保のスピード感と、道の考えている施策のスピード感がかみ合っていないように私は感じます。さらにスピードアップをして、U・Iターンも含めて、道内外、国内外にアピールして人材を集める必要があるものと思います。どうかよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、外国人労働者についてであります。人材確保が難しい状況などを背景にして外国人労働者が年々増加しており、地域産業の人手不足対策は外国人労働者に頼らざるを得ないという状況にあるものと考えます。

道内の外国人労働者の状況について、まずはお伺いいたします。

○堀内産業人材課長 道内の外国人労働者の状況についてでございますが、国の調査によりますと、昨年10月末現在、道内の外国人労働者数は2万7813人となっており、そのうち、約半数の1万2530人が技能実習生、次いで、通訳業務などに従事する専門的・技術的分野の在留資格が8180人、日本人の配偶者など身分に基づく在留資格が3222人などとなっております。

以上でございます。

○中村守委員 大変多くの外国人労働者に支えられ、その半数は技能実習生であり、これからも増加していくものと認識をいたしました。

次に、技能実習生の受入れ状況についてであります。外国人労働者のうち、技能実習生は、今、半数ということですが、どのような産業で受入れられているのか、道内の技能実習生

の受入れ状況についてお伺いをいたします。

○堀内産業人材課長 技能実習生の受入れ状況についてでございますが、現在、実習生の方々が全道各地の様々な産業で活躍をされておりますが、産業別の実習生の方々の受入れ状況につきましては、道が今年度実施しました調査では、食品製造関係が最も多く4277人、次いで、農業が1542人、建設関係工事業が1484人などとなっております。

以上でございます。

○中村守委員 次に、技能実習制度の見直しについてであります。製造業や農業などで多くの技能実習生が受け入れられている中で、技能実習制度については、先月開催された国の有識者会議で取りまとめられた最終報告書において、その見直しなどが示されたところと承知しております。

最終報告書はどのような内容となっていたのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 産業人材担当局長岡本拓司君。

○岡本産業人材担当局長 技能実習制度の見直しについてでございますが、国の技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において取りまとめられた最終報告書では、現行の技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しを行うとともに、一定の要件の下で転籍を認めること、日本語能力が段階的に向上する仕組みの構築や受入れ環境整備の取組のほか、地方における人材確保への配慮などが示され、国に提出されたところでございます。

○中村守委員 技能実習制度の中身といたしましうか、趣旨が、人材確保と人材育成が目的であるという、建前ではなく、本当の実態に即した制度になったということは大変評価できますが、多くの道内企業では、転籍されるのではないかと懸念を持っていると聞いています。

実施に当たっては、そうした不安要素を払拭し、北海道に多くの外国人材に残ってもらえるよう配慮していただきたいということをお願いしたいと思っております。

最後に、今後の対応についてであります。現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設するという方向性が示されたところでありますが、今後の道の対応についてもお伺いしたいと思っております。

○中島経済部長 今後の対応についてであります。国の有識者会議におきまして、道では、これまで、人材育成や人材確保の観点から一定の就労期間を確保することや、人手不足が深刻な地方の人材確保対策の必要性のほか、日本語教育の支援などにつきまして提言してきたところでございます。

今後は、国において、最終報告書に基づき、必要な検討や手続が進められるものと承知しており、道といたしましては、今後とも、国のこうした動きを注視いたしますとともに、外国人労働者が北海道で安心して働き、暮らすことができる環境づくりに努めるなど、地域経済を支える外国人材の安定的な確保、定着に向けて、適切に対応してまいります。

以上でございます。

【第2分科会 12月8日 第3号】

○中村守委員 人材確保について伺ってまいりました。

人手不足が深刻化している本道において、外国人材も含め、多様な人材の確保に向けた取組は大変重要な仕事であると考えます。

この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○大越農子委員長 中村委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大越農子委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

12月11日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時58分散会